



山形県公報

平成18年3月31日(金)
第1729号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                        |                |
|--------------------------------------------------------|----------------|
| 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....                            | (人 事 課) ...431 |
| 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...449   |
| 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....                       | ( 同 ) ... 同    |
| 退職勸奨の記録に関する規則の一部を改正する規則.....                           | ( 同 ) ... 同    |
| 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則.....                    | ( 同 ) ... 同    |
| 退職手当の調整額の算定等に関する規則.....                                | ( 同 ) ...450   |
| 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則.....      | ( 同 ) ...459   |
| 山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則.....                            | (文化振興課) ... 同  |
| 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則.....                       | (学術振興課) ...461 |
| 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....                            | (障害福祉課) ...463 |
| 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....                    | ( 同 ) ...464   |
| 山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則.....                    | ( 同 ) ...472   |
| 山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....                    | ( 同 ) ... 同    |
| 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....              | ( 同 ) ... 同    |
| 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則.....            | (保健業務課) ...473 |
| 山形県通訳案内士法の施行に関する規則.....                                | (観光振興課) ...476 |
| 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則.....                    | (雇用労政課) ...478 |
| 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則.....                          | ( 同 ) ...480   |
| 山形県立蔵王西部牧場管理規則の一部を改正する規則.....                          | (生産流通課) ...483 |
| 山形県建設業法施行細則の一部を改正する規則.....                             | (建設企画課) ...484 |
| 山形県ふるさと交流広場条例施行規則.....                                 | (交通基盤課) ... 同  |
| 米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則.....                           | ( 同 ) ...486   |
| 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則.....                   | ( 同 ) ...487   |
| 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....                           | (建築住宅課) ...493 |
| 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....                       | ( 同 ) ... 同    |
| 山形県すまい情報センター条例施行規則の一部を改正する規則.....                      | ( 同 ) ... 同    |

### 訓 令

|                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... | (人 事 課) ...494 |
| 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....    | ( 同 ) ...496   |

### 告 示

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... | (財 政 課) ... 同  |
| あらたに生じた土地の確認.....        | (市町村課) ... 同   |
| 山形県土地利用基本計画の変更.....      | (政策企画課) ...497 |
| 山形県郷土館の開館時間及び休館日.....    | (文化振興課) ... 同  |
| 山形県郷土館の利用料金.....         | ( 同 ) ... 同    |
| 県政史緑地の利用料金.....          | ( 同 ) ...501   |

|                                                                        |                    |     |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|
| 山形県国際交流センターの開館時間及び休館日.....                                             | ( 同 )              | 同   |
| 山形県生涯学習センターの休館日.....                                                   | ( 学術振興課 )          | 同   |
| 山形県生涯学習センターの利用料金.....                                                  | ( 同 )              | 502 |
| 置賜文化ホールの利用料金.....                                                      | ( 置賜総合支庁企画振興課 )    | 505 |
| 山形県男女共同参画センターの休館日.....                                                 | ( 女性青少年政策室 )       | 510 |
| 山形県男女共同参画センターの利用料金.....                                                | ( 同 )              | 同   |
| 山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間.....                                 | ( 環境保護課 )          | 511 |
| 山形県志津野営場の休場日及び利用時間.....                                                | ( 同 )              | 同   |
| 山形県志津野営場の利用料金.....                                                     | ( 同 )              | 同   |
| 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....                                        | ( 長寿社会課 )          | 同   |
| 山形県身体障害者保養所東紅苑の利用時間.....                                               | ( 同 )              | 513 |
| 山形県身体障害者保養所東紅苑の利用料金.....                                               | ( 同 )              | 514 |
| 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間.....                                                | ( 同 )              | 同   |
| 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金.....                                                | ( 同 )              | 515 |
| 山形県立ワークショップ明星園の開館時間及び休館日.....                                          | ( 同 )              | 同   |
| 山形県立ふれあいの家の利用料金.....                                                   | ( 同 )              | 516 |
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....                                           | ( 置賜総合支庁福祉課 )      | 同   |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....                                           | ( 同 )              | 同   |
| 貸金業者に対する登録の取消しの処分.....                                                 | ( 産業政策課 )          | 517 |
| 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日.....                                             | ( 観光振興課 )          | 同   |
| 山形県県民の海・プールの利用料金.....                                                  | ( 同 )              | 518 |
| 山形県国民宿舎の利用料金.....                                                      | ( 同 )              | 519 |
| 山形県観光情報センターの開館時間.....                                                  | ( 同 )              | 同   |
| 平成6年8月県告示第907号(山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例第2条第2号及び第4条の規定による受講料の額等)の一部改正..... | ( 雇用労政課 )          | 同   |
| 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例第4条及び別表の規定による受講料の額等.....                           | ( 同 )              | 520 |
| 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程を廃止する規程.....                                      | ( 農政企画課 )          | 同   |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....                              | ( 生産流通課 )          | 521 |
| 国土調査の成果の認証.....                                                        | ( 農村計画課 )          | 同   |
| 同.....                                                                 | ( 同 )              | 同   |
| 山形県県民の森の利用日及び利用時間.....                                                 | ( 村山総合支庁森林整備課 )    | 522 |
| 山形県県民の森の利用料金.....                                                      | ( 同 )              | 同   |
| 山形県遊学の森の利用日及び利用時間.....                                                 | ( 最上総合支庁森林整備課 )    | 523 |
| 山形県源流の森の利用日及び利用時間.....                                                 | ( 置賜総合支庁森林整備課 )    | 同   |
| 山形県源流の森の利用料金.....                                                      | ( 同 )              | 524 |
| 山形県眺海の森の利用日及び利用時間.....                                                 | ( 庄内総合支庁森林整備課 )    | 同   |
| 都市公園の区域の変更.....                                                        | ( 都市計画課 )          | 525 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                                                      | ( 同 )              | 527 |
| 同.....                                                                 | ( 同 )              | 同   |
| 同.....                                                                 | ( 同 )              | 同   |
| 健康の森公園の利用料金.....                                                       | ( 村山総合支庁建設総務課 )    | 528 |
| 西蔵王公園の利用料金.....                                                        | ( 同 )              | 同   |
| 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日.....                                             | ( 同 )              | 529 |
| 悠創の丘の利用料金.....                                                         | ( 同 )              | 同   |
| 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日.....                                        | ( 同 )              | 530 |
| 山形県総合運動公園の利用料金.....                                                    | ( 同 )              | 531 |
| 中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日.....                                             | ( 同 )              | 542 |
| 中山公園の利用料金.....                                                         | ( 同 )              | 同   |
| 兼用工作物の管理協定の締結.....                                                     | ( 村山総合支庁西村山総務建築課 ) | 546 |

|                                        |                    |        |
|----------------------------------------|--------------------|--------|
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日          | ( 同 )              | ... 同  |
| 最上川ふるさと総合公園の利用料金                       | ( 同 )              | ...547 |
| 弓張平公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日                | ( 同 )              | ...548 |
| 弓張平公園の利用料金                             | ( 同 )              | ...549 |
| 最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日                | ( 最上総合支庁建設総務課 )    | ...551 |
| 最上中央公園の利用料金                            | ( 同 )              | ...552 |
| 山形県ふるさと交流広場の利用料金                       | ( 交通基盤課 )          | ...553 |
| 道路の区域の変更                               | ( 村山総合支庁建設総務課 )    | ...554 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...555 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...556 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 県道の供用の開始                               | ( 同 )              | ...557 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 道路の位置の指定                               | ( 村山総合支庁西村山総務建築課 ) | ... 同  |
| 道路の区域の変更                               | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...558 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...559 |
| 県道の供用の開始                               | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...560 |
| 道路の区域の変更                               | ( 最上総合支庁建設総務課 )    | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...561 |
| 同                                      | ( 置賜総合支庁建設総務課 )    | ... 同  |
| 同                                      | ( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 ) | ... 同  |
| 県道の供用の開始                               | ( 同 )              | ...562 |
| 道路の区域の変更                               | ( 庄内総合支庁建設総務課 )    | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...563 |
| 一般国道の供用の開始                             | ( 同 )              | ... 同  |
| 県道の供用の開始                               | ( 同 )              | ... 同  |
| 同                                      | ( 同 )              | ...564 |
| 同                                      | ( 同 )              | ... 同  |
| 指定港湾施設の利用時間等及び休業日等                     | ( 庄内総合支庁港湾事務所 )    | ... 同  |
| 指定港湾施設の利用料金                            | ( 同 )              | ...565 |
| 山形県海浜公園の利用料金                           | ( 同 )              | ...569 |
| 庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日              | ( 庄内総合支庁庄内空港事務所 )  | ...570 |
| 庄内空港緩衝緑地の利用料金                          | ( 同 )              | ...571 |
| 山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程        | ( 建築住宅課 )          | ...572 |
| 平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部改正 | ( 同 )              | ... 同  |
| 山形県すまい情報センターの開館時間及び休館日                 | ( 同 )              | ...573 |

|                              |                |   |
|------------------------------|----------------|---|
| 建築協定の認可.....                 | (置賜総合支庁建築課)... | 同 |
| 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金..... | (教育庁)...       | 同 |

## 議 会 関 係

## 告 示

|                                              |     |
|----------------------------------------------|-----|
| 山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程..... | 574 |
|----------------------------------------------|-----|

## 教 育 委 員 会 関 係

## 規 則

|                                                     |     |
|-----------------------------------------------------|-----|
| 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則..... | 同   |
| 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則.....                        | 575 |
| 山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則.....            | 576 |
| 山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則.....                   | 同   |
| 山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則.....                | 同   |

## 訓 令

|                                                               |   |
|---------------------------------------------------------------|---|
| 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の一部を改正する訓令..... | 同 |
|---------------------------------------------------------------|---|

## 告 示

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日..... | 577 |
|-----------------------------------|-----|

## 選 挙 管 理 委 員 会 関 係

## 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 政治団体の設立.....          | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....     | 578 |
| 政治団体の解散.....          | 579 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....    | 580 |
| 同.....                | 581 |
| 同.....                | 584 |
| 同.....                | 586 |
| 資金管理団体の届出事項の異動.....   | 589 |
| 資金管理団体の指定の取消.....     | 同   |
| 資金管理団体でなくなった旨の届出..... | 同   |
| 政治団体の収支報告書の訂正.....    | 590 |
| 同.....                | 591 |

## 内 水 面 漁 場 管 理 関 係

## 指 示

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限..... | 593 |
|---------------------------------------------|-----|

## 企 業 局 関 係

## 規 程

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....   | 同   |
| 山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程..... | 594 |

告示

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正.....595

病院事業局関係

規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...596
特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...597
同.....(同)...同

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第38号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項中「については」を「については、この規則で定めるもののほか」に改める。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その標準的な職務の内容は、別表第2のとおりとする。

第4条及び第5条を次のように改める。

(職務の級の決定)

第4条 職員の職務の級は、組織に関する法令、条例その他の規程の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく標準的な職務の内容に適合するように、かつ、予算の範囲内で別に定める職務の級ごとの定数の範囲内で、決定する。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第5条 級別資格基準表は、別表第3のとおりとする。

2 初任給基準表は、別表第4のとおりとする。

3 昇格時号給対応表は、別表第4の2のとおりとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の初任給、昇格及び昇給の基準に関し職員等の例によりがたい事項については、知事が別に定める。

第6条第2項中「が受けている号給」を「の職務の級」に改め、「再任用職員にあつては、別表第6の2に掲げる調整基本額」を「当該額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

第7条の7中「2級以下の級」を「1級」に改める。

第7条の8及び第7条の9を次のように改める。

(期末手当基礎額等)

第7条の8 別表第7職員の欄に掲げる職員に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額(以下「期末手当基礎額等」)

という。)は、それぞれ同表期末手当基礎額等の欄に定める額とする。

(退職手当の調整月額に係る職員の区分)

第7条の9 退職手当の調整月額に係る職員の区分は、別表第8のとおりとする。

附則第2項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(新たに職員となつた者の号給)

3 当分の間、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員の号給については、この規則の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して、知事が別に定めるところにより決定する。

附則第4項を削る。

附則別表第2を削り、附則別表第1を附則別表とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

#### 別表第1

#### 技能労務職給料表

| 職員の<br>区 分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|------------|------|---------|---------|---------|---------|
|            | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|            |      | 円       | 円       | 円       | 円       |
|            | 1    | 123,900 | 183,800 | 221,100 | 262,300 |
|            | 2    | 124,900 | 185,600 | 223,000 | 264,400 |
|            | 3    | 125,900 | 187,400 | 224,900 | 266,500 |
|            | 4    | 126,900 | 189,200 | 226,800 | 268,600 |
|            | 5    | 127,700 | 190,800 | 228,600 | 270,700 |
|            | 6    | 128,700 | 192,600 | 230,600 | 272,800 |
|            | 7    | 129,700 | 194,400 | 232,600 | 274,900 |
|            | 8    | 130,700 | 196,200 | 234,600 | 277,000 |
|            | 9    | 131,500 | 198,000 | 236,600 | 279,100 |
|            | 10   | 132,100 | 199,800 | 238,600 | 281,200 |
|            | 11   | 132,700 | 201,600 | 240,600 | 283,300 |
|            | 12   | 133,300 | 203,400 | 242,600 | 285,400 |
|            | 13   | 134,000 | 205,000 | 244,600 | 287,500 |
|            | 14   | 135,100 | 206,900 | 246,600 | 289,600 |
|            | 15   | 136,200 | 208,800 | 248,600 | 291,700 |
|            | 16   | 137,300 | 210,700 | 250,600 | 293,800 |
|            | 17   | 138,400 | 212,600 | 252,600 | 295,900 |
|            | 18   | 139,500 | 214,600 | 254,600 | 298,000 |
|            | 19   | 140,600 | 216,600 | 256,600 | 300,100 |
|            | 20   | 141,700 | 218,600 | 258,600 | 302,200 |
|            | 21   | 142,800 | 220,400 | 260,500 | 304,300 |
|            | 22   | 144,100 | 222,400 | 262,400 | 306,400 |
|            | 23   | 145,400 | 224,400 | 264,300 | 308,500 |
|            | 24   | 146,700 | 226,400 | 266,200 | 310,600 |

|                       |    |         |         |         |         |
|-----------------------|----|---------|---------|---------|---------|
|                       | 25 | 148,000 | 228,300 | 268,200 | 312,600 |
|                       | 26 | 149,500 | 230,200 | 270,100 | 314,700 |
|                       | 27 | 151,000 | 232,100 | 272,000 | 316,800 |
|                       | 28 | 152,500 | 234,000 | 273,900 | 318,900 |
|                       | 29 | 153,800 | 235,700 | 275,800 | 320,900 |
|                       | 30 | 155,300 | 237,300 | 277,700 | 323,000 |
|                       | 31 | 156,800 | 238,900 | 279,600 | 325,100 |
|                       | 32 | 158,300 | 240,500 | 281,500 | 327,200 |
|                       | 33 | 159,700 | 242,100 | 283,200 | 329,100 |
|                       | 34 | 162,300 | 243,700 | 285,100 | 331,200 |
|                       | 35 | 164,900 | 245,300 | 287,000 | 333,300 |
|                       | 36 | 167,500 | 246,900 | 288,900 | 335,400 |
|                       | 37 | 170,200 | 248,400 | 290,600 | 337,300 |
|                       | 38 | 171,900 | 250,000 | 292,400 | 339,300 |
|                       | 39 | 173,600 | 251,600 | 294,200 | 341,300 |
|                       | 40 | 175,300 | 253,200 | 296,000 | 343,300 |
|                       | 41 | 176,800 | 254,600 | 297,900 | 345,200 |
|                       | 42 | 178,600 | 256,000 | 299,600 | 347,100 |
|                       | 43 | 180,400 | 257,400 | 301,300 | 349,000 |
|                       | 44 | 182,200 | 258,800 | 303,000 | 350,900 |
|                       | 45 | 183,800 | 260,100 | 304,700 | 352,800 |
|                       | 46 | 185,300 | 261,500 | 306,400 | 354,400 |
|                       | 47 | 186,800 | 262,900 | 308,100 | 356,000 |
|                       | 48 | 188,300 | 264,300 | 309,800 | 357,600 |
|                       | 49 | 189,600 | 265,600 | 311,300 | 359,300 |
|                       | 50 | 190,900 | 266,900 | 312,900 | 360,500 |
|                       | 51 | 192,200 | 268,200 | 314,500 | 361,700 |
|                       | 52 | 193,500 | 269,500 | 316,100 | 362,900 |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員 | 53 | 194,900 | 270,600 | 317,800 | 363,900 |
|                       | 54 | 196,200 | 271,900 | 319,400 | 365,000 |
|                       | 55 | 197,500 | 273,200 | 321,000 | 366,100 |
|                       | 56 | 198,800 | 274,500 | 322,600 | 367,200 |
|                       | 57 | 200,000 | 275,700 | 324,100 | 368,100 |
|                       | 58 | 201,300 | 276,800 | 325,300 | 368,800 |
|                       | 59 | 202,600 | 277,900 | 326,500 | 369,500 |
|                       | 60 | 203,900 | 279,000 | 327,700 | 370,200 |
|                       | 61 | 205,100 | 280,200 | 328,800 | 370,800 |
|                       | 62 | 206,300 | 281,200 | 329,800 | 371,500 |
|                       | 63 | 207,500 | 282,200 | 330,800 | 372,200 |
|                       | 64 | 208,700 | 283,200 | 331,800 | 372,900 |

|                       |     |         |         |         |         |
|-----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 以<br>外<br>の<br>職<br>員 | 65  | 210,000 | 284,200 | 332,700 | 373,400 |
|                       | 66  | 211,100 | 285,100 | 333,500 | 374,100 |
|                       | 67  | 212,200 | 286,000 | 334,300 | 374,800 |
|                       | 68  | 213,300 | 286,900 | 335,100 | 375,500 |
|                       | 69  | 214,400 | 287,900 | 336,000 | 376,000 |
|                       | 70  | 215,500 | 288,700 | 336,700 | 376,700 |
|                       | 71  | 216,600 | 289,500 | 337,400 | 377,400 |
|                       | 72  | 217,700 | 290,300 | 338,100 | 378,100 |
|                       | 73  | 218,800 | 291,100 | 338,600 | 378,600 |
|                       | 74  | 219,900 | 291,600 | 339,200 | 379,300 |
|                       | 75  | 221,000 | 292,100 | 339,800 | 380,000 |
|                       | 76  | 222,100 | 292,600 | 340,400 | 380,700 |
|                       | 77  | 223,000 | 293,000 | 340,800 | 381,200 |
|                       | 78  | 224,100 | 293,400 | 341,300 | 381,800 |
|                       | 79  | 225,200 | 293,800 | 341,800 | 382,400 |
|                       | 80  | 226,300 | 294,200 | 342,300 | 383,000 |
|                       | 81  | 227,300 | 294,500 | 342,800 | 383,700 |
|                       | 82  | 228,100 | 294,900 | 343,300 | 384,300 |
|                       | 83  | 228,900 | 295,300 | 343,800 | 384,900 |
|                       | 84  | 229,700 | 295,700 | 344,300 | 385,500 |
|                       | 85  | 230,500 | 296,000 | 344,800 | 386,200 |
|                       | 86  | 231,200 | 296,400 | 345,300 | 386,800 |
|                       | 87  | 231,900 | 296,800 | 345,800 | 387,400 |
|                       | 88  | 232,600 | 297,200 | 346,300 | 388,000 |
|                       | 89  | 233,400 | 297,500 | 346,700 | 388,700 |
|                       | 90  | 234,200 | 297,900 | 347,200 | 389,300 |
|                       | 91  | 235,000 | 298,300 | 347,700 | 389,900 |
|                       | 92  | 235,800 | 298,700 | 348,200 | 390,500 |
|                       | 93  | 236,500 | 298,900 | 348,500 | 391,200 |
|                       | 94  | 237,200 | 299,300 | 349,000 |         |
|                       | 95  | 237,900 | 299,700 | 349,500 |         |
|                       | 96  | 238,600 | 300,100 | 350,000 |         |
|                       | 97  | 239,400 | 300,300 | 350,300 |         |
|                       | 98  | 240,100 | 300,700 | 350,800 |         |
|                       | 99  | 240,800 | 301,100 | 351,300 |         |
|                       | 100 | 241,500 | 301,500 | 351,800 |         |
|                       | 101 | 242,300 | 301,700 | 352,100 |         |
|                       | 102 | 242,800 | 302,100 | 352,500 |         |
|                       | 103 | 243,300 | 302,500 | 352,900 |         |
|                       | 104 | 243,800 | 302,900 | 353,300 |         |



|            |     |         |         |         |         |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|
|            | 105 | 244,100 | 303,100 | 353,800 |         |
|            | 106 |         | 303,500 | 354,200 |         |
|            | 107 |         | 303,900 | 354,600 |         |
|            | 108 |         | 304,300 | 355,000 |         |
|            | 109 |         | 304,500 | 355,500 |         |
|            | 110 |         | 304,900 | 355,900 |         |
|            | 111 |         | 305,300 | 356,300 |         |
|            | 112 |         | 305,700 | 356,700 |         |
|            | 113 |         | 305,900 | 357,200 |         |
|            | 114 |         | 306,300 |         |         |
|            | 115 |         | 306,700 |         |         |
|            | 116 |         | 307,100 |         |         |
|            | 117 |         | 307,300 |         |         |
|            | 118 |         | 307,600 |         |         |
|            | 119 |         | 307,900 |         |         |
|            | 120 |         | 308,200 |         |         |
|            | 121 |         | 308,600 |         |         |
|            | 122 |         | 308,900 |         |         |
|            | 123 |         | 309,200 |         |         |
|            | 124 |         | 309,500 |         |         |
|            | 125 |         | 309,900 |         |         |
| 再任用<br>職 員 |     | 186,800 | 214,600 | 259,000 | 279,400 |

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

別表第2

技能労務職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標 準 的 な 職 務              |
|------|--------------------------|
| 1 級  | 定型的な業務を行う職務              |
| 2 級  | 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務   |
| 3 級  | 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| 4 級  | 技能労務職員を指揮監督する長の職務        |

別表第3

技能労務職給料表級別資格基準表

| 学 歴 免 許 | 職 務 の 級 |     |     |
|---------|---------|-----|-----|
|         | 1 級     | 2 級 | 3 級 |
| 高 校 卒   |         | 8   | 4   |
|         | 0       | 8   | 12  |
| 中 学 卒   |         | 11  | 4   |
|         | 0       | 11  | 15  |

備考 職務の級の欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第4 初任給の欄中 「

|       |
|-------|
| 5 号 給 |
| 2 号 給 |

」 を 「

|          |
|----------|
| 1 級13号給  |
| 1 級 1 号給 |

」 に改め、同表の次に次の1表

を加える。

別表第4の2

技能労務職給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日<br>に受けていた号給 | 昇 格 後 の 号 給 |     |     |
|----------------------|-------------|-----|-----|
|                      | 2 級         | 3 級 | 4 級 |
| 1                    | 1           | 1   | 1   |
| 2                    | 1           | 1   | 1   |
| 3                    | 1           | 1   | 1   |
| 4                    | 1           | 1   | 1   |
| 5                    | 1           | 1   | 1   |
| 6                    | 1           | 1   | 1   |
| 7                    | 1           | 1   | 1   |
| 8                    | 1           | 1   | 1   |
| 9                    | 1           | 1   | 1   |
| 10                   | 1           | 1   | 1   |
| 11                   | 1           | 1   | 1   |
| 12                   | 1           | 1   | 1   |
| 13                   | 1           | 1   | 1   |
| 14                   | 1           | 1   | 1   |
| 15                   | 1           | 1   | 1   |
| 16                   | 1           | 1   | 1   |
| 17                   | 1           | 1   | 1   |
| 18                   | 1           | 2   | 2   |
| 19                   | 1           | 3   | 3   |
| 20                   | 1           | 4   | 4   |
| 21                   | 1           | 5   | 5   |
| 22                   | 1           | 6   | 6   |
| 23                   | 1           | 7   | 7   |
| 24                   | 1           | 8   | 8   |
| 25                   | 1           | 9   | 9   |
| 26                   | 1           | 10  | 10  |
| 27                   | 1           | 11  | 11  |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 28 | 1  | 12 | 12 |
| 29 | 1  | 13 | 13 |
| 30 | 1  | 14 | 14 |
| 31 | 1  | 15 | 15 |
| 32 | 1  | 16 | 16 |
| 33 | 1  | 17 | 17 |
| 34 | 1  | 18 | 18 |
| 35 | 1  | 19 | 19 |
| 36 | 1  | 20 | 20 |
| 37 | 1  | 21 | 21 |
| 38 | 1  | 22 | 22 |
| 39 | 1  | 23 | 23 |
| 40 | 1  | 24 | 24 |
| 41 | 1  | 25 | 25 |
| 42 | 1  | 26 | 26 |
| 43 | 1  | 27 | 27 |
| 44 | 1  | 28 | 28 |
| 45 | 1  | 29 | 29 |
| 46 | 2  | 30 | 30 |
| 47 | 3  | 31 | 31 |
| 48 | 4  | 32 | 32 |
| 49 | 5  | 33 | 33 |
| 50 | 6  | 34 | 34 |
| 51 | 7  | 35 | 35 |
| 52 | 8  | 36 | 36 |
| 53 | 9  | 37 | 37 |
| 54 | 10 | 38 | 38 |
| 55 | 11 | 39 | 39 |
| 56 | 12 | 40 | 40 |
| 57 | 13 | 41 | 41 |
| 58 | 14 | 41 | 42 |
| 59 | 15 | 42 | 43 |
| 60 | 16 | 42 | 44 |
| 61 | 17 | 43 | 45 |
| 62 | 18 | 43 | 45 |
| 63 | 19 | 44 | 45 |
| 64 | 20 | 44 | 46 |
| 65 | 21 | 45 | 46 |
| 66 | 22 | 45 | 46 |
| 67 | 23 | 46 | 47 |
| 68 | 24 | 46 | 47 |
| 69 | 25 | 47 | 47 |
| 70 | 25 | 47 | 48 |
| 71 | 26 | 48 | 48 |
| 72 | 26 | 48 | 48 |
| 73 | 27 | 49 | 49 |
| 74 | 27 | 49 | 49 |
| 75 | 28 | 49 | 49 |
| 76 | 28 | 49 | 50 |

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 77  | 29 | 50 | 50 |
| 78  | 29 | 50 | 50 |
| 79  | 30 | 50 | 51 |
| 80  | 30 | 50 | 51 |
| 81  | 31 | 51 | 51 |
| 82  | 31 | 51 | 52 |
| 83  | 32 | 51 | 52 |
| 84  | 32 | 51 | 52 |
| 85  | 33 | 52 | 53 |
| 86  | 33 | 52 | 53 |
| 87  | 34 | 52 | 53 |
| 88  | 34 | 52 | 53 |
| 89  | 35 | 53 | 54 |
| 90  | 35 | 53 | 54 |
| 91  | 36 | 53 | 54 |
| 92  | 36 | 53 | 54 |
| 93  | 37 | 53 | 55 |
| 94  | 37 | 54 | 55 |
| 95  | 38 | 54 | 55 |
| 96  | 38 | 54 | 55 |
| 97  | 39 | 54 | 56 |
| 98  | 39 | 54 | 56 |
| 99  | 40 | 55 | 56 |
| 100 | 40 | 55 | 56 |
| 101 | 41 | 55 | 57 |
| 102 | 41 | 55 | 57 |
| 103 | 42 | 55 | 58 |
| 104 | 42 | 56 | 58 |
| 105 | 43 | 56 | 59 |
| 106 |    | 56 | 59 |
| 107 |    | 56 | 60 |
| 108 |    | 56 | 60 |
| 109 |    | 57 | 61 |
| 110 |    | 57 | 61 |
| 111 |    | 57 | 62 |
| 112 |    | 57 | 62 |
| 113 |    | 58 | 63 |
| 114 |    | 58 |    |
| 115 |    | 58 |    |
| 116 |    | 58 |    |
| 117 |    | 59 |    |
| 118 |    | 59 |    |
| 119 |    | 59 |    |
| 120 |    | 59 |    |
| 121 |    | 60 |    |
| 122 |    | 60 |    |
| 123 |    | 60 |    |
| 124 |    | 60 |    |
| 125 |    | 61 |    |

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第6を次のように改める。

別表第6

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 6,500円  |
| 2 級  | 8,500円  |
| 3 級  | 9,600円  |
| 4 級  | 10,200円 |

別表第6の2を削る。

別表第7を次のように改める。

別表第7

| 職員        | 期末手当基礎額等                                |
|-----------|-----------------------------------------|
| 職務の級4級の職員 | 行政職給料表4級の職務にある者に係る期末手当基礎額等の算定の例により算定した額 |
| 職務の級3級の職員 | 行政職給料表3級の職務にある者に係る期末手当基礎額等の算定の例により算定した額 |

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8

1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

|        |                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 第9号区分  | 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に適用されていた技能労務職給料表の適用を受けていた者で同表22号給から56号給までの給料月額を受けていたもの |
| 第10号区分 | 第9号区分に属しないこととなる者                                                               |

2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 第8号区分  | 平成18年4月1日以後適用されている技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの |
| 第9号区分  | 平成18年4月1日以後適用されている技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの |
| 第10号区分 | 第8号区分又は第9号区分のいずれの区分にも属しないこととなる者                         |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（給料表等の特例）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の技能労務職員に関する規則（以下「改正前の技労規則」という。）別表第1の給料表の39号給から56号給までの号給を受けていた職員に限り、附則別表第1に定める号給に決定することができる。
- 3 附則別表第1で定める号給における昇格時号給対応表は、附則別表第2のとおりとする。
- （号給等の切替え）
- 4 施行日の前日において改正前の技労規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（知事が別に定める職員にあっては、知事が別に定める期間。以下「経過

期間」という。)に応じて附則別表第3に定める職務の級及び号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額又は附則別表第4旧号給の欄に掲げる旧号給の区分に応じ、同表額の欄に定める額に達しないこととなる職員(知事が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、それらのいずれか高い額との差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 8,000円
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 16,000円
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 24,000円
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 32,000円
- (5) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 40,000円

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、知事が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 施行日以降新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には知事が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。)第9条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則(平成18年3月県規則第38号)附則第5項から第7項までの規定による給料との合計額」とする。

(級別標準職務表に関する経過措置)

9 平成22年3月31日までの間における改正後の別表第2の規定の適用については、同表4級の項標準的な職務の欄中「職務」とあるのは、「職務又は当該職務と同等若しくは相当と認められる職務」とする。

(級別資格基準表に関する経過措置)

10 附則第4項の規定により、新級を決定された職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の別表第3の規定の適用については、当該各号に定める期間をその者の新級に在級する期間に通算する。

- (1) 新級を1級と定められた職員 施行日の前日までの間において引き続き給料表の適用を受けていた期間
- (2) 新級を2級と定められた職員 附則別表第5旧号給の欄に掲げる旧号給の区分に応じ同表期間の欄に定める期間に経過期間を加えた期間(当該期間が前号に定める期間に満たない場合は、前号に定める期間)

(期末手当基礎額等に関する経過措置)

11 施行日の前日において改正前の技労規則附則第3項の適用を受ける職員のうち、改正後の第7条の8の規定により算定される期末手当基礎額等が従前の例により算定される額に達しない職員については、改正後の第7条の8の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間に限り、なお従前の例により期末手当基礎額等を算定する。

(給料の調整額に関する経過措置)

12 第6条第1項の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあっては、当該額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

13 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員(知事が別に定める職員を除く。)である職員 附則別表第6旧号給の欄に掲げる旧号給の区分に応じ、同表額の欄に定める額
- (2) 施行日以降新たに給料の調整額適用職員となった職員(知事が別に定める職員及び施行日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となったものとみな

して前号の規定により算定した額

(3) 知事が別に定める職員 知事が別に定めるところにより、前2号の規定により算定した額

(4) 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して知事が別に定める者 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定により算定した額

14 前2項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

15 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成11年12月県規則第83号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「並びに附則第3項及び第4項の規定」を削る。

附則第2項中「附則第5項」を「附則第3項」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項及び第4項を削り、附則第5項を附則第3項とする。

16 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成16年12月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則別表第1

技能労務職特例給料表

| 職員の<br>区 分                                     | 職 務 の 級 |   | 3 級<br>給 料 月 額 |
|------------------------------------------------|---------|---|----------------|
|                                                | 号       | 給 |                |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員<br>以<br>外<br>の<br>職<br>員 | 114     |   | 円<br>357,600   |
|                                                | 115     |   | 358,000        |
|                                                | 116     |   | 358,400        |
|                                                | 117     |   | 358,900        |
|                                                | 118     |   | 359,300        |
|                                                | 119     |   | 359,700        |
|                                                | 120     |   | 360,100        |
|                                                | 121     |   | 360,600        |
|                                                | 122     |   | 361,000        |
|                                                | 123     |   | 361,400        |
|                                                | 124     |   | 361,800        |
|                                                | 125     |   | 362,300        |

備考 この給料表の号給は、旧号給が39号給から56号給までの職員に限り特例として適用する。

附則別表第2

技能労務職特例給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日<br>に受けていた号給 | 昇 格 後 の 号 給 |  |
|----------------------|-------------|--|
|                      | 4 級         |  |
| 114                  | 63          |  |
| 115                  | 63          |  |
| 116                  | 63          |  |
| 117                  | 64          |  |
| 118                  | 64          |  |
| 119                  | 64          |  |
| 120                  | 64          |  |

|     |    |
|-----|----|
| 121 | 65 |
| 122 | 65 |
| 123 | 66 |
| 124 | 66 |
| 125 | 67 |

備考 この表の昇格後の号給の欄中「4級」とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附則別表第3

技能労務職給料表の適用を受ける職員の職務の級及び号給の切替表

|   | 旧 号 給     | 切替日における職務の級及び号給 |     |
|---|-----------|-----------------|-----|
|   | 経過期間      | 職 務 の 級         | 号 給 |
| 2 | 3月未満      | 1               | 1   |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 2   |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 3   |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 4   |
|   | 12月以上     | 1               | 5   |
| 3 | 3月未満      | 1               | 5   |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 6   |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 7   |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 8   |
|   | 12月以上     | 1               | 9   |
| 4 | 3月未満      | 1               | 9   |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 10  |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 11  |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 12  |
|   | 12月以上     | 1               | 13  |
| 5 | 3月未満      | 1               | 13  |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 14  |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 15  |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 16  |
|   | 12月以上     | 1               | 17  |
| 6 | 3月未満      | 1               | 17  |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 18  |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 19  |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 20  |
|   | 12月以上     | 1               | 21  |
| 7 | 3月未満      | 1               | 21  |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 22  |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 23  |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 24  |
|   | 12月以上     | 1               | 25  |
| 8 | 3月未満      | 1               | 25  |
|   | 3月以上6月未満  | 1               | 26  |
|   | 6月以上9月未満  | 1               | 27  |
|   | 9月以上12月未満 | 1               | 28  |
|   | 12月以上     | 1               | 29  |
|   | 3月未満      | 1               | 29  |



|    |           |   |    |
|----|-----------|---|----|
| 9  | 3月以上6月未満  | 1 | 30 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 31 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 32 |
|    | 12月以上     | 1 | 33 |
| 10 | 3月未満      | 1 | 33 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 34 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 35 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 36 |
|    | 12月以上     | 1 | 37 |
| 11 | 3月未満      | 1 | 37 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 38 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 39 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 40 |
|    | 12月以上     | 1 | 41 |
| 12 | 3月未満      | 1 | 41 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 42 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 43 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 44 |
|    | 12月以上     | 1 | 45 |
| 13 | 3月未満      | 1 | 45 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 46 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 47 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 48 |
|    | 12月以上     | 1 | 49 |
| 14 | 3月未満      | 1 | 49 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 50 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 51 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 52 |
|    | 12月以上     | 1 | 53 |
| 15 | 3月未満      | 1 | 53 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 54 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 55 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 56 |
|    | 12月以上     | 1 | 57 |
| 16 | 3月未満      | 2 | 13 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 14 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 15 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 16 |
|    | 12月以上     | 2 | 17 |
| 17 | 3月未満      | 2 | 17 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 18 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 19 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 20 |
|    | 12月以上     | 2 | 21 |
| 18 | 3月未満      | 2 | 21 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 22 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 23 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 24 |
|    | 12月以上     | 2 | 25 |

|    |           |   |    |
|----|-----------|---|----|
| 19 | 3月未満      | 2 | 25 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 26 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 27 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 28 |
|    | 12月以上     | 2 | 29 |
| 20 | 3月未満      | 2 | 29 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 30 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 31 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 32 |
|    | 12月以上     | 2 | 33 |
| 21 | 3月未満      | 2 | 33 |
|    | 3月以上6月未満  | 2 | 34 |
|    | 6月以上9月未満  | 2 | 35 |
|    | 9月以上12月未満 | 2 | 36 |
|    | 12月以上     | 2 | 37 |
| 22 | 3月未満      | 3 | 17 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 18 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 19 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 20 |
|    | 12月以上     | 3 | 21 |
| 23 | 3月未満      | 3 | 21 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 22 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 22 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 22 |
|    | 12月以上     | 3 | 22 |
| 24 | 3月未満      | 3 | 22 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 22 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 23 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 24 |
|    | 12月以上     | 3 | 25 |
| 25 | 3月未満      | 3 | 25 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 26 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 27 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 28 |
|    | 12月以上     | 3 | 29 |
| 26 | 3月未満      | 3 | 29 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 30 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 31 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 32 |
|    | 12月以上     | 3 | 33 |
| 27 | 3月未満      | 3 | 33 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 33 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 33 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 33 |
|    | 12月以上     | 3 | 33 |
| 28 | 3月未満      | 3 | 33 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 34 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 35 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 36 |
|    | 12月以上     | 3 | 37 |

|    |           |   |    |
|----|-----------|---|----|
| 29 | 3月未満      | 3 | 37 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 38 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 39 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 40 |
|    | 12月以上     | 3 | 41 |
| 30 | 3月未満      | 3 | 41 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 42 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 43 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 44 |
|    | 12月以上     | 3 | 45 |
| 31 | 3月未満      | 3 | 45 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 46 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 47 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 48 |
|    | 12月以上     | 3 | 49 |
| 32 | 3月未満      | 3 | 49 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 50 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 51 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 52 |
|    | 12月以上     | 3 | 53 |
| 33 | 3月未満      | 3 | 53 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 54 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 55 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 56 |
|    | 12月以上     | 3 | 57 |
| 34 | 3月未満      | 3 | 57 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 58 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 59 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 60 |
|    | 12月以上     | 3 | 61 |
| 35 | 3月未満      | 3 | 61 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 62 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 63 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 64 |
|    | 12月以上     | 3 | 65 |
| 36 | 3月未満      | 3 | 65 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 66 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 67 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 68 |
|    | 12月以上     | 3 | 69 |
| 37 | 3月未満      | 3 | 69 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 70 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 71 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 72 |
|    | 12月以上     | 3 | 73 |
| 38 | 3月未満      | 3 | 73 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 74 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 75 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 76 |
|    | 12月以上     | 3 | 77 |

|    |           |   |     |
|----|-----------|---|-----|
| 39 | 3月未満      | 3 | 85  |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 86  |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 87  |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 88  |
|    | 12月以上     | 3 | 89  |
| 40 | 3月未満      | 3 | 89  |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 90  |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 91  |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 92  |
|    | 12月以上     | 3 | 93  |
| 41 | 3月未満      | 3 | 93  |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 94  |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 95  |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 96  |
|    | 12月以上     | 3 | 97  |
| 42 | 3月未満      | 3 | 97  |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 98  |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 99  |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 100 |
|    | 12月以上     | 3 | 101 |
| 43 | 3月未満      | 3 | 101 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 102 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 103 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 104 |
|    | 12月以上     | 3 | 105 |
| 44 | 3月未満      | 3 | 105 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 106 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 107 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 108 |
|    | 12月以上     | 3 | 109 |
| 45 | 3月未満      | 3 | 109 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 110 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 111 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 112 |
|    | 12月以上     | 3 | 113 |
| 46 | 3月未満      | 3 | 113 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 114 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 115 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 116 |
|    | 12月以上     | 3 | 117 |
| 47 | 3月未満      | 3 | 117 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 118 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 119 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 120 |
|    | 12月以上     | 3 | 121 |
| 48 | 3月未満      | 3 | 121 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 122 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 123 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 124 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |

|    |           |   |     |
|----|-----------|---|-----|
| 49 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 50 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 51 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 52 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 53 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 54 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 55 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |
| 56 | 3月未満      | 3 | 125 |
|    | 3月以上6月未満  | 3 | 125 |
|    | 6月以上9月未満  | 3 | 125 |
|    | 9月以上12月未満 | 3 | 125 |
|    | 12月以上     | 3 | 125 |

附則別表第4

| 旧号給 | 額       | 旧号給 | 額       |
|-----|---------|-----|---------|
|     | 円       |     | 円       |
| 1   | -       | 29  | 300,400 |
| 2   | 120,800 | 30  | 307,700 |
| 3   | 125,200 | 31  | 314,600 |

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 4  | 129,600 | 32 | 327,500 |
| 5  | 134,000 | 33 | 334,900 |
| 6  | 138,400 | 34 | 342,000 |
| 7  | 142,800 | 35 | 347,500 |
| 8  | 148,000 | 36 | 352,200 |
| 9  | 153,800 | 37 | 356,200 |
| 10 | 159,700 | 38 | 359,500 |
| 11 | 170,200 | 39 | 367,700 |
| 12 | 176,800 | 40 | 370,200 |
| 13 | 183,800 | 41 | 372,700 |
| 14 | 189,600 | 42 | 375,300 |
| 15 | 194,900 | 43 | 377,800 |
| 16 | 205,000 | 44 | 380,400 |
| 17 | 212,600 | 45 | 383,000 |
| 18 | 220,400 | 46 | 385,600 |
| 19 | 228,300 | 47 | 388,200 |
| 20 | 235,700 | 48 | 390,800 |
| 21 | 242,100 | 49 | 393,400 |
| 22 | 254,600 | 50 | 396,000 |
| 23 | 260,100 | 51 | 398,600 |
| 24 | 268,500 | 52 | 401,200 |
| 25 | 276,800 | 53 | 403,800 |
| 26 | 284,900 | 54 | 406,400 |
| 27 | 292,700 | 55 | 409,000 |
| 28 | 292,700 | 56 | 411,600 |

附則別表第5

| 旧号給 | 期 間 |
|-----|-----|
| 16  | 0年  |
| 17  | 1年  |
| 18  | 2年  |
| 19  | 3年  |
| 20  | 4年  |
| 21  | 4年  |

附則別表第6

| 旧号給          | 額       |
|--------------|---------|
| 2号給から10号給まで  | 5,100円  |
| 11号給から15号給まで | 6,500円  |
| 16号給から21号給まで | 8,500円  |
| 22号給から31号給まで | 9,700円  |
| 32号給から56号給まで | 10,200円 |

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第39号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第2項中「第2条第1項の表第20項第2号」を「第2条第1項の表第19項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第22項第24号」を「第2条第1項の表第21項第24号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第25項第3号」を「第2条第1項の表第24項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第34項第11号」を「第2条第1項の表第33項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第37項第7号」を「第2条第1項の表第34項第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第40号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第6条第3項」を「第7条の5」に改める。

別記様式第1号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第41号

退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則

退職勧奨の記録に関する規則（昭和61年1月県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

別記様式中「・調整手当」を「・地域手当」に改め、同様式の記入要領第4項第2号中「第6条第3項」を「第7条の5」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第42号

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則（平成9年12月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「調整手当」を「地域手当」に、「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

別記様式第3号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

退職手当の調整額の算定等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第43号

退職手当の調整額の算定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号。以下「条例」という。)第6条の2第2項及び第7条の4の規定に基づき、基礎在職期間に該当する在職期間及び職員の退職手当の調整額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(基礎在職期間)

第2条 条例第6条の2第2項第19号の規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例附則第32項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第34項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の同項に規定する承継法人等の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第38項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、同項に規定する旧事業団の職員としての在職期間及び同項に規定する旧公団の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第39項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間
- (6) 公益法人等への職員等の派遣に関する条例(平成13年12月県条例第57号)第19条第1項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

(休職月等)

第3条 条例第7条の4第1項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)当該休職月等
- (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第7条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第7条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。



(1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が知事の定めるものであったときは、知事の定める職務に従事する職員)

(職員の区分)

第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第6条 前条(第4条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号区分 | <p>(1) 平成16年3月19日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を超える給料月額を受けていたものうち知事の定めるもの</p> <p>(2) 平成16年3月19日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号。他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を超える給料月額を受けていたものうち知事の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第2号区分 | <p>(1) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(2) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第3号区分 | <p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成16年12月19日までの間において適用されていた山形県職員等の給与に関する条例(他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例」という。)の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち知事の定めるもの</p>                                                                                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>(3) 平成16年12月20日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県職員等の給与に関する条例(他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例」という。)の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第4号区分 | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(10) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第5号区分 | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けてい</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>た者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第4号及び第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(10) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第6号区分 | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(11) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第7号区分 | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち知事の定めるもの又は7級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの又は5級であったもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

の

- (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの
- (6) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)
- (7) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの
- (12) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの
- (13) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの
- (14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの

第8号区分

- (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもののうち知事の定めるもの又は6級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
- (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
- (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの又は3級であったもの(第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。)
- (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの又は3級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)
- (6) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (7) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- (9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。)
- (10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けて

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>いた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。)</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第11号に掲げる者を除く。)</p> <p>(12) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第9号区分  | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第4号及び第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号及び第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成16年12月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(7) 平成16年12月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(12) 平成16年3月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第10号区分 | 第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

□ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号区分 | <p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を超える給料月額を受けていたもののうち知事の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を超える給料月額を受けていたもののうち知事の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第3号区分 | <p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている山形県職員等の給与に関する条例(他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第4号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第5号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第6号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第7号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの又は6級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの又は5級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第8号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの又は5級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第7号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(10) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。)</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第9号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの又は4級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第4号及び第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号及び第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(10) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| 第10号区分 | 第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第44号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月県条例第9号。以下「条例」という。)附則第3項及び第5項の規定に基づき、経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例附則第3項の規定により読み替えて適用する条例附則第2項に規定する規則で定める額)

第2条 条例附則第3項の規定により読み替えて適用する条例附則第2項に規定する規則で定める額は、条例附則第3項に掲げる者が、知事の定めるところにより、その者の山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間において同条例第2条第2項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例附則第4項に規定する規則で定める額)

第3条 条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例附則第4項に規定する規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第45号

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県郷土館条例施行規則(平成7年9月県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(開館時間等)」に改め、同条第1項中「利用時間は」を「開館時間は、条例第9条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第3条第1項の許可(以下「使用許可」という。)をして施設等を使用させることができる時間は、午前9

時から午後9時までとする。

第2条第3項中「利用時間」を「開館時間」に改める。

第3条中「休館日は」を「休館日は、条例第9条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第1号中「月曜日が」を「その日が」に、「その直後の」を「その日後においてその日に最も近い」に改める。

第4条中「者は」を「者は、条例第9条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第6条中「第5条」を「第5条(条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(使用料の額)

第7条 条例第6条第1項の規定により知事が定める額は、別表のとおりとする。

別表第1項第1号の表中

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 |        |        | 2,190円 |
| 第2会議室 | 1,050円 | 1,320円 | 1,580円 |
| 第3会議室 | 1,050円 | 1,320円 | 1,580円 |
| 第4会議室 |        |        | 2,190円 |
| 第5会議室 |        |        | 1,580円 |

を

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 | 1,050円 | 1,320円 | 1,580円 |
| 第2会議室 | 1,050円 | 1,320円 | 1,580円 |

に改め、同項第2号の表中

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 |        |        | 4,380円 |
| 第2会議室 | 2,100円 | 2,640円 | 3,160円 |
| 第3会議室 | 2,100円 | 2,640円 | 3,160円 |
| 第4会議室 |        |        | 4,380円 |
| 第5会議室 |        |        | 3,160円 |

を

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 | 2,100円 | 2,640円 | 3,160円 |
| 第2会議室 | 2,100円 | 2,640円 | 3,160円 |

に改め、同項第3号の表中

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 |        |        | 4,810円 |
| 第2会議室 | 2,310円 | 2,900円 | 3,470円 |
| 第3会議室 | 2,310円 | 2,900円 | 3,470円 |
| 第4会議室 |        |        | 4,810円 |

を

|           |  |  |        |
|-----------|--|--|--------|
| 第 5 会 議 室 |  |  | 3,470円 |
|-----------|--|--|--------|

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 第 1 会 議 室 | 2,310円 | 2,900円 | 3,470円 |
| 第 2 会 議 室 | 2,310円 | 2,900円 | 3,470円 |

に改め、同項第4号の表中

|           |      |      |        |
|-----------|------|------|--------|
| 第 1 会 議 室 |      |      | 1,090円 |
| 第 2 会 議 室 | 520円 | 660円 | 790円   |
| 第 3 会 議 室 | 520円 | 660円 | 790円   |
| 第 4 会 議 室 |      |      | 1,090円 |
| 第 5 会 議 室 |      |      | 790円   |

を

|           |      |      |      |
|-----------|------|------|------|
| 第 1 会 議 室 | 520円 | 660円 | 790円 |
| 第 2 会 議 室 | 520円 | 660円 | 790円 |

に改め、同別表第2項の表の備考を削り、同

別表に備考として次のように加える。

- 備考 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 2 第2項の表に定める額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの使用料の額である。

別記様式第3号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第46号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、午後7時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後7時までとする。

第2条に次の1項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

第3条中「休館日は」を「休館日は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日

第4条中「、条例別表に掲げるセンターの施設又は設備（以下「有料施設等」という。）を「施設等」に改め、「者は」を「者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第5条中「有料施設等」を「施設等」に改める。

第6条中「有料施設等」を「施設等」に、「第4条」を「第4条(条例第9条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

第7条の見出しを「(使用料の額)」に改め、同条中「有料施設等」を「施設等」に改める。

第8条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「減免を」を「免除を」に、「山形県生涯学習センター使用料減免申請書」を「山形県生涯学習センター使用料免除申請書」に改める。

別表中第3項を第4項とし、同表第2項の表中  

|  |
|--|
|  |
|--|

 200円 を  

|      |
|------|
| 175円 |
| 200円 |
| 175円 |

 に改め、同項を同表第

3項とし、同表中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 施設使用料

| 名 称       | 使 用 料 の 額         |                |                   |
|-----------|-------------------|----------------|-------------------|
|           | 午前9時から午後0時30分までの間 | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時30分から午後9時までの間 |
| ホ ー ル     | 5,990円            | 8,560円         | 8,980円            |
| 第 1 研 修 室 | 2,560円            | 3,660円         | 3,840円            |
| 第 2 研 修 室 | 1,420円            | 2,030円         | 2,130円            |
| 第 3 研 修 室 | 490円              | 710円           | 740円              |
| 第 4 研 修 室 | 490円              | 710円           | 740円              |
| 第 5 研 修 室 | 1,280円            | 1,830円         | 1,920円            |
| 特 別 会 議 室 | 3,420円            | 4,890円         | 5,130円            |
| 和 室 研 修 室 | 1,140円            | 1,630円         | 1,710円            |

備考

- 1 使用者が入場料金(いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。)を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「有料施設等」を「施設等」に改める。

別記様式第2号中「有料施設等」を「施設等」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「山形県生涯学習センター使用料減免申請書」を「山形県生涯学習センター使用料免除申請書」に、「有料施設等」を「施設等」に、「減免を」を「免除を」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第47号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改める。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「別記様式第4号の2」を「別記様式第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「、第17条及び第20条」を「及び第17条」に、「同省令第17条及び第20条」を「同省令第17条」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「児童居宅生活支援事業等の」を「障害児相談支援事業等の」に、「児童居宅生活支援事業等開始届出書」を「障害児相談支援事業等開始届出書」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「児童居宅生活支援事業等の」を「障害児相談支援事業等の」に、「児童居宅生活支援事業等変更届出書」を「障害児相談支援事業等変更届出書」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「児童居宅生活支援事業等の」を「障害児相談支援事業等の」に、「児童居宅生活支援事業等廃（休）止開始届出書」を「障害児相談支援事業等廃（休）止届出書」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号から第23号までを削り、同条第2項第1号中「、第2号及び第3号」を「及び第2号」に改め、同項第2号中「前項第7号」を「前項第6号」に改める。

第5条第2項中「次の各号に掲げる」を「別表第4に掲げる生計中心者（本人の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）に係る階層の」に、「当該各号」を「同表」に改め、同項各号を削り、同条第3項第1号中、「第20条第1項、」を削り、「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改める。

第6条中「第20条第1項、」を削り、「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改める。

|        |             |         |   |            |  |                  |
|--------|-------------|---------|---|------------|--|------------------|
| 別表第1中  | 徴収金等の額（月額）  |         | を | 徴収金等の額（月額） |  | に改め、同表の備考第1項第8号中 |
|        | 育成医療の入院又は療育 | 育成医療の通院 |   |            |  |                  |
|        | 円           | 円       |   | 円          |  |                  |
|        | 0           | 0       |   | 0          |  |                  |
|        | 2,200       | 1,100   |   | 2,200      |  |                  |
|        | 4,500       | 2,250   |   | 4,500      |  |                  |
|        | 5,800       | 2,900   |   | 5,800      |  |                  |
|        | 6,900       | 3,450   |   | 6,900      |  |                  |
|        | 7,600       | 3,800   |   | 7,600      |  |                  |
|        | 8,500       | 4,250   |   | 8,500      |  |                  |
|        | 9,400       | 4,700   |   | 9,400      |  |                  |
|        | 11,000      | 5,500   |   | 11,000     |  |                  |
|        | 12,500      | 6,250   |   | 12,500     |  |                  |
|        | 16,200      | 8,100   |   | 16,200     |  |                  |
|        | 18,700      | 9,350   |   | 18,700     |  |                  |
|        | 23,100      | 11,550  |   | 23,100     |  |                  |
|        | 27,500      | 13,750  |   | 27,500     |  |                  |
|        | 35,700      | 17,850  |   | 35,700     |  |                  |
| 44,000 | 22,000      | 44,000  |   |            |  |                  |
| 52,300 | 26,150      | 52,300  |   |            |  |                  |
| 80,700 | 40,350      | 80,700  |   |            |  |                  |

|                    |        |              |
|--------------------|--------|--------------|
| 85,000             | 42,500 | 85,000       |
| 102,900            | 51,450 | 102,900      |
| 122,500            | 61,250 | 122,500      |
| 143,800            | 71,900 | 143,800      |
| 育成医療又は療育に係る一部負担金の額 |        | 療育に係る一部負担金の額 |

「育成医療にあつては当該育成医療」を「療育」に改め、「(以下「保険者等」という。)が医療保険各法の規定により行う給付を控除して得た額、療育にあつては当該療育に係る費用から医療保険各法に規定する保険者等」を削り、同備考第2項を削り、第3項を第2項とし、同備考第4項中「第20条第1項又は」を削り、「、法第20条第1項及び第21条の9第1項に規定する措置(法第20条第1項に規定する措置にあつては、入院の場合に限る。)にあつては17,120円に満たないときは17,120円、法第20条第1項に規定する措置(通院の場合に限る。)にあつては8,560円に満たないときは8,560円」を「17,120円に満たないときは、17,120円」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第5項を同備考第4項とする。

別表第2の備考第4項中「法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第31条第1項若しくは第2項に規定する措置を受ける者」を「児童」に改める。

別表第4の備考第3項中「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とし、別記様式第4号の2を別記様式第4号とする。

別記様式第6号の4中「児童居宅生活支援事業等開始届出書」を「障害児相談支援事業等開始届出書」に、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に改め、同様式の注書第2項中「児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は」を削り、同項後段を削る。

別記様式第6号の5中「児童居宅生活支援事業等変更届出書」を「障害児相談支援事業等変更届出書」に、「児童居宅生活支援事業等の」を「障害児相談支援事業等の」に改める。

別記様式第6号の6中「児童居宅生活支援事業等廃(休)止届出書」を「障害児相談支援事業等廃(休)止届出書」に、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に改める。

別記様式第16号中「第20条第1項(第21条の9第1項、第21条の9の2)」を「第21条の9第1項(第21条の9の6)」に改める。

別記様式第17号から別記様式第19号までを削る。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第48号

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(医師の指定等)

第3条 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けようとする医師は、別記様式第1号により申請するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 同意書(別記様式第1号の2)
- (2) 履歴書(別記様式第1号の3)
- (3) 医師免許証の写し

2 知事は、法第15条第1項の規定により医師を指定したときは、当該医師に対して指定に係る指令書を交付するものとし、市町村長、各総合支庁長及び身体障害者更生相談所長(以下「関係機関の長」という。)並びに当該医師の所属する医療機関の開設者にその旨を通知するものとする。

第13条の見出しを「(身体障害者相談支援事業等開始届等)」に改め、同条第1項中「身体障害者居宅生活支援事業等開始(変更)届」を「身体障害者相談支援事業等開始(変更)届」に改め、同条第2項中「身体障害者居宅生

活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に改め、同条を第16条とする。

第12条を削り、第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第7条及び第8条を削り、第6条を第12条とする。

第5条の見出しを「（身体障害者手帳に関する変更届）」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（保健所長への通知）

第10条 政令第8条第2項及び政令第11条に規定する保健所長への通知は、別記様式第2号の3及び別記様式第2号の4によるものとする。

第4条中「、別記様式第2号に」を「別記様式第2号に、第6条第1項に規定する診断書及び意見書は別記様式第2号の2に」に改め、同条を第9条とする。

第3条の次に次の5条を加える。

（指定医師の医療機関等変更届）

第4条 法第15条第1項の規定により指定を受けた医師（以下「指定医」という。）は、その所属する医療機関の名称及び所在地又は氏名を変更したときは、速やかに指定医師変更届（別記様式第1号の4）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その変更内容について、関係機関の長に通知するものとする。

（指定医の辞退届）

第5条 政令第3条第2項の規定により指定を辞退しようとするときは、指定医師辞退届（別記様式第1号の5）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を関係機関の長に通知するものとする。

（指定歯科医師の指定等）

第6条 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害のある者が法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を申請する場合は、知事が指定する歯科医師の診断書及び意見書を提出しなければならない。

2 前項の規定により知事の指定を受けようとする歯科医師は、別記様式第1号の6により申請するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 同意書（別記様式第1号の7）

(2) 履歴書（別記様式第1号の8）

(3) 歯科医師免許証の写し

3 知事は、第1項に規定する歯科医師を指定しようとするときは、山形県社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の規定により歯科医師を指定したときは、当該歯科医師に対して指定に係る指令書を交付するものとし、関係機関の長及び当該歯科医師の所属する医療機関の開設者にその旨を通知するものとする。

（指定歯科医師の医療機関等変更届）

第7条 前条第1項の規定により指定を受けた歯科医師は、その所属する医療機関の名称及び所在地又は氏名を変更したときは、速やかに指定歯科医師変更届（別記様式第1号の9）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出を受理したときは、その旨を関係機関の長に通知するものとする。

（指定歯科医師の辞退届）

第8条 第6条第1項の規定により指定を受けた歯科医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 そしゃく機能障害に関する歯科医師の指定を辞退しようとするときは、指定歯科医師辞退届（別記様式第1号の10）により知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を関係機関の長に通知するものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所  
氏名

指 定 医 師 指 定 申 請 書

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として、下記のとおり指定くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 従事する医療機関の名称
- 2 従事する医療機関の住所
- 3 主として担当する診療科目
- 4 申請する障害診断科目（申請する科目を で囲む。）
  - イ 視覚障害に関する診断
  - ロ 聴覚障害に関する診断
  - ハ 平衡機能障害に関する診断
  - ニ 音声・言語機能障害に関する診断
  - ホ そしゃく機能障害（咬合異常・嚥下機能障害等）
  - ヘ 肢体不自由に関する診断
  - ト 心臓機能障害に関する診断
  - チ じん臓機能障害に関する診断
  - リ 呼吸器機能障害に関する診断
  - ヌ ぼうこう又は直腸機能障害に関する診断
  - ル 小腸機能障害に関する診断
  - ヲ 免疫機能障害に関する診断

様式第1号の2の次に次の8様式を加える。

様式第1号の3

| 履 歴 書                      |       |                               |     |                  |       |   |     |   |
|----------------------------|-------|-------------------------------|-----|------------------|-------|---|-----|---|
| 医 籍 登 録<br>年 月 日           | 年 月 日 | (ふりがな)<br>氏 名                 |     | 生<br>年<br>月<br>日 | 年 月 日 |   |     |   |
| 本 籍                        |       |                               |     |                  |       |   |     |   |
| 現 住 所                      |       |                               |     |                  |       |   |     |   |
| 最 終 学 歴                    | 年 月   |                               |     |                  | 卒業    |   |     |   |
| 加 入 学 会                    |       |                               |     |                  |       |   |     |   |
| 職 歴                        | 年月日   | 事項（勤務病院については所属診療科まで記入してください。） |     |                  |       |   |     |   |
| 研 究 歴                      | 年月日   | 研 究 内 容                       |     |                  |       |   |     |   |
| 指定障害区分に関連のある医療についての経験年数（注） | 視覚    | 年                             | 聴覚  | 年                | 平衡    | 年 | 音・言 | 年 |
|                            | そしゃく  | 年                             | 肢体  | 年                | 心臓    | 年 |     |   |
|                            | じん臓   | 年                             | 呼吸器 | 年                | 膀・直   | 年 | 小腸  | 年 |



（注）各障害区分ごと記入すること。  
 上記内容に相違ありません。  
 年 月 日

署名（自署）欄 印

様式第1号の4

年 月 日

山形県知事 殿

医師氏名 印  
 （届出人氏名）

指 定 医 師 変 更 届

下記のとおり変更を生じたので届け出ます。

記

| 変 更 年 月 日 | 年 月 日                                           |       |  |
|-----------|-------------------------------------------------|-------|--|
| 変 更 内 容   | 氏 名                                             | 変 更 前 |  |
|           |                                                 | 変 更 後 |  |
|           | 勤 務 先 称 名                                       | 変 更 前 |  |
|           |                                                 | 変 更 後 |  |
| 勤 務 先 住 所 | 変 更 前                                           |       |  |
|           | 変 更 後                                           |       |  |
| 変 更 理 由   | 1 勤務先病院等の変更<br>2 戸籍の異動等に伴う氏名の変更<br>3 その他<br>( ) |       |  |

変更理由の欄は、該当するものを で囲んでください。

様式第1号の5

年 月 日

山形県知事 殿

医師氏名 印  
 （届出人氏名）

指 定 医 師 辞 退 届

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について、下記のとおり指定を辞退します。

記

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 指 定 医 師 氏 名 |                                                |
| 所 属 医 療 機 関 |                                                |
| 所 在 地       |                                                |
| 辞 退 年 月 日   | 年 月 日                                          |
| 辞 退 の 理 由   | 1 県外への人事異動等<br>異動先 ( )<br>2 退職<br>3 その他<br>( ) |

辞退理由の欄は、該当するものを で囲んでください。

様式第1号の6

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

指 定 歯 科 医 師 指 定 申 請 書

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害に関する診断書・意見書を作成する歯科医師として、下記のとおり指定くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 従事する医療機関の名称 ( )
- 2 従事する医療機関の住所 ( )
- 3 担当診療科目 ( )
- 4 口唇・口蓋裂の治療例 ( )例

様式第1号の7

同 意 書

|                                                           |   |
|-----------------------------------------------------------|---|
| 歯 科 医 師 氏 名                                               |   |
| 医 療 機 関 名 及 び 所 在 地                                       |   |
| 年 月 日                                                     |   |
| 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害に関する診断書・意見書を作成する歯科医師として指定されることに同意する。 |   |
| 医療機関開設者                                                   | 印 |
| 歯 科 医 師                                                   | 印 |

様式第1号の8

| 履 歴 書           |       |                                 |  |                  |       |
|-----------------|-------|---------------------------------|--|------------------|-------|
| 歯科医籍登録<br>年 月 日 | 年 月 日 | (ふりがな)<br>氏 名                   |  | 生<br>年<br>月<br>日 | 年 月 日 |
| 本 籍             |       |                                 |  |                  |       |
| 現 住 所           |       |                                 |  |                  |       |
| 最 終 学 歴         | 年 月   |                                 |  |                  | 卒業    |
| 加 入 学 会         |       |                                 |  |                  |       |
| 職 歴             | 年月日   | 事項 ( 勤務病院については所属診療科まで記入してください。) |  |                  |       |
|                 |       |                                 |  |                  |       |

| 研 究 歴                      | 年月日 | 研 究 内 容 |
|----------------------------|-----|---------|
|                            |     |         |
| 指定障害区分に関連のある医療についての経験年数（注） |     |         |

（注）障害区分の医療に関係のある診療科での経験年数とする。

上記内容に相違ありません。

年 月 日

署名（自署）欄

印

様式第1号の9

年 月 日

山形県知事 殿

歯科医師氏名

印

（届出人氏名）

指 定 歯 科 医 師 変 更 届

下記のとおり変更を生じたので届け出ます。

記

| 変 更 年 月 日 | 年 月 日                                           |       |  |
|-----------|-------------------------------------------------|-------|--|
| 変 更 内 容   | 氏 名                                             | 変 更 前 |  |
|           |                                                 | 変 更 後 |  |
|           | 勤 務 先 名 称                                       | 変 更 前 |  |
|           |                                                 | 変 更 後 |  |
| 勤 務 先 住 所 | 変 更 前                                           |       |  |
|           | 変 更 後                                           |       |  |
| 変 更 理 由   | 1 勤務先病院等の変更<br>2 戸籍の異動等に伴う氏名の変更<br>3 その他<br>（ ） |       |  |

変更理由の欄は、該当するものを で囲んでください。

様式第1号の10

年 月 日

山形県知事 殿

歯科医師氏名

印

（届出人氏名）

指 定 歯 科 医 師 辞 退 届

下記のとおり指定を辞退します。

記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 指 定 歯 科 医 師 氏 名 |  |
| 所 属 医 療 機 関     |  |

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 所在地   |                                               |
| 辞退年月日 | 年月日                                           |
| 辞退の理由 | 1 県外への人事異動等<br>異動先( )<br>2 退職<br>3 その他<br>( ) |

辞退理由の欄は、該当するものを で囲んでください。  
 別記様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第2号の2

診 断 書 ・ 意 見 書

|                                                                                                                             |                      |        |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-------|
| 氏名                                                                                                                          | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年 月 日生 | 男 ・ 女 |
| 住 所                                                                                                                         |                      |        |       |
| 現 症                                                                                                                         |                      |        |       |
| 原疾患名                                                                                                                        |                      |        |       |
| 治療経過                                                                                                                        |                      |        |       |
| 今後必要とする治療内容<br>(1) 歯科矯正治療の要否<br>(2) 口腔外科的手術の要否<br>(3) 治療完了までの見込<br>向後 年 月                                                   |                      |        |       |
| 現症をもとに下記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。<br>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に( 該当する ・ 該当しない )<br>年 月 日<br>病院又は診療所の名称<br>所在地<br>標榜診療科名<br>歯科医師名 |                      |        |       |

様式第2号の3

保健所長 殿

番 号  
年 月 日

市町村長 印

身体障害者手帳交付通知書

下記のとおり身体障害者手帳が交付されたので、身体障害者福祉法施行令第8条第2項の規定により通知する。

記

|           |  |       |    |
|-----------|--|-------|----|
| 身体障害者手帳番号 |  | 等級    | 種級 |
| 障害名       |  | 交付年月日 |    |
| 氏名        |  | 生年月日  |    |
| 居住地       |  |       |    |
| 保護者氏名     |  |       |    |
| 保護者居住地    |  |       |    |

様式第2号の4

番号  
年月日

保健所長 殿

市町村長 印

身体障害者手帳記載事項変更通知書

下記のとおり身体障害者手帳の記載事項が変更されたので、身体障害者福祉法施行令第11条の規定により通知する。

記

| 変更事項 | 1 氏名 2 住所 3 保護者氏名 4 保護者居住地<br>5 障害名 6 等級 7 その他 |  |  |  |     |  |  |
|------|------------------------------------------------|--|--|--|-----|--|--|
|      |                                                |  |  |  |     |  |  |
| 変更内容 |                                                |  |  |  | 変更前 |  |  |
|      |                                                |  |  |  | 変更後 |  |  |
|      |                                                |  |  |  | 変更前 |  |  |
|      |                                                |  |  |  | 変更後 |  |  |
|      |                                                |  |  |  | 変更前 |  |  |
|      |                                                |  |  |  | 変更後 |  |  |

別記様式第6号から別記様式第8号までを次のように改める。

別記様式第6号から別記様式第8号まで 削除

別記様式第9号から別記様式第11号までを次のように改める。

別記様式第9号から別記様式第11号まで 削除

別記様式第12号中「身体障害者居宅生活支援事業等開始(変更)届」を「身体障害者相談支援事業等開始(変更)

届」に、

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 事業を行う区域                  |      |
| デイサービス事業又は短期入所事業の用に供する施設 | 名称   |
|                          | 種類   |
|                          | 所在地  |
|                          | 入所定員 |

を「事業を行う区域」に、

「身体障害者居宅生活支援事業(身体障害者相談支援事業)」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

別記様式第13号中「身体障害者居宅生活支援事業等<sup>廃止</sup>届」を「身体障害者相談支援事業等<sup>廃止</sup>届」に、「身体障害者居宅生活支援事業（身体障害者相談支援事業）」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第49号

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則（昭和53年5月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第9条中「次」を「条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第50号

山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条の見出しを「（知的障害者相談支援事業開始届等）」に改め、同条第1項中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改め、同条第2項中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に改め、同条第3項中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に改め、同条を第6条とする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号から別記様式第3号まで 削除

別記様式第7号中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に、

「6 知的障害者短期入所事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員  
7 事業開始の予定年月日」を「6 事業開始の予定年月日」に改める。

別記様式第8号中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

別記様式第9号中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第51号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

第17条の2及び第23条の2を削る。

第24条の見出しを「(保健所長への委任)」に改める。

第25条中「、第23条及び第23条の2」を「及び第23条」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別記様式第16号から別記様式第19号までを次のように改める。

別記様式第16号から別記様式第19号まで 削除

別記様式第19号の2及び別記様式第29号から別記様式第31号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第52号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「届出の受理」を「登録」に改め、同条中第21号を第34号とし、第16号から第20号までを13号ずつ繰り下げ、第15号を第28号とし、同号の前に次の10号を加える。

(18)動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項の規定による動物取扱業に係る登録証の再交付に関する事。

(19)省令第2条第8項の規定による届出の受理に関する事。

(20)省令第2条第9項の規定による動物取扱業に係る登録証の返納の受理に関する事。

(21)省令第13条第10号の規定による通知の受理に関する事。

(22)省令第15条第6項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付に関する事。

(23)省令第15条第8項の規定による届出の受理に関する事。

(24)省令第15条第9項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可証の返納の受理に関する事。

(25)省令第16条第1項の規定による届出の受理に関する事。

(26)省令第20条第3号の規定による届出の受理に関する事。

(27)特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条の規定による届出の受理等に関する事。

第3条第9号から第14号までを削り、同条第8号中「第19条第2項」を「第36条第2項」に、「負傷動物」を「負傷動物等」に改め、同号を同条第17号とし、同条第7号中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同条第16号とし、同号の前に次の6号を加える。

(10)法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。

(11)法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る変更の許可に関する事。

(12)法第28条第3項の規定による届出の受理に関する事。

(13)法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しに関する事。

(14)法第32条の規定による措置命令等に関する事。

(15)法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

第3条第6号中「第15条」を「第25条」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第13条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「第12条」を「第23条」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5)法第19条第1項の規定による動物取扱業者の登録の取消しに関する事。

(6)法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施に関する事。

第3条第3号中「第10条第2項」を「第16条第1項」に、「地位の承継」を「廃業等」に改め、同号を同条第4号

とし、同条第2号中「第9条第1項」を「第14条第1項」に改め、「及び廃止」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条第1項の規定による動物取扱業の登録の更新に関すること。

第3条に次の1号を加える。

(35) 条例第23条第2項の規定による手数料の減免に関すること。

第5条及び第6条を削る。

第4条中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第4条 法第26条第1項の規定による許可の有効期間は、5年とする。

第7条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条中「別記様式第10号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第7条とし、第14条から第16条までを6条ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(届出書の様式)

第11条 条例第20条の規定による届出の様式は、別記様式第3号によるものとする。

第17条中「第23条第1項第1号」を「第23条第1項第5号」に改め、同条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号中「第18条第1項(第2項)」を「第35条第1項(第2項)」に改め、同様式注書第1項中「第18条第1項」を「第35条第1項」に、「第17条」を「第12条」に改め、同注書第2項中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同注書第3項中「第18条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号

(表面)

|                                                                                                                                                                                                |                                            |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真</p> </div>                                | <p>身分証明書<br/>所属<br/>職名<br/>氏名<br/>生年月日</p> | <p>第 号</p> |
| <p>上記の者は、山形県動物の保護及び管理に関する条例第17条第1項又は第22条第1項に規定する職務を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保健所長 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> |                                            |            |



(裏面)

## 山形県動物の保護及び管理に関する条例

(係留をされていない飼い犬の抑留等)

第17条 知事は、第4条の規定に違反して係留をされていない飼い犬があると認めるときは、その指定した職員にこれを捕獲させ、及び抑留させることができる。

2 前項の職員は、同項の飼い犬を捕獲するために必要と判断される限度において、その飼い主又はその他の者の土地、建物等(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

3 第1項の規定による飼い犬の捕獲及び抑留を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 前条の規定は、第1項の規定により飼い犬を抑留した場合について準用する。

5 知事は、第1項の規定により抑留した飼い犬の抑留中の飼養管理及び返還に要する費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼い主に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、関係のある場所に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 第17条第3項の規定は、前項の規定による立入調査を行う職員について準用する。

別記様式第3号から別記様式第7号までを削る。

別記様式第8号中「危険な動物」を「特定動物」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第9号及び別記様式第10号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第3条第9号から第14号までを削り、同条第8号を改め、同号を同条第17号とし、同条第7号を改め、同号を同条第16号とし、同号の前に6号を加える改正規定(第10号を加える部分に限る。)次項の規定、附則第3項の規定(知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)別表保健所長の項委任事項の欄第22項第9号から第14号までを削り、同項第8号を改め、同号を同項第17号とし、同項第7号を改め、同号を同項第16号とし、同号の前に6号を加える改正規定(第10号を加える部分に限る。))に限る。)及び附則第4項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日から同年5月31日までの間における改正後の第3条第10号の規定の適用については、同号中「法第26条第1項」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第2項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号。以下「改正法」という。)の施行の日の前においてもするとされるときは改正法による改正後の法第26条第1項」とする。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第22項第1号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「届出の受理」を「登録」に改め、同項中第21号を第34号とし、第16号から第20号までを13号ずつ繰り下げ、同項第15号中「条例」を「山形県動物の保護及び管理に関する条例(以下この項において「条例」という。))」に改め、同号を同項第28号とし、同号の前に次の10号を加える。

(18)動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)第2条第6項の規定による動物取扱業に係る登録証の再交付に関すること。

(19)省令第2条第8項の規定による届出の受理に関すること。

(20)省令第2条第9項の規定による動物取扱業に係る登録証の返納の受理に関すること。

(21)省令第13条第10号の規定による通知の受理に関すること。

(22)省令第15条第6項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付に関すること。

(23)省令第15条第8項の規定による届出の受理に関すること。

(24)省令第15条第9項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可証の返納の受理に関すること。

- (25)省令第16条第1項の規定による届出の受理に関すること。  
(26)省令第20条第3号の規定による届出の受理に関すること。  
(27)特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年環境省告示第22号。)第3条の規定による届出の受理等に関すること。

別表保健所長の項委任事項の欄第22項第9号から第14号までを削り、同項第8号中「第19条第2項」を「第36条第2項」に、「負傷動物」を「負傷動物等」に改め、同号を同項第17号とし、同項第7号中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (10)法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。  
(11)法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る変更の許可に関すること。  
(12)法第28条第3項の規定による届出の受理に関すること。  
(13)法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しに関すること。  
(14)法第32条の規定による措置命令等に関すること。  
(15)法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表保健所長の項委任事項の欄第22項第6号中「第15条」を「第25条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「第13条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「第12条」を「第23条」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5)法第19条第1項の規定による動物取扱業の登録の取消しに関すること。  
(6)法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施に関すること。

別表保健所長の項委任事項の欄第22項第3号中「第10条第2項」を「第16条第1項」に、「地位の承継」を「廃業等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第9条第1項」を「第14条第1項」に改め、「及び廃止」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2)法第13条第1項の規定による動物取扱業の登録の更新に関すること。

別表保健所長の項委任事項の欄第22項に次の1号を加える。

- (35)条例第23条第2項の規定による手数料の減免に関すること。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 平成18年4月1日から同年5月31日までの間における前項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の委任に関する規則別表保健所長の項委任事項の欄第22条第10号の規定の適用については、同号中「法第26条第1項」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第2項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号。以下「改正法」という。)の施行の日の前においてもすることができるとされる改正法による改正後の法第26条第1項」とする。

山形県通訳案内士法の施行に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第53号

山形県通訳案内士法の施行に関する規則

山形県通訳案内業法施行細則(昭和24年12月県規則第113号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 通訳案内士法(昭和24年法律第210号。以下「法」という。)の施行については、法及び通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(欠格事由の調査等)

第2条 知事は、法第20条第1項の規定による申請があったときは、法第4条第1項第1号の刑罰の有無を調査のうち通訳案内士登録証を交付する。ただし、本人が同号に該当していない旨を誓約した書面があるときは、調査の完了をまたずに交付することができる。

(届出書の様式)

第3条 省令第21条第1項の登録抹消事由届出書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記

様式

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

印

登 録 抹 消 事 由 届 出 書

通訳案内士法第25条第2項の規定により、届け出ます。

1 通訳案内士の氏名及び住所

(1) 氏名

(2) 住所

2 登録番号及び登録年月日

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

3 該当することとなった抹消の事由及びその期日

(1) 事由

(2) 期日

(注)「1 通訳案内士の氏名及び住所」は、通訳案内士の相続人が届出をする場合に記入してください。

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第54号

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則(平成5年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「病氣」を「傷病」に改める。

第12条の見出し中「免除又は徴収猶予」を「免除等」に改め、同条中「猶予」を「猶予(以下「免除等」という。)」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「成果」を「成果等」に改め、同条第2号中「第8条」を「傷病により第8条」に、「者」を「者のうち、授業料の免除等をするのが適当と認められる者」に改める。

第13条を次のように改める。

(授業料等の免除等の申請の手続)

第13条 徴収条例第9条の規定による授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日までに、授業料等免除(徴収猶予)申請書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて校長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書(別記様式第4号)、所得に関する証明書、成績に関する証明書その他知事が必要と認める書類
- (2) 前条第2号に規定する事由により免除等を受けようとする者 第8条の規定により職業訓練の休止の許可を受けたことを証する書類、医師の診断書その他知事が必要と認める書類
- (3) 前条第3号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書(別記様式第4号)、所得に関する証明書、罹災証明書その他知事が必要と認める書類
- (4) 前条第4号に規定する事由により免除等を受けようとする者 知事が必要と認める書類

2 徴収条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続き期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより前項各号の書類の提出を省略することができる。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(免除等の取消し等)

第14条 徴収条例第9条の規定により授業料又は受講料の免除等を受けている者は、免除等を必要とする理由が消滅したときは、免除(徴収猶予)理由消滅届(別記様式第5号)により、速やかに校長を経由して知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料又は受講料の免除等を取り消すことを決定したときは、校長を経由して当該免除等を受けている者に通知するものとする。

3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料又は受講料は、一時に徴収するものとする。

(虚偽申請等による免除等の取消し等)

第15条 知事は、徴収条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けている者が虚偽の申請により免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第1項の規定による届出を怠った場合又は設置条例第4条の規定による戒告処分等を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。

別記様式第3号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第4号

経済状況調書

年 月 日現在

|       |    |   |      |   |        |         |      |  |
|-------|----|---|------|---|--------|---------|------|--|
| 訓練生   | 氏名 | 印 | 訓練科名 | 科 | 奨学金の有無 | 有 (年額)  | (年額) |  |
|       | 住所 |   | 入校年次 | 年 | 無      | 無       | 円)   |  |
| 学費負担者 | 氏名 | 印 | 続柄   |   |        | 生活保護の有無 | 有・無  |  |
|       | 住所 |   | 電話番号 |   |        |         |      |  |

| 氏名 | 本人との続柄 | 年齢 | 勤務先・学校名 | 在職期間・学年 | 同居別居の別 | 前年の収入額及び所得額 |         | 備考 |
|----|--------|----|---------|---------|--------|-------------|---------|----|
|    |        |    |         |         |        | 収入 (千円)     | 所得 (千円) |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |
|    |        |    |         |         | 同・別    |             |         |    |

| 年間所得                       | A 事業・農業所得 |      | B 給与所得等                     |                            | C その他の所得                   |          |                                                  |
|----------------------------|-----------|------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------|--------------------------------------------------|
|                            | 事業内容      |      | 給与<br>賞与<br>年金<br>恩給<br>その他 | 千円<br>千円<br>千円<br>千円<br>千円 | その他の職業による収入<br>( )<br>所得金額 | 千円<br>千円 | その他の雑収入<br>利子・配当<br>家賃・地代<br>その他収入(アルバイト)<br>( ) |
| 収入金額                       | 千円        | 収入金額 | 千円                          | 所得金額                       | 千円                         | 所得金額     |                                                  |
| 必要経費                       | 千円        | 必要経費 | 千円                          |                            |                            |          |                                                  |
| 所得金額                       | 千円        | 所得金額 | 千円                          | 所得金額                       | 千円                         |          |                                                  |
| 所得金額総計 (A + B + C + 奨学金) D |           |      |                             |                            | 千円                         | 判 定      |                                                  |
| (D - 特別控除額) E              |           |      |                             |                            | 千円                         | 全 額 免 除  |                                                  |
| 収入基準額 (全額・半額) F            |           |      |                             |                            | 千円                         | 半 額 免 除  |                                                  |
| 差し引き (E - F)               |           |      |                             |                            | 千円                         | 不 承 認    |                                                  |

- (注) 1 「学費負担者」欄は、訓練生の学費を主として負担している者が記載してください。  
 2 「家族状況」欄は、訓練生と生計を一にする者について記載してください。  
 3 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。  
 4 「前年の収入額及び所得額」を証明する書類を添付してください。

## 様式第5号

山形県知事 殿

年 月 日

科 年

届出者 氏 名 印

## 免除(徴収猶予)理由消滅届

下記により免除(徴収猶予)の決定を受けました授業料(受講料)については、その免除(徴収猶予)の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則第14条第1項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 免除(徴収猶予)決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除(徴収猶予)を必要とする理由が消滅した理由

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第55号

## 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例(平成18年3月県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (授業料等の免除等の事由)

第2条 条例第9条の規定による授業料及び入校料(以下「授業料等」という。)の免除又はその徴収の猶予(以下「免除等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ、職業訓練の成果等が顕著であると認められる者
- (2) 訓練生本人又は当該訓練生の職業訓練に要する経費を主として負担している者の住宅、家財等の財産が災害により損害を受け、授業料等の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

## (授業料等の免除等の申請の手続)

第3条 条例第9条の規定による授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日までに、授業料等免除(徴収猶予)申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて校長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書(別記様式第2号)、所得に関する証明書、成績に関する証明書その他知事が必要と認める書類
- (2) 前条第2号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書(別記様式第2号)、所得に関する証明書、罹災証明書その他知事が必要と認める書類
- (3) 前条第3号に規定する事由により免除等を受けようとする者 知事が必要と認める書類

2 条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続き期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより前項各号の書類の提出を省略することができる。

## (免除等の取消し等)

第4条 条例第9条の規定により授業料の免除等を受けている者は、免除等を必要とする理由が消滅したときは、授業料免除(徴収猶予)理由消滅届(別記様式第3号)により、速やかに校長を経由して知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料の免除等を取り消すことを決定したときは、校長を経由して当該免除等を受けている者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料は、一時に徴収するものとする。

(虚偽申請等による免除等の取消し等)

第5条 知事は、条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けている者が虚偽の申請により免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第1項の規定による届出を怠った場合又は山形県立職業能力開発校に関する規則(昭和33年7月県規則第36号)第11条の規定による懲戒を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

山形県立山形職業能力開発専門校  
科 年

住 所

氏 名

印

授業料等免除(徴収猶予)申請書

下記の理由により授業料(入校料)を免除して(徴収猶予して)くださるよう山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

記

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 免除(徴収猶予)を受けようとする期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 免除(徴収猶予)を受けようとする理由 |               |

様式第2号

経済状況調査書

年 月 日現在

|       |    |   |      |   |        |         |        |     |
|-------|----|---|------|---|--------|---------|--------|-----|
| 訓練生   | 氏名 | 印 | 訓練科名 | 科 | 奨学金の有無 | 有       | (年額 円) |     |
|       | 住所 |   | 学 年  | 年 |        | 無       |        |     |
| 学費負担者 | 氏名 | 印 | 続 柄  |   |        | 生活保護の有無 |        | 有・無 |
|       | 住所 |   | 電話番号 |   |        |         |        |     |

| 氏 名 | 本人との続柄 | 年 齢 | 勤務先・学校名 | 在職期間・学年 | 同居別居の別 | 前年の収入額及び所得額 |        | 備 考 |
|-----|--------|-----|---------|---------|--------|-------------|--------|-----|
|     |        |     |         |         |        | 収入(千円)      | 所得(千円) |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |
|     |        |     |         |         | 同・別    |             |        |     |

| 年 間 所 得 | A 事業・農業所得 |      | B 給与所得等                                        |                    | C その他の所得                         |         |
|---------|-----------|------|------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------|---------|
|         | 事業内容      |      | 給 与 千円<br>賞 与 千円<br>年 金 千円<br>恩 給 千円<br>その他 千円 |                    | その他の職業による収入 千円<br>( )<br>所得金額 千円 |         |
| 収入金額    | 千円        | 収入金額 | 千円                                             | その他の雑収入            |                                  |         |
| 必要経費    | 千円        | 必要経費 | 千円                                             | 利子・配当              | 千円                               |         |
| 所得金額    | 千円        | 所得金額 | 千円                                             | 家賃・地代              | 千円                               |         |
|         |           |      |                                                | その他収入(アルバイト)       | 千円                               |         |
|         |           |      |                                                | ( )                |                                  |         |
|         |           |      |                                                | 所得金額               | 千円                               |         |
|         |           |      |                                                |                    |                                  |         |
|         |           |      |                                                | 所得金額総計(A+B+C+奨学金)D | 千円                               | 判 定     |
|         |           |      |                                                | (D-特別控除額)E         | 千円                               | 全 額 免 除 |
|         |           |      |                                                | 収入基準額(全額・半額)F      | 千円                               | 半 額 免 除 |
|         |           |      |                                                | 差し引き(E-F)          | 千円                               | 不 承 認   |

- (注) 1 「学費負担者」欄は、訓練生の学費を主として負担している者が記載してください。  
 2 「家族状況」欄は、訓練生と生計を一にする者について記載してください。  
 3 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。  
 4 「前年の収入額及び所得額」を証明する書類を添付してください。



様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

山形県立山形職業能力開発専門学校

科 年

届出者 氏 名

印

授業料免除(徴収猶予)理由消滅届

下記により免除(徴収猶予)の決定を受けました授業料については、その免除(徴収猶予)の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則第4条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 免除(徴収猶予)決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除(徴収猶予)を必要とする理由が消滅した理由

山形県立蔵王西部牧場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第56号

山形県立蔵王西部牧場管理規則の一部を改正する規則

山形県立蔵王西部牧場管理規則(昭和50年5月県規則第31号)の一部を次のよう改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用申込書」を「利用申込書」に、「条例第3条の規定により県立牧場の管理を委託された財団法人山形県畜産振興公社(以下「公社」という。)を経由して、使用する」を「利用する」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用を」を「利用を」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第6条中「の使用を承認された者(以下「使用者」という。)は」を「を利用する者(以下「利用者」という。)は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第7条中「知事は」を「知事は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第8条中「公社は」を「知事は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第11条を削る。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「使用申込書」を「利用申込書」に、「使用を」を「利用を」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用計画」を「利用計画」に、「使用期間」を

「利用期間」に改め、同様式の注書中「使用」を「利用」に改める。

別記様式第2号中「使用承認書」を「利用承認書」に、「使用に」を「利用に」、「使用期間」を

「利用期間」に、「財団法人山形県畜産振興公社」を「知事又は指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第57号

山形県建設業法施行細則の一部を改正する規則

山形県建設業法施行細則(昭和47年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削り、同条中「。以下「法」という。」を削り、「3通」を「2通」に改める。

第2条及び別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県ふるさと交流広場条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第58号

山形県ふるさと交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県ふるさと交流広場条例(平成2年3月県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 山形県ふるさと交流広場(以下「広場」という。)の利用時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 広場の休場日は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 12月1日から翌年の3月31日までの日

(2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(使用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項に規定する許可を受けようとする者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、山形県ふるさと交流広場使用許可申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(使用許可書)

第5条 知事は、条例第2条第1項の規定による許可をしたときは、山形県ふるさと交流広場使用許可書(別記様式第2号)を当該許可を申請した者に交付する。

(使用料の減免の申請)

第6条 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、山形県ふるさと交流広場使用料減免申請書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

山形県ふるさと交流広場使用許可申請書

山形県ふるさと交流広場条例第2条第1項の規定により、次のとおり施設の使用の許可を受けたいので申請します。

|               |                                                |                |
|---------------|------------------------------------------------|----------------|
| 施設の名称及び区分     | 多目的広場                                          | 庭球場            |
|               | 全面使用・半面使用・1/4面使用                               | 1面使用・2面使用・3面使用 |
| 使用目的<br>(行事名) |                                                |                |
| 使用日時          | 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分から<br>年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分まで | 使用時間           |
| 使用者区分         | 児童生徒等・児童生徒等以外                                  | 使用者数 人         |
| 使用責任者         | 氏名                                             | 電話番号           |
|               | 住所                                             |                |
| 使用料           |                                                |                |

(注) 1 「施設の名称及び区分」及び「使用者区分」の欄は、該当する事項を で囲んでください。  
2 印の欄は、記入しないでください。

様式第2号

年 月 日

様

山形県知事 印

山形県ふるさと交流広場使用許可書

山形県ふるさと交流広場条例第2条第1項の規定により、次のとおり施設の使用を許可します。

|               |                                                |                |
|---------------|------------------------------------------------|----------------|
| 許可番号          |                                                |                |
| 施設の名称及び区分     | 多目的広場                                          | 庭球場            |
|               | 全面使用・半面使用・1/4面使用                               | 1面使用・2面使用・3面使用 |
| 使用目的<br>(行事名) |                                                |                |
| 使用日時          | 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分から<br>年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分まで | 使用時間           |
| 使用者区分         | 児童生徒等・児童生徒等以外                                  | 使用者数 人         |
| 使用料の額         | 円                                              |                |
| 許可条件          |                                                |                |

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

山形県ふるさと交流広場施設使用料減免申請書

山形県ふるさと交流広場条例第5条第2項の規定により、次のとおり施設の使用料の減免を申請します。

| 施設の名称及び区分     | 多目的広場                                          | 庭球場            |
|---------------|------------------------------------------------|----------------|
|               | 全面使用・片面使用・1/4面使用                               | 1面使用・2面使用・3面使用 |
| 使用目的<br>(行事名) |                                                |                |
| 使用日時          | 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分から<br>年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分まで |                |
| 使用者区分         | 児童生徒等・児童生徒等以外                                  |                |
| 使用責任者         | 氏名                                             | 電話番号           |
|               | 住所                                             |                |
| 減免を受けようとする理由  |                                                |                |
| 減免する金額        | 円                                              |                |
| 備考            |                                                |                |

- (注) 1 「施設の名称及び区分」及び「使用者区分」の欄は、該当する事項を で囲んでください。  
2 印の欄は、記入しないでください。

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第59号

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

米沢ヘリポート条例施行規則(平成4年3月県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 条例第3条第1項の規定による施設の使用等の届出の受理に関すること(条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除く。)
- (2) 条例第3条第2項の規定による運用時間外のヘリポートの使用の許可に関すること。
- (3) 条例第3条第3項ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用の許可に関すること。
- (4) 条例第6条の規定によるヘリポートへの入場の制限に関すること。
- (5) 条例第7条第3号の規定による制限区域への立入りの承認に関すること。
- (6) 条例第8条ただし書の規定による車両の運転等の承認に関すること。
- (7) 条例第8条第2号の規定による車両の駐車等の場所の指定に関すること。

- (8) 条例第9条第1号の規定による爆発物等の携帯及び運搬の許可に関する事。
- (9) 条例第9条第2号の規定による物件を保管し、又は運搬する場所の指定に関する事。
- (10) 条例第9条第3号の規定による裸火の使用の許可に関する事。
- (11) 条例第9条第4号の規定による喫煙場所の指定に関する事。
- (12) 条例第10条第1項の規定による工作物の設置又は建物等の使用等の許可に関する事。
- (13) 条例第11条の規定による工作物設置者等に対する許可の取消し等の命令に関する事。
- (14) 条例第12条の規定による工作物設置者等に対する報告の要求又は工作物の状況の検査に関する事。
- (15) 条例第13条の規定による行為の制止及びヘリポートからの退去等の命令に関する事。
- (16) 条例第14条第1項の規定による着陸料等の徴収に関する事。
- (17) 条例第14条第2項の規定による着陸料等の納付時期の特例の承認に関する事。
- (18) 条例第15条の規定による着陸料等の減免に関する事。

第3条中「者は」を「者は、条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。  
別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「山形県知事殿」を「置賜総合支庁 殿」に改める。  
別記様式第4号の備考第2項第1号中「商業登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。  
別記様式第5号及び別記様式第6号中「山形県知事殿」を「置賜総合支庁長 殿」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表置賜総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号を次のように改める。
  - (1) 第2条の規定による次の次項
    - イ 米沢ヘリポート条例（以下この項において「条例」という。）第3条第1項の規定による施設の使用等の届出の受理に関する事（条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除く。）
    - ロ 条例第3条第2項の規定による運用時間外のヘリポートの使用の許可に関する事
    - ハ 条例第3条第3項ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用の許可に関する事
    - ニ 条例第6条の規定によるヘリポートへの入場の制限に関する事
    - ホ 条例第7条第3号の規定による制限区域への立入りの承認に関する事
    - ヘ 条例第8条ただし書の規定による車両の運転等の承認に関する事
    - ト 条例第8条第2号の規定による車両の駐車等の場所の指定に関する事
    - チ 条例第9条第1号の規定による爆発物等の携帯及び運搬の許可に関する事
    - リ 条例第9条第2号の規定による物件を保管し、又は運搬する場所の指定に関する事
    - ヌ 条例第9条第3号の規定による裸火の使用の許可に関する事
    - ル 条例第9条第4号の規定による喫煙場所の指定に関する事
    - ヲ 条例第10条第1項の規定による工作物の設置又は建物等の使用等の許可に関する事
    - ワ 条例第11条の規定による工作物設置者等に対する許可の取消し等の命令に関する事
    - カ 条例第12条の規定による工作物設置者等に対する報告の要求又は工作物の状況の検査に関する事
    - コ 条例第13条の規定による行為の制止及びヘリポートからの退去等の命令に関する事
    - ク 条例第14条第1項の規定による着陸料等の徴収に関する事
    - ケ 条例第14条第2項の規定による着陸料等の納付時期の特例の承認に関する事
    - ク 条例第15条の規定による着陸料等の減免に関する事

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第60号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同条第2号中「（酒田北港緑地に係るものを除く。）」を削り、同条第4号中「（酒田北港緑地及び鼠ヶ関マリーナに

係るものを除く。)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 条例第16条第3項及び徴収条例第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること。

第2条第8号中「及び条例第24条の規定による入出港届等の受理」を削り、「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同条第9号中「第1号に規定する承認で鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、「及び第2号に規定する許可で酒田北港緑地に係るもの」を削り、同条第12号を削る。

第3条中「、緑地及び広場」を「及び港湾環境整備施設(酒田北港緑地多目的広場を除く。)」に改める。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(通常使用の承認)」を付し、同条中「通常使用の承認を」を「通常使用の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)」を」に改め、「正副2部」を削る。

第5条に見出しとして「(通常使用の変更の承認)」を付し、同条中「変更の承認」を「変更の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)」に改め、「正副2部」を削り、同条に次の1項を加える。

2 酒田北港緑地に係る前項に規定する承認を受けようとする者は、酒田北港緑地使用変更承認申請書(別記様式第2号の2)を提出しなければならない。

第6条中「延長の承認」を「延長の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)」に改め、「正副2部」を削る。

第6条の2を削る。

第7条第1項中「(酒田北港緑地に係る当該許可を受けようとする者を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第8条第1項中「(酒田北港緑地に係る当該許可を受けようとする者を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第9条第1項中「(酒田北港緑地に係る条例第12条ただし書の規定による許可を受けようとする者を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第12条中「(酒田北港緑地に係るものを除く。)」を削る。

第16条中「港則法(昭和23年法律第174号)第4条の規定による入出港の届出に係る」を「港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第15条第2項の」に、「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ及び酒田プレジャーボートスポット」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(管理の基準)

第23条 加茂港緑地に係る条例第26条の2第1項の基準については、加茂港緑地と隣接する山形県海浜公園を一体的に管理する場合は、山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)第9条の基準を適用するものとする。

別記様式第1号(6)及び別記様式第1号(7)を次のように改める。

様式第1号(6)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                                               |                                                                  |                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 殿<br><br>住所又は所在地<br>氏名又は名称<br>及び代表者氏名<br>連 絡 先<br><br>山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、船舶給水施設を使用したいので承認くださるよう申請します。<br><br>記<br><br>外航・内航 |                                                                  | 年 月 日<br><br><br>印                                        |
| 港 湾 施 設 名                                                                                                                     |                                                                  |                                                           |
| 船 名                                                                                                                           |                                                                  |                                                           |
| 信 号 符 字<br>(コールサイン)等                                                                                                          |                                                                  |                                                           |
| 総 ト ン 数                                                                                                                       |                                                                  |                                                           |
| 給 水 種 別                                                                                                                       | 運搬給水 ・ 岸壁給水 ・ 自動販売機 ・ 缶 ・ その他                                    |                                                           |
| 給 水 希 望 日 時                                                                                                                   | 年 月 日 時 分                                                        |                                                           |
| 給 水 申 込 数 量                                                                                                                   | (飲料水) m <sup>3</sup> (その他) m <sup>3</sup>                        |                                                           |
| 希 望 給 水 場 所                                                                                                                   |                                                                  |                                                           |
| 備 考                                                                                                                           | 実給水                                                              | 年 月 日 時 分から                                               |
|                                                                                                                               |                                                                  | 区 分                      時 間 内                      時 間 外 |
|                                                                                                                               |                                                                  | 給 水 量                      m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>  |
| 承 認<br>通 知 欄                                                                                                                  | 指令第                      号<br><br>(使用料の額                      円) |                                                           |

(注) 印の付いている欄は記入しないでください。

様式第1号(7)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|------|---|
| 年 月 日                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 殿<br><br>住所又は所在地<br>氏名又は名称<br>及び代表者氏名<br>連絡先      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 印                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、廃油処理施設を使用したいので承認くださるよう申請します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 記                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 外航・内航                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 船名                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 総トン数                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |   |      |   |
| 使用日時                                              | 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |   |      |   |
| 備考                                                | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">予定数量</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">L</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">実績数量</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">L</td> </tr> </table> | 予定数量 | L | 実績数量 | L |
| 予定数量                                              | L                                                                                                                                                                                                                                                                                | 実績数量 | L |      |   |
| 承認通知欄                                             | 指令第 号<br><br><div style="text-align: right; padding-right: 50px;">(使用料の額 円)</div>                                                                                                                                                                                                |      |   |      |   |

(注) 印の付いている欄は記入しないでください。



別記様式第1号(11)の次に次の1様式を加える。

様式第1号(12)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                   |                              |
|---------------------------------------------------|------------------------------|
| 年 月 日                                             |                              |
| 殿                                                 | 住所又は所在地<br>氏名又は名称<br>及び代表者氏名 |
| 印                                                 |                              |
| 山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、酒田北港緑地を使用したいので承認くださるよう申請します。 |                              |
| 記                                                 |                              |
| 使 用 年 月 日                                         | 年 月 日                        |
| 使 用 時 間                                           | 時 分から 時 分まで( 時間)             |
| 使 用 区 分                                           | 区 分                          |
|                                                   | 使 用 目 的                      |
| 申 請 者                                             | 名 称                          |
|                                                   | 勤務先又は学校名                     |
|                                                   | 所 在 地                        |
|                                                   | 連 絡 先                        |
| 備 考                                               | 電話番号( )                      |
| 承 認 欄                                             | 指令第 号<br><br>(使用料の額 円)       |

(注) 印の付いている欄は記入しないでください。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。  
様式第2号の2

年 月 日

殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

酒田北港緑地使用変更承認申請書

山形県港湾施設管理条例第7条第1項の規定により、酒田北港緑地の使用の承認事項を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 使用承認年月日及び指令番号      年      月      日      指令第      号
- 2 使用年月日等                              年      月      日      時      分から      時      分まで
- 3 変更事項

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
|         |       |       |

4 変更理由

|                  |                                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------|
| 承<br>通<br>知<br>欄 | 指令第      号<br>使用料の変更の有無<br><br>( 無・有 変更後の使用料の額      円 ) |
|------------------|---------------------------------------------------------|

(注) 印の付いている欄は記入しないでください。

別記様式第4号の2、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の2を削る。  
別記様式第12号中「温海町長 氏名」を「山形県知事」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
別表庄内総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同号ロ中「(酒田北港緑地に係るものを除く。)」を削り、同号ニ中「(酒田北港緑地及び鼠ヶ関マリーナに係るものを除く。)」を削り、同号ヲを削り、同号ル中「山形県港湾区域内占用料等徴収条例(以下この項において「徴収条例」という。)」を「徴収条例」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「イに規定する承認で鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、「及びロに規定する許可で酒田港緑地に係るもの」を削り、同号中リをヌとし、同号チ中「及び条例第24条の規定による入出港届等の受理」を削り、「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。  
ホ 条例第16条第3項及び山形県港湾区域内占用料等徴収条例(以下この項において「徴収条例」という。)第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること。

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第61号

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第16条の3を次のように改める。

第16条の3 削除

|     |              |     |                        |   |
|-----|--------------|-----|------------------------|---|
| 別表中 | 県営鈴川アパート1号   | 山形市 | 児童遊園、広場及び緑地、通路         | を |
|     | 県営鈴川アパート2号   | 山形市 |                        |   |
|     | 県営鈴川第2アパート1号 | 山形市 | 児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場 |   |

|              |     |                        |       |
|--------------|-----|------------------------|-------|
| 県営鈴川第2アパート1号 | 山形市 | 児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場 | に改める。 |
|--------------|-----|------------------------|-------|

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第62号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

|     |               |    |     |   |
|-----|---------------|----|-----|---|
| 別表中 | 特定優良賃貸小白川アパート | 18 | 山形市 | を |
|     | 特定優良賃貸桜田西アパート | 14 | 山形市 |   |

|               |    |     |       |
|---------------|----|-----|-------|
| 特定優良賃貸桜田西アパート | 14 | 山形市 | に改める。 |
|---------------|----|-----|-------|

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県すまい情報センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第63号

山形県すまい情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県すまい情報センター条例施行規則（平成12年12月県規則第132号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）の施行」を「。以下「条例」という。）の施行」に改める。

第2条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「休館日は」を「休館日は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

# 訓 令

## 山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年 8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6号注書第 2項第 1号の表中

|    |                    |                                                           |                                                                                                         |       |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 「  | 臨時的任用の場合           | 山形県（身分）に臨時的に任命する任期は 年 月 日までとする（職名）を命ずる（給料表名） 級に決定する号給を給する | 任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。                                                               | を     |
|    | 「                  | 臨時的任用の場合                                                  | 山形県（身分）に臨時的に任命する（地方公務員法第22条第 2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第 6条第 1項第 2号）任期は 年 月 日までとする（職名）を命ずる（給料表名） 級に決定する号給を給する |       |
|    | 臨時的任用の任期を更新する場合    | 臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する                                      |                                                                                                         |       |
| 「  | 再任用の任期の満了により退職する場合 | 地方公務員法第 条第 項の規定による任期の満了により退職                              |                                                                                                         | を     |
| 「  | 再任用の任期の満了により退職する場合 | 地方公務員法第 条第 項の規定による任期の満了により退職                              |                                                                                                         | に改める。 |
| 26 | 再任                 | （職名）に再任する                                                 | 県立大学の学長及び副学長に限る。                                                                                        |       |
| 27 | 任期の満了による退職         | 教育公務員特例法第 7条の規定による任期の満了により退職                              | 県立大学の学長及び副学長に限る。                                                                                        |       |

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令新旧対照表（案）

| 現 行                            |               |                                                                              | 改 正 案                          |               |                                                                                                                        |
|--------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様式第6号<br>(注)2<br>(1) 一般職の職員の場合 |               |                                                                              | 様式第6号<br>(注)2<br>(1) 一般職の職員の場合 |               |                                                                                                                        |
| 区 分                            | 記 載 事 項       | 備 考                                                                          | 区 分                            | 記 載 事 項       | 備 考                                                                                                                    |
| 1<br>採用<br>常勤職員                | 臨時的任用の場合      | 山形県（身分）に臨時に任命する<br><br>任期は 年 月 日までとする<br>（職名）を命ずる<br>（給料表名） 級に決定する<br>号給を給する | 1<br>採用<br>常勤職員                | 臨時的任用の場合      | 山形県（身分）に臨時に任命する<br>（地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号）<br>任期は 年 月 日までとする<br>（職名）を命ずる<br>（給料表名） 級に決定する<br>号給を給する |
|                                |               | 任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。                                    |                                |               | 臨時的任用の任期を更新する場合<br>臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する                                                                                |
| 2～25 （省略）                      |               |                                                                              | 2～25 （省略）                      |               |                                                                                                                        |
|                                | 26 再任         | （職名）に再任する                                                                    |                                | 26 再任         | （職名）に再任する<br>県立大学の学長及び副学長に限る。                                                                                          |
|                                | 27 任期の満了による退職 | 教育公務員特例法第7条の規定による任期の満了により退職                                                  |                                | 27 任期の満了による退職 | 教育公務員特例法第7条の規定による任期の満了により退職<br>県立大学の学長及び副学長に限る。                                                                        |

## 山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項第2号中「3級」を「2級」に改める。

第3条第2号イ(イ)中「6,300円」を「6,190円」に改め、同号イ(ロ)中「7,960円」を「7,610円」に改め、同号ロ(イ)中「2,750円」を「2,650円」に改め、同号ロ(ロ)中「2,500円」を「2,400円」に改め、同号ロ(ハ)中「2,390円」を「2,290円」に改める。

第4条第1項中「(東京事務所に勤務する職員を除く。)」を削る。

附則第2項中「3級」を「2級」に、「9級以下4級」を「7級以下3級」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

---

**告 示**

---

## 山形県告示第263号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「静岡市」の下に、「堺市」を加える

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

## 山形県告示第264号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、酒田市長から、同市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地の所在

酒田市飛鳥字勝浦甲10、11、14、42、43、46、47、50、62、66、67、70、90、91、94、99、103、106、107、110、111、114-87、114-112、114-118から114-120まで、273から290まで、290-1及び291から301までに接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛鳥字勝浦乙1-159、1-164、1-167、7-4、7-8、7-14、7-25、7-27、134-1から134-3まで、134-5、135、146-2、160から165まで、165-1、167から170まで、170-1及び171に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛鳥字中村甲92-242並びに同44、45、47、49、52、53、56、57、60、61、64-1、64-2、65、68、69、72、73-1、73-2、76、77、80、81、84、85、88、92-10、92-159、92-216、92-219、92-225、92-230、273、273-2、274、275、275-1及び276から282までに接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛鳥字法木甲81、82、85-1、86、86-1、89及び91に接する国有地に隣接する公有水面埋立地並びに同市飛鳥字法木乙2-1、2-137、2-146、191、192、195、196、199、200、203、204、207、208、212、216、219、220、223、224、227、228、231、232、235、236、239、240、243、244、248-2、251-1、252-2、255-1、256-2、259-1、260-1、263-2、264、267-1、267-2、268、271、272、273-1、273-2、274及び275に接する国有地に隣接する公有水面埋立地

## 2 面積

57,658.57平方メートル

山形県告示第265号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、総務部総合政策室政策企画課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る森林地域の縮小

2 変更に係る市村

鶴岡市、天童市及び最上郡鮭川村

山形県告示第266号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第18号）による改正後の山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から8月15日までの日については、午前9時から午後6時30分までとする。

2 休館日

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月5日から8月7日までの日を除く。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第267号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第18号）による改正後の山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

1 利用料金

(1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 2 会 義 室     | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 560円               | 710円               | 850円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 1,130円             | 1,420円             | 1,700円             |

|         |        |        |         |
|---------|--------|--------|---------|
| 第4ギャラリー | 1,050円 | 1,320円 | 1,580円  |
| 第5ギャラリー | 1,080円 | 1,350円 | 1,620円  |
| 第6ギャラリー | 1,240円 | 1,550円 | 1,860円  |
| 第7ギャラリー | 570円   | 720円   | 860円    |
| 第8ギャラリー | 1,080円 | 1,350円 | 1,620円  |
| ホー ル    | 6,840円 | 8,560円 | 10,270円 |
| 中庭      | 3,200円 | 4,000円 | 4,800円  |

□ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分     | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
|         | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第1会議室   | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |
| 第2会議室   | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |
| 第1ギャラリー | 1,120円             | 1,420円             | 1,700円             |
| 第2ギャラリー | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |
| 第3ギャラリー | 2,260円             | 2,840円             | 3,400円             |
| 第4ギャラリー | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |
| 第5ギャラリー | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |
| 第6ギャラリー | 2,480円             | 3,100円             | 3,720円             |
| 第7ギャラリー | 1,140円             | 1,440円             | 1,720円             |
| 第8ギャラリー | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |
| ホー ル    | 13,680円            | 17,120円            | 20,540円            |
| 中庭      | 6,400円             | 8,000円             | 9,600円             |



## 八 3,000円を超える入場料金を領収する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 2 会 議 室     | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 1,230円             | 1,560円             | 1,870円             |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 2,480円             | 3,120円             | 3,740円             |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 6 ギ ャ ラ リ ー | 2,720円             | 3,410円             | 4,090円             |
| 第 7 ギ ャ ラ リ ー | 1,250円             | 1,580円             | 1,890円             |
| 第 8 ギ ャ ラ リ ー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| ホ - ル         | 15,040円            | 18,830円            | 22,590円            |
| 中 庭           | 7,040円             | 8,800円             | 10,560円            |

## 二 準備又は練習のために使用する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 2 会 議 室     | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 280円               | 350円               | 420円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 560円               | 710円               | 850円               |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 670円               | 810円               |

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 第 6 ギャラリー | 620円   | 770円   | 930円   |
| 第 7 ギャラリー | 280円   | 360円   | 430円   |
| 第 8 ギャラリー | 540円   | 670円   | 810円   |
| ホ ー ル     | 3,420円 | 4,280円 | 5,130円 |
| 中 庭       | 1,600円 | 2,000円 | 2,400円 |

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を乗じて得た額

## ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,630円

## (2) 設 備

| 種 別    | 設 備 名          | 単 位 | 利用料金の額 |
|--------|----------------|-----|--------|
| 舞台設備   | ピアノ            | 1台  | 5,300円 |
|        | 指揮台            | 1台  | 100円   |
|        | 譜面台            | 1台  | 100円   |
|        | 演壇             | 一式  | 400円   |
| 舞台照明設備 | 演壇照明           | 1列  | 1,010円 |
|        | スポットライト        | 1台  | 500円   |
| 視聴覚設備  | マイクセット         | 一式  | 1,010円 |
|        | スライド映写機        | 一式  | 810円   |
|        | オーバーヘッドプロジェクター | 一式  | 1,010円 |
|        | 携帯用ビデオカメラ      | 1台  | 500円   |
|        | モニターテレビ        | 1台  | 500円   |
| 展示設備   | 展示パネル          | 1枚  | 20円    |
|        | 展示ケース          | 1台  | 200円   |

備考 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第268号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 区 分               |      | 単 位          | 金 額     |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 700円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,000円 |

## 1 利用料金

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第269号

山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第19号)による改正後の山形県国際交流センター条例(平成12年10月県条例第67号)第3条第2項の規定により、山形県国際交流センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 開館時間

午前10時から午後6時までとする。ただし、交流サロン、研修室又はボランティア室の午後6時以降の利用者がいる場合は、午前10時から当該利用者の利用終了時間(午後10時以前とする。)までとする。

## 2 休館日

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示270号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第23号)による改正後の山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 休館日

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日である場合を除く。)及び毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第271号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第23号)による改正後の山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 名 称       | 利 用 料 金 の 額            |                          |                          |               |
|-----------|------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
|           | 午前9時から<br>午後0時30分までの間  | 午後1時から<br>午後5時までの間       | 午後5時30分から<br>午後9時までの間    | 左記の時間帯<br>すべて |
| ホ ー ル     | 5,990円                 | 8,560円                   | 8,980円                   | 23,530円       |
| 第 1 研 修 室 | 2,560円<br>(1時間当たり730円) | 3,660円<br>(1時間当たり910円)   | 3,840円<br>(1時間当たり1,090円) | 9,050円        |
| 第 2 研 修 室 | 1,420円<br>(1時間当たり400円) | 2,030円<br>(1時間当たり500円)   | 2,130円<br>(1時間当たり600円)   | 5,020円        |
| 第 3 研 修 室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円        |
| 第 4 研 修 室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円        |
| 第 5 研 修 室 | 1,280円<br>(1時間当たり360円) | 1,830円<br>(1時間当たり450円)   | 1,920円<br>(1時間当たり540円)   | 4,520円        |
| 特 別 会 議 室 | 3,420円<br>(1時間当たり970円) | 4,890円<br>(1時間当たり1,220円) | 5,130円<br>(1時間当たり1,460円) | 12,090円       |
| 和 室 研 修 室 | 1,140円<br>(1時間当たり320円) | 1,630円<br>(1時間当たり400円)   | 1,710円<br>(1時間当たり480円)   | 4,030円        |

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

## (2) 附属設備

| 区 分    | 設 備 名          | 単 位 | 利用料金の額 |
|--------|----------------|-----|--------|
| 舞台設備   | ピアノ            | 1台  | 3,260円 |
|        | 演壇(花台共)        | 一式  | 400円   |
|        | 司会者用演壇         | 1台  | 200円   |
|        | びょうぶ           | 1双  | 1,010円 |
|        | 所作台            | 1台  | 200円   |
|        | 平台             | 1台  | 100円   |
|        | 毛せん            | 1枚  | 100円   |
|        | 上敷ござ           | 1枚  | 100円   |
|        | 地がすり           | 1張  | 300円   |
|        | 指揮台            | 1台  | 100円   |
|        | 譜面台            | 1台  | 100円   |
| 舞台照明設備 | 第1ボーダーライト      | 1列  | 500円   |
|        | 第2ボーダーライト      | 1列  | 500円   |
|        | 第1サスペンションライト   | 1列  | 1,010円 |
|        | 第2サスペンションライト   | 1列  | 1,010円 |
|        | アッパーホリゾンライト    | 1列  | 710円   |
|        | ロアーホリゾンライト     | 1列  | 710円   |
|        | フットライト         | 1列  | 300円   |
|        | シーリングライト       | 1列  | 1,010円 |
|        | スポットライト        | 1台  | 500円   |
| 視聴覚設備  | コンパクトディスクプレーヤー | 一式  | 500円   |
|        | レコードプレーヤー      | 一式  | 500円   |
|        | ミニディスクプレーヤー    | 一式  | 500円   |

|        |                        |    |         |
|--------|------------------------|----|---------|
|        | テーブデッキ                 | 一式 | 500円    |
|        | ビデオプロジェクター             | 一式 | 2,030円  |
|        | カラーテレビカメラ              | 1台 | 1,520円  |
|        | 16ミリ映写機(1600ワット)       | 1台 | 2,030円  |
|        | 16ミリ映写機(350ワット)        | 1台 | 1,010円  |
|        | マイクセット(ホール用)           | 一式 | 1,010円  |
|        | マイク(ホール用)              | 1本 | 300円    |
|        | 監視カメラ                  | 1台 | 1,830円  |
|        | スライド映写機(550ワット)        | 1台 | 1,010円  |
|        | スライド映写機(350ワット)        | 1台 | 1,010円  |
|        | スライド映写機(250ワット)        | 1台 | 810円    |
|        | オーバーヘッドプロジェクター(575ワット) | 1台 | 1,010円  |
|        | オーバーヘッドプロジェクター(300ワット) | 1台 | 500円    |
|        | 携帯用ビデオカメラ              | 1台 | 500円    |
|        | モニターテレビ(ビデオ付き)         | 1台 | 500円    |
|        | ワイヤレスマイクセット            | 一式 | 300円    |
|        | データプロジェクター             | 一式 | 740円    |
|        | 映像会議装置(特別会議室用)         | 一式 | 3,560円  |
|        | 資料提示装置(特別会議室用)         | 1台 | 1,320円  |
|        | 資料提示装置(視聴覚制御室用)        | 1台 | 1,010円  |
|        | ビデオ録画装置                | 一式 | 1,320円  |
| 同時通訳設備 | 同時通訳設備(ホール用)           | 一式 | 14,100円 |
|        | 同時通訳設備(特別会議室用)         | 一式 | 10,600円 |
|        | 受信機                    | 1台 | 100円    |

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 展示設備 | 展示パネル | 1枚 | 20円  |
|      | 展示ケース | 一式 | 200円 |

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分    | 金 額 |
|--------|-----|
| 1時間当たり | 50円 |

(4) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分   | 1時間当たりの金額 |
|-------|-----------|
| ホール   | 410円      |
| 第1研修室 | 160円      |
| 特別研修室 | 160円      |

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第272号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第21号)による改正後の置賜文化ホール条例(平成13年7月県条例第41号)第11条第2項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 施設

| 区 分                                                    | 利用料金の額           |                    |                     |                  |    | 冷暖房使用に係る加算額<br>(1時間当たり) |  |
|--------------------------------------------------------|------------------|--------------------|---------------------|------------------|----|-------------------------|--|
|                                                        | 午前9時から<br>正午までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後6時から<br>午後10時までの間 | 左記以外の時<br>間      |    |                         |  |
|                                                        |                  |                    |                     |                  | 冷房 | 暖房                      |  |
| 入場料金を領<br>収しない場合<br>及び1,000円<br>以下の入場料<br>金を領収する<br>場合 | 15,750円          | 21,000円            | 21,000円             | 1時間当たり<br>7,870円 |    |                         |  |

|                  |                                    |         |         |                |                   |        |        |
|------------------|------------------------------------|---------|---------|----------------|-------------------|--------|--------|
| ホ<br>ル           | 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合      | 23,620円 | 31,500円 | 31,500円        | 1時間当たり<br>11,800円 | 4,200円 | 4,510円 |
|                  | 3,000円を超える入場料金を領収する場合              | 31,500円 | 42,000円 | 42,000円        | 1時間当たり<br>15,740円 |        |        |
|                  | 準備又は練習のために使用する場合                   | 7,870円  | 10,500円 | 10,500円        | 1時間当たり<br>3,930円  |        |        |
| 第 1 楽屋           | 750円                               | 1,000円  | 1,000円  | 1時間当たり<br>370円 | 430円              | 470円   |        |
| 第 2 楽屋           | 600円                               | 800円    | 800円    | 1時間当たり<br>300円 | 430円              | 470円   |        |
| 第 3 楽屋           | 520円                               | 700円    | 700円    | 1時間当たり<br>250円 | 400円              | 400円   |        |
| 第 4 楽屋           | 370円                               | 500円    | 500円    | 1時間当たり<br>180円 | 200円              | 200円   |        |
| 第 5 楽屋           | 370円                               | 500円    | 500円    | 1時間当たり<br>180円 | 200円              | 200円   |        |
| 第 1 練習室          | 900円                               | 1,200円  | 1,200円  | 1時間当たり<br>450円 | 90円               | 90円    |        |
| 第 2 練習室          | 600円                               | 800円    | 800円    | 1時間当たり<br>300円 | 50円               | 50円    |        |
| 第 3 練習室          | 370円                               | 500円    | 500円    | 1時間当たり<br>180円 | 20円               | 20円    |        |
| 第 4 練習室          | 370円                               | 500円    | 500円    | 1時間当たり<br>180円 | 20円               | 20円    |        |
| 大<br>会<br>議<br>室 | 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合 | 3,750円  | 5,000円  | 5,000円         | 1時間当たり<br>1,870円  | 710円   | 670円   |
|                  | 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合      | 5,620円  | 7,500円  | 7,500円         | 1時間当たり<br>2,800円  |        |        |
|                  | 3,000円を超える入場料金を領収する場合              | 7,500円  | 10,000円 | 10,000円        | 1時間当たり<br>3,740円  |        |        |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午



後10時まで引き続き使用する場合にあっては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金(冷暖房使用に係る加算額を除く。)は、無料とする。

- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設 備

| 種別               | 設 備 名                             | 単 位    | 利用料金の額 |
|------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 舞<br>台<br>設<br>備 | 音響反射板(照明を含む。)                     | 一式     | 3,800円 |
|                  | 所作台(開帳場及び化粧 <sup>がまち</sup> 框を含む。) | 一式     | 6,000円 |
|                  | 平台                                | 1台     | 100円   |
|                  | 箱足                                | 1台     | 50円    |
|                  | 開き足                               | 1脚     | 50円    |
|                  | 木台                                | 1台     | 50円    |
|                  | 松羽目                               | 一式     | 1,500円 |
|                  | 竹羽目                               | 一式     | 2,000円 |
|                  | びょうぶ                              | 1双     | 1,000円 |
|                  | 紗 <sup>しゃまく</sup> 幕               | 一式     | 800円   |
|                  | めくり台                              | 1台     | 100円   |
|                  | 毛せん                               | 1枚     | 100円   |
|                  | 上敷ござ(大)                           | 1枚     | 200円   |
|                  | 上敷ござ(小)                           | 1枚     | 100円   |
|                  | 地がすり                              | 1枚     | 700円   |
|                  | バレエシート                            | 一式     | 2,000円 |
|                  | 人形立て                              | 1本     | 100円   |
|                  | 長座布団                              | 1枚     | 100円   |
|                  | 高座用座布団                            | 1枚     | 100円   |
|                  | 鳥屋囲い                              | 一式     | 1,000円 |
| 演台               | 1台                                | 1,000円 |        |

|                  |                            |      |        |
|------------------|----------------------------|------|--------|
|                  | 司会者台                       | 1台   | 500円   |
|                  | 指揮者用譜面台、指揮台                | 一式   | 500円   |
|                  | 演奏者用譜面台                    | 1台   | 50円    |
|                  | コントラバス用椅子                  | 1脚   | 100円   |
|                  | 仮設花道                       | 一式   | 4,000円 |
|                  | 花道用所作台                     | 一式   | 1,000円 |
|                  | 能舞台                        | 一式   | 5,000円 |
| ピアノ              | スタンウェイ(ホール用)               | 1台   | 8,000円 |
|                  | ヤマハ(練習室用)                  | 1台   | 1,500円 |
| 映<br>写<br>設<br>備 | 16mm映写機(ホール用)              | 一式   | 4,000円 |
|                  | ビデオプロジェクター                 | 一式   | 1,500円 |
|                  | スライド映写機                    | 一式   | 1,000円 |
|                  | オーバーヘッドプロジェクター             | 一式   | 1,000円 |
|                  | スクリーン(ホール用)                | 一張   | 1,000円 |
| 音<br>響<br>設<br>備 | 拡声装置(ホール用)                 | 一式   | 2,500円 |
|                  | 拡声装置(大会議室用)                | 一式   | 1,200円 |
|                  | カセットデッキ                    | 1台   | 700円   |
|                  | コンパクトディスクプレイヤー             | 1台   | 700円   |
|                  | デジタルオーディオテープレコーダー          | 1台   | 1,000円 |
|                  | ミニディスクレコーダー                | 1台   | 1,000円 |
|                  | ステージスピーカー                  | 1組   | 500円   |
|                  | 移動用スピーカー                   | 1組   | 500円   |
|                  | 三点吊 <sup>フリ</sup> マイクロホン装置 | 一式   | 500円   |
|                  | ワイヤレスマイク                   | 1本   | 500円   |
| コンデンサーマイク        | 1本                         | 500円 |        |

|                  |                           |        |        |
|------------------|---------------------------|--------|--------|
|                  | ダイナミックマイク                 | 1本     | 500円   |
| 照<br>明<br>設<br>備 | フットライト(置型)                | 1列     | 500円   |
|                  | ローアーホリゾントライト              | 1列     | 1,000円 |
|                  | ボーダーライト                   | 1列     | 1,000円 |
|                  | サスペンションライト                | 1列     | 2,000円 |
|                  | スポットライト                   | 1台     | 300円   |
|                  | アッパーホリゾントライト              | 1列     | 1,200円 |
|                  | フロントサイドライト(右)             | 一式     | 2,000円 |
|                  | フロントサイドライト(左)             | 一式     | 2,000円 |
|                  | シーリングスポットライト              | 一式     | 2,000円 |
|                  | センタースポットライト               | 1台     | 2,000円 |
|                  | スタンド                      | 1本     | 200円   |
|                  | プロジェクタースポットライト            | 1台     | 1,000円 |
|                  | 照明効果マシン                   | 1台     | 500円   |
|                  | オブジェクティブレンズ               | 1台     | 100円   |
|                  | ミラーボール(吊 <sup>つり</sup> 型) | 1台     | 1,000円 |
|                  | ミラーボール(置型)                | 1台     | 1,000円 |
|                  | ファイアマシン                   | 1台     | 1,000円 |
|                  | オーロラマシン                   | 1台     | 1,000円 |
|                  | 波マシン                      | 1台     | 1,000円 |
|                  | スモークマシン                   | 一式     | 3,000円 |
| ストロボマシン          | 1台                        | 1,000円 |        |
| 星球               | 一式                        | 1,000円 |        |

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第273号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第20号）による改正後の山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第274号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第20号）による改正後の山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 名 称       | 単 位               | 金 額              |
|-----------|-------------------|------------------|
| 学習室       | 午前9時から午後0時30分までの間 | 1室1時間あたり<br>580円 |
|           | 午後1時から午後5時までの間    |                  |
|           | 午後5時30分から午後9時までの間 |                  |
|           | 午前9時から午後9時までの間    | 5,740円           |
| 保育設備付き学習室 | 午前9時から午後0時30分までの間 | 1室1時間あたり<br>240円 |
|           | 午後1時から午後5時までの間    |                  |
|           | 午後5時30分から午後9時までの間 |                  |
|           | 午前9時から午後9時までの間    | 2,370円           |

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときは、この表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室等を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第275号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第276号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第25号）による改正後の山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 休場日

11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者がいる日を除く。）

2 利用時間

午前10時から翌日の午前10時まで

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第277号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第25号）による改正後の山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

| 名 称      | 利 用 料 金          |
|----------|------------------|
| 第1テントサイト | 1区画1泊につき 1,000円  |
| 第2テントサイト | テント1張り1泊につき 500円 |

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第278号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「2算定方法」を「次項の規定」に改め、「、同法第31条の2第2項に規定する標準負担額」及び「、第1号に定める者(前年の所得について所得税が課された者及びそれ以外の者で前年の所得について所得税が課された者に扶養されているものに限る。)」が同法の規定による医療を受けた場合にあってはその医療に要した費用のうち同法第28条の規定による一部負担金の額からその医療が健康保険法等の一部を改正する法律(平成12年法律第140号)第2条の規定による改正前の老人保健法(以下「改正前の老人保健法」という。)の規定に基づく医療として行われるものとし、かつ、改正前の老人保健法第28条第1項第1号中「500円(次条第1項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)」とあるのは「800円」と読み替えて適用した場合において算定される同号の一部負担金の額に相当する額を控除した額(当該一部負担金の額に相当する額が老人保健法第28条の規定による一部負担金を超える場合を除く。))及び老人訪問看護療養費控除額からその額に係る指定老人訪問看護につき老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第162号)による改正前の老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(平成12年厚生省告示第383号)第1号口の規定(以下「改正前の算定方法」という。)の例により算定した額に相当する額を控除した額(当該指定老人訪問看護につき同号口の規定の例により算定した額に相当する額が老人訪問看護療養費控除額を超える場合を除く。)に相当する部分について市町村が支出した経費」を削り、同項第1号中「者。」を「者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。))の支弁対象者を除く。))で、前年の所得の額(老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)第4条第1項の例により算定した額をいう。))が同条第2項で規定する額に満たないもの」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「掲げる区分」を「掲げる乳幼児の区分」に、「次に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに掲げる日の属する年の前年(当該乳幼児の出生の日の属する月が1月から6月までの間にある場合は、前前年)」を「当該年」に、「児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条の規定により算定した額に満たない者に扶養されているもの」を「別表第3で規定する額に満たない者に扶養されているもの(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という。))を3人以上扶養している場合の3人目以降であるものを除く。))及び児童を3人以上扶養している場合の3人目以降の乳幼児」に改め、同項第3号中「、知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者並びに」を「及び」に改め、同表第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第296号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」に改め、「扶養されている者」を「扶養されている者で、同号二からトまでに掲げるものであり、かつ、1人目若しくは2人目である乳幼児」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 前項第1号に規定する者が診察若しくは薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療(これらのうち、病院又は診療所(以下「保険医療機関」という。))への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院療養」という。))に伴うものを除く。))若しくは家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「外来療養」という。))又は入院療養を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、老人保健法第28条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(同一月、同一保険医療機関ごとに外来療養にあつては老人保健法施行令第15条第2項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)前項第2号に規定する者が外来療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき530円(その額が総医療費から前各号の規定による額を控除した額を超える場合は当該控除した額とし、同一月、同一保険医療機関において5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては0円とする。))入院療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき1,200円(総医療費から前各号の規定による額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額)(一部負担金の額)
- (6) 前項第1号に規定する者が健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。))を受ける場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、老人保健法第28条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(同一月、同一訪問看護ステーションごとに老人保健法施行令第15条第2項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)前項第2号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護ステーションごとに1日につき600円(総医療費から第1号から第4号までの規定による額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額

の場合は当該控除した額とし、同一月、同一訪問看護ステーションにおいて6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。)(基本利用料)

別表第1第2項第7号を削る。

別表第2第2項第2号中「55円」を「30円」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

#### 別表第3 所得制限額

| 扶養親族等及び扶養親族等でない乳幼児で生計を維持したものの数 | 所得の額  |
|--------------------------------|-------|
| 0                              | 301万円 |
| 1                              | 339万円 |
| 2                              | 377万円 |
| 3                              | 415万円 |
| 4                              | 453万円 |

備考 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

2 扶養親族等及び扶養親族等でない乳幼児で生計を維持したものの数が5人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算する。

別記様式第1号注書第2項中「から第7号まで」を「及び第6号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この規程は、平成18年7月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第1号の改正規定(知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設設置費の支弁対象者に係る部分に限る。)同項第3号の改正規定、同表第2項の改正規定(「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第296号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」に改める部分に限る。)及び別表第2第2項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 改正後の別表第2の規定は、平成18年度分以後の補助金について適用する。

##### (経過措置)

- この規程の施行の日の前日から引き続き乳幼児医療の対象となっている者に係る所得制限については、なお従前の例による。
- 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における改正後の別表第1第2項の規定の適用については、同項中「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とあるのは、「、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とする。

#### 山形県告示第279号

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第31号)による改正後の山形県身体障害者保養所条例(昭和52年12月県条例第43号)第4条第2項の規定により、山形県身体障害者保養所東紅苑の利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後2時から翌日の午前10時まで、休憩及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。ただし、休憩のうち入浴のみの利用にあっては、正午から午後4時までとする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第280号

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例（平成17年 3月県条例第31号）による改正後の山形県身体障害者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第6条第2項の規定により、山形県身体障害者保養所東紅苑の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

| 区 分         |         | 利 用 料 金 |         |           |          |
|-------------|---------|---------|---------|-----------|----------|
|             |         | 身体障害者   | 社会福祉関係者 | 身体障害者の介添者 |          |
|             |         |         |         | 大人        | 小学生及び中学生 |
| 宿泊（素泊り1人1泊） |         | 2,800円  | 3,560円  | 3,560円    | 2,900円   |
| 休 憩<br>（1人） | 入浴のみ    | 150円    | /       | 150円      | 150円     |
|             | 上記以外の場合 | 880円    |         | 1,010円    | 1,010円   |
| 会 議         | 30畳以上の室 | 4,630円  |         |           |          |
|             | 30畳未満の室 | 3,080円  |         |           |          |

備考 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害のある者の介添者（1人に限る。）に係る利用料金の額は、「身体障害者」の欄に掲げる額とする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第281号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年 3月県条例第32号）による改正後の山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年 3月県条例第14号）第4条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間を次のとおり承認した。

平成18年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後4時から翌日の午前10時まで、休憩及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで



山形県告示第282号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第32号）による改正後の山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

| 区 分         |                      | 利 用 料 金              |         |        |          |
|-------------|----------------------|----------------------|---------|--------|----------|
|             |                      | 老人、母子家庭の母子、寡婦及び身体障害者 | 社会福祉関係者 | 介 添 者  |          |
|             |                      |                      |         | 大人     | 小学生及び中学生 |
| 宿泊(素泊り1人1泊) | 室を定員で利用する場合          | 2,660円               | 3,382円  | 3,382円 | 2,755円   |
|             | 上記以外の場合              | 2,800円               | 3,560円  | 3,560円 | 2,900円   |
| 休憩(1人)      | 室を4人以上で利用する場合        | 792円                 | 909円    | 909円   | 558円     |
|             | 入浴のみの場合              | 440円                 | 505円    | 505円   | 310円     |
|             | 上記以外の場合              | 880円                 | 1,010円  | 1,010円 | 620円     |
| 会議          | 30畳以上の室を20人未満で利用する場合 | 4,630円               |         |        |          |
|             | 30畳以上の室を20人以上で利用する場合 | 2,315円               |         |        |          |
|             | 30畳未満の室を15人未満で利用する場合 | 3,080円               |         |        |          |
|             | 30畳未満の室を15人以上で利用する場合 | 1,540円               |         |        |          |

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第283号

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第29号）による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例（昭和48年3月県条例第16号）第12条第2項の規程により、山形県立ワークショップ明星園の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第284号

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第29号)による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年3月県条例第16号)第14条第2項の規定により、山形県立ふれあいの家(以下「ふれあいの家」という。)の使用に係る料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 料 金

料金の額は、ふれあいの家を使用する者の1月当たりの収入額に応じ次表に定める額とする。

| 収 入 額                | 料 金            |
|----------------------|----------------|
| 160,000円以上           | 1室1月につき20,900円 |
| 130,000円以上160,000円未満 | 1室1月につき16,500円 |
| 100,000円以上130,000円未満 | 1室1月につき13,500円 |
| 70,000円以上100,000円未満  | 1室1月につき10,500円 |
| 70,000円未満            | 1室1月につき7,500円  |

(注) ふれあいの家の使用を開始することができる日が月の中途にある場合又はふれあいの家の使用を月の途中で終了する場合の当該月に係る料金の額は日割り計算によるものとし、その額は1月あたりの料金に12を乗じて得た額に、当該月におけるふれあいの家の使用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第285号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                             | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|---------------------------------------|-----------------------------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人 山形県手をつなぐ親の会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 万世園ホームヘルプサービスステーション<br>米沢市万世町梓山5496番地12 | 身体障害者居宅介護    | 平成18.3.20 |

山形県告示第286号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                              | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人 山形県手をつなぐ親の会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 万世園ホームヘルプサービスステーション<br>米沢市万世町梓山5496番地12号 | 知的障害者居宅介護    | 平成18. 3.20 |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号    | 希望が丘第12グループホーム<br>東置賜郡川西町大字上小松3527番地     | 知的障害者地域生活援助  | 同 3.22     |
| 社会福祉法人 陽光会<br>山形市南陽市二色根19番地           | グループホーム銀杏寮<br>南陽市宮内1120番地1               | 知的障害者地域生活援助  | 同 3.24     |

## 山形県告示第287号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名又は名称及び代表者氏名 | 住 所           | 取消年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 坂本商事<br>羅 政 英 | 村山市榎岡中町1番12号  | 平成18年3月22日 |
| 高 野 正 視       | 天童市一日町二丁目1番5号 | 平成18年3月22日 |

## 山形県告示第288号

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第37号）による改正後の山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 区 分                  | 開 館 時 間                                           |             |
|----------------------|---------------------------------------------------|-------------|
| 7月20日から8月20日までの期間    | 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日 | 午前10時から午後6時 |
|                      | 上記以外の日                                            | 午前10時から午後9時 |
| 11月1日から翌年の3月31日までの期間 | 休日（土曜日である場合を除く。）及び日曜日                             | 午前10時から午後6時 |
|                      | 土曜日                                               | 午前10時から午後8時 |
|                      | 上記以外の日                                            | 午後1時から午後8時  |
| その他の期間               | 休日（土曜日である場合を除く。及び日曜日）                             | 午前10時から午後6時 |

|  |        |             |
|--|--------|-------------|
|  | 土曜日    | 午前10時から午後9時 |
|  | 上記以外の日 | 午後1時から午後9時  |

## 2 休館日

11月1日から翌年の3月31日までの期間における火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。

## 3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第289号

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第37号）による改正後の山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

| 区 分 |     | 利 用 料 金      |                 |
|-----|-----|--------------|-----------------|
| 個人  | 一般  | 回数券による利用の場合  | 1人11回につき 6,000円 |
|     |     | 上記以外の場合      | 1人1回につき 600円    |
|     | 高校生 | 回数券による利用の場合  | 1人11回につき 4,000円 |
|     |     | 上記以外の場合      | 1人1回につき 400円    |
|     | 児童等 | 回数券による利用の場合  | 1人11回につき 3,000円 |
|     |     | 上記以外の場合      | 1人1回につき 300円    |
| 団体  | 一般  | 1人1回につき 480円 |                 |
|     | 高校生 | 1人1回につき 320円 |                 |
|     | 児童等 | 1人1回につき 240円 |                 |

## 備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第290号

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第36号）による改正後の山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のように承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 区 分 |                       | 利 用 料 金 |        |
|-----|-----------------------|---------|--------|
| 宿泊  | 一般                    | 1人1泊につき | 3,560円 |
|     | 小学生                   | 1人1泊につき | 2,900円 |
|     | 幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。） | 1人1泊につき | 1,440円 |
| 休憩  | 一般                    | 1人1回につき | 1,120円 |
|     | 小学生                   | 1人1回につき | 560円   |
| 会議  | 30畳を超える室              | 1室につき   | 6,930円 |
|     | 20畳を超え30畳以下の室         | 1室につき   | 4,840円 |
|     | 10畳を超え20畳以下の室         | 1室につき   | 2,750円 |
|     | 10畳以下の室               | 1室につき   | 1,370円 |

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第291号

山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第38号）による改正後の山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 開館時間

午前10時から午後6時まで

## 2 適用時間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第292号

平成6年8月県告示第907号（山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例第2条第2号及び第4条の規定による受講料の額等）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項の表中「200円」を「300円」に、「1,600円」を「2,400円」に、「3,200円」を「4,800円」に、「4,800円」を「7,200円」に、「6,400円」を「9,600円」に、「8,000円」を「12,000円」に、「9,600円」を「14,400円」に改める。

## 山形県告示第293号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年3月県条例第30号）第4条及び別表の規定により山形県立職業能力開発校における受講料の額及び徴収の時期を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 受講料の額

受講料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

| 訓練期間が6月未満の短期課程職業訓練の課程及び区分 |                         | 受講料の額                                   |
|---------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 一級技能士コース及び二級技能士コース        | 訓練時間の基準が150時間である訓練科     | 29,700円                                 |
|                           | 訓練時間の基準が120時間である訓練科     | 24,000円                                 |
|                           | 訓練時間の基準が100時間である訓練科     | 21,000円                                 |
| 単一等級技能士コース                | 訓練時間の基準が150時間である訓練科     | 29,700円                                 |
|                           | 訓練時間の基準が120時間である訓練科     | 24,000円                                 |
| 管理監督者コース                  |                         | 6,000円                                  |
| 技能向上コース                   | 訓練時間が120時間を超える訓練科       | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に14,400円を加算した額 |
|                           | 訓練時間が96時間を超え120時間以内の訓練科 | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に12,000円を加算した額 |
|                           | 訓練時間が72時間を超え96時間以内の訓練科  | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に9,600円を加算した額  |
|                           | 訓練時間が48時間を超え72時間以内の訓練科  | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に7,200円を加算した額  |
|                           | 訓練時間が24時間を超え48時間以内の訓練科  | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に4,800円を加算した額  |
|                           | 訓練時間が24時間以内の訓練科         | 300円に当該職業訓練の総訓練時間数を乗じて得た額に2,400円を加算した額  |

## 2 受講料の徴収の時期

受講料は、入校を許可するときに徴収する。

## 山形県告示第294号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程を廃止する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）は、廃止する。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前において山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程に基づき利子補給の承諾が行われ、かつ、漁業後継者育成資金が貸し付けられた当該資金に係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

## 山形県告示第295号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成18年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

## 山形県告示第296号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年1月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字本城、大字黒沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年3月24日

## 山形県告示第297号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年1月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成18年3月24日

## 山形県告示第298号

山形県県民の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第44号)による改正後の山形県県民の森条例(昭和56年7月県条例第27号)第4条第2項の規定により、山形県県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名                                     | 利用日                                                                                                     | 利用時間                                                          |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 森林学習展示館<br>森の工房「む・う・ぶ」<br>フィールドアスレチック施設 | 4月29日から5月6日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで                                               |
|                                         | 5月7日から6月30日までの日(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 午前9時から午後4時30分まで                                               |
|                                         | 7月1日から8月31日までの日                                                                                         | 午前8時45分から午後5時まで                                               |
|                                         | 9月1日から11月30日までの日(月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)                                          | 午前9時から午後4時30分まで                                               |
| 野営場                                     | 7月1日から9月30日までの日                                                                                         | 宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、<br>宿泊を伴う利用にあつては午前9時から翌日の午前9時まで |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第299号

山形県県民の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第44号)による改正後の山形県県民の森条例(昭和56年7月県条例第27号)第6条第2項の規定により、山形県県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 施設名           | 区分 | 利用料金          |              |
|---------------|----|---------------|--------------|
|               |    | 一般            | 小学生・中学生      |
| フィールドアスレチック施設 | 個人 | 300円          | 150円         |
|               | 団体 | 1人につき<br>150円 | 1人につき<br>70円 |

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで



## 山形県告示第300号

山形県遊学の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第47号)による改正後の山形県遊学の森条例(平成15年3月県条例第24号)第3条第2項の規定により、山形県遊学の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名   | 利用日                                                                                                      | 利用時間            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林交流館 | 1月4日から12月28日までの日(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 午前9時から午後4時30分まで |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第301号

山形県源流の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第46号)による改正後の山形県源流の森条例(平成9年7月県条例第54号)第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名                                         | 利用日                                                                                                     | 利用時間            |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 源流の森センター<br>丸太とロープの冒険コース<br>アトリエ<br>源流の森ロッジ | 4月29日から5月6日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 5月7日から7月19日までの日(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 7月20日から8月31日までの日                                                                                        | 午前9時から午後5時まで    |
|                                             | 9月1日から11月30日までの日(月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)                                          | 午前9時から午後4時30分まで |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第302号

山形県源流の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第46号)による改正後の山形県源流の森条例(平成9年7月県条例第54号)第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

| 施設名          | 区分                                  | 利用料金   |            |
|--------------|-------------------------------------|--------|------------|
|              |                                     | 一般     | 小学生・中学生    |
| 丸太とロープの冒険コース | 児童生徒が使用する場合(個人でハイレメントのみを使用する場合を除く。) | 500円   | 1人につき 250円 |
|              | 上記以外の場合(個人でハイレメントのみを使用する場合を除く。)     | 1,000円 | 1人につき 500円 |
|              | ハイレメントのみを使用する場合                     | 300円   |            |
| アトリエ         | 児童生徒が使用する場合                         | 100円   | 1人につき 50円  |
|              | 上記以外の場合                             | 400円   | 1人につき 200円 |

備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。

3 丸太とロープの冒険コースは、「ハイレメント」及び「ローエメント」から構成される。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第303号

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第45号)による改正後の山形県眺海の森条例(昭和63年7月県条例第40号)第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名     | 利用日                                                                                                      | 利用時間            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林学習展示館 | 4月10日から4月28日までの日(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 4月29日から5月5日までの日                                                                                          |                 |
|         | 5月6日から7月23日までの日(月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)                                            |                 |

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 7月24日から8月23日までの日                                                |
| 8月24日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） |

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第304号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた山形県総合運動公園の区域を次のように変更し、平成18年4月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県総合運動公園の区域  
次の図のとおり



## 山形県告示第305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 天童公共下水道
- 3 変更内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和45年10月23日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第306号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 天童公共下水道  
(最上川流域下水道(山形処理区)天童市流域関連公共下水道)  
(最上川流域下水道(山形処理区)天童市流域関連特定環境保全公共下水道)
- 3 変更内容
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和61年5月27日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第307号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
酒田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 八幡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 八幡町公共下水道
- 3 変更内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成3年2月26日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第308号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,000円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第309号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,000円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第310号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第48号）による改正後の山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                           |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後5時まで | 1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第311号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第48号）による改正後の山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位                                                        | 利用料金             |
|-------------------|------------------------------------------------------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき                                                    | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき                                               | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき                                                    | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                                       | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影                                                       | 1日につき<br>14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合<br>1広告物1平方メートル1日につき | 1,690円           |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 施設     | 区分   | 利用料金           |                  |                  |        |
|--------|------|----------------|------------------|------------------|--------|
|        |      | 午前9時から<br>正午まで | 午後1時から<br>午後5時まで | 午前9時から<br>午後5時まで |        |
| 展示研修施設 | 展示室1 | 入場料金を領収しない場合   | 540円             | 720円             | 1,440円 |
|        |      | 入場料金を領収する場合    | 2,160円           | 2,880円           | 5,760円 |
|        | 展示室2 | 入場料金を領収しない場合   | 390円             | 520円             | 1,040円 |
|        |      | 入場料金を領収する場合    | 1,560円           | 2,080円           | 4,160円 |
| 研修室    |      | 1時間当たり         |                  | 400円             |        |

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
  - この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 適用期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第312号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                            | 使用時間          | 休業日                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上競技場<br>総合体育館<br>第2運動広場<br>屋内多目的コート | 午前9時から午後9時まで  | 1 毎月の第1月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)。ただし、平成18年5月にあつては第2月曜日、平成18年8月にあつては第4月曜日、平成19年1月にあつては第2火曜日、平成19年8月にあつては第3月曜日、平成20年8月にあつては第4月曜日、平成21年1月にあつては第2火曜日<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| サブグラウンド<br>サッカー場<br>ラグビー場<br>運動広場    | 午前9時から午後5時まで  |                                                                                                                                                                                                                                    |
| テニスコート                               | 午前5時から午後9時まで  |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 野球場                                  | 午前5時から午後5時まで  |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 屋外プール                                | 午前10時から午後6時まで |                                                                                                                                                                                                                                    |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで



山形県告示第313号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第48号）による改正後の山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分                   |                                        | 単 位                       | 利用料金                            |
|-----------------------|----------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為     |                                        | 1人1日につき                   | 700円                            |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為     |                                        | 1平方メートル1日につき              | 70円                             |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為     |                                        | 1人1日につき                   | 700円                            |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為     |                                        | 写真撮影                      | 1人1日につき<br>700円                 |
|                       |                                        | 映画撮影                      | 1日につき<br>14,000円                |
| 条例第5条第1項第5号<br>に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル<br>1日につき      | 1,690円                          |
|                       | 陸上競技場に常時<br>広告物を表示する<br>場合             | メインスタンド観<br>覧席最上部フェン<br>ス | 1広告物1平方メートル<br>1年につき<br>50,000円 |
|                       |                                        | メインスタンド観<br>覧席ゲート上部       | 1広告物1平方メートル<br>1年につき            |
|                       |                                        | フィールドゲート<br>上部            | 1広告物1平方メートル<br>1年につき            |

備考1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生ずるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

| 施 設   | 区 分                  |                              | 利 用 料 金                                        |                  |
|-------|----------------------|------------------------------|------------------------------------------------|------------------|
| 陸上競技場 | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合 | 入場料金を領収し<br>ない場合<br>児童生徒<br>等のみが<br>使用する<br>場合 | 1時間当たり<br>990円   |
|       |                      |                              | 上記以外<br>の場合                                    | 1時間当たり<br>1,980円 |
|       |                      | 入場料金を領収す<br>る場合              | 児童生徒<br>等のみが<br>使用する<br>場合                     | 1時間当たり<br>1,980円 |
|       |                      |                              | 上記以外<br>の場合                                    | 1時間当たり<br>3,960円 |

|         |              |                       |                       |                |                                                                         |        |        |
|---------|--------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
|         |              |                       | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合   | 1時間当たり                                                                  | 9,900円 |        |
|         |              |                       |                       | 入場料金を領収する場合    | 1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額(その額が39,600円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり39,600円) |        |        |
|         |              | 上記以外の場合               | 児童生徒等が使用する場合          |                | 1人1時間当たり                                                                | 50円    |        |
|         |              |                       | 上記以外の場合               |                | 1人1時間当たり                                                                | 100円   |        |
| サブグラウンド |              | 全部を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合        |                | 1時間当たり                                                                  | 470円   |        |
|         |              |                       | 上記以外の場合               |                | 1時間当たり                                                                  | 940円   |        |
|         |              | 上記以外の場合               | 児童生徒等が使用する場合          |                | 1人1時間当たり                                                                | 50円    |        |
|         |              |                       | 上記以外の場合               |                | 1人1時間当たり                                                                | 100円   |        |
| 総合体育館   | アリーナ         | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合   | 児童生徒等のみが使用する場合                                                          | 1時間当たり | 1,160円 |
|         |              |                       |                       |                | 上記以外の場合                                                                 | 1時間当たり | 2,320円 |
|         |              |                       | 入場料金を領収する場合           | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり                                                                  | 2,320円 |        |
|         |              |                       |                       | 上記以外の場合        | 1時間当たり                                                                  | 4,640円 |        |
|         |              | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合          | 1時間当たり         | 11,600円                                                                 |        |        |
|         |              |                       | 入場料金を領収する場合           | 1時間当たり         | 46,400円                                                                 |        |        |
|         |              | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合        |                | 1時間当たり                                                                  | 580円   |        |
|         |              |                       | 上記以外の場合               |                | 1時間当たり                                                                  | 1,160円 |        |
|         |              | 4分の1面を単独で使用する場合       | 児童生徒等のみが使用する場合        |                | 1時間当たり                                                                  | 290円   |        |
|         |              |                       | 上記以外の場合               |                | 1時間当たり                                                                  | 580円   |        |
| 上記以外の場合 | 児童生徒等が使用する場合 |                       | 1人1時間当たり              | 30円            |                                                                         |        |        |

|         |                       |                       |              |                |          |        |
|---------|-----------------------|-----------------------|--------------|----------------|----------|--------|
|         |                       | 上記以外の場合               |              |                | 1人1時間当たり | 60円    |
| サブアリーナ  | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 440円   |
|         |                       |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 880円   |
|         |                       | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 880円   |
|         |                       |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 1,760円 |
|         | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収する場合           | 入場料金を領収しない場合 | 1時間当たり         | 4,400円   |        |
|         |                       |                       | 入場料金を領収する場合  | 1時間当たり         | 17,600円  |        |
|         | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 220円   |
|         |                       | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 440円   |
|         | 4分の1面を単独で使用する場合       | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 110円   |
|         |                       | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 220円   |
| 上記以外の場合 | 児童生徒等が使用する場合          |                       |              | 1人1時間当たり       | 30円      |        |
|         | 上記以外の場合               |                       |              | 1人1時間当たり       | 60円      |        |
| 柔道場     | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 440円   |
|         |                       |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 880円   |
|         |                       | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 880円   |
|         |                       |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 1,760円 |
|         | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収する場合           | 入場料金を領収しない場合 | 1時間当たり         | 4,400円   |        |

|       |                       |                  |                |                |         |      |
|-------|-----------------------|------------------|----------------|----------------|---------|------|
|       |                       |                  | 入場料金を領収する場合    | 1時間当たり         | 17,600円 |      |
|       | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間当たり         | 220円    |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間当たり         | 440円    |      |
|       | 上記以外の場合               | 児童生徒等が使用する場合     |                | 1人1時間当たり       | 20円     |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1人1時間当たり       | 40円     |      |
| 剣道場   | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合   | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり  | 440円 |
|       |                       |                  |                | 上記以外の場合        | 1時間当たり  | 880円 |
|       |                       | 入場料金を領収する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり         | 880円    |      |
|       |                       |                  | 上記以外の場合        | 1時間当たり         | 1,760円  |      |
|       | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合     |                | 1時間当たり         | 4,400円  |      |
|       |                       | 入場料金を領収する場合      |                | 1時間当たり         | 17,600円 |      |
|       | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間当たり         | 220円    |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間当たり         | 440円    |      |
|       | 上記以外の場合               | 児童生徒等が使用する場合     |                | 1人1時間当たり       | 20円     |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1人1時間当たり       | 40円     |      |
| 屋内プール | 全部を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間当たり         | 1,920円  |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間当たり         | 3,840円  |      |
|       | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間当たり         | 960円    |      |
|       |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間当たり         | 1,920円  |      |
|       | 上記以外の場合               | 児童生徒等が使用する場合     | 回数券による使用の場合    | 1人11回当たり       | 1,400円  |      |
|       |                       |                  | 上記以外の場合        | 1人1回当たり        | 140円    |      |

|        |                 |                          |                     |                 |          |        |
|--------|-----------------|--------------------------|---------------------|-----------------|----------|--------|
|        |                 |                          | 上記以外<br>の場合         | 回数券による使用の<br>場合 | 1人11回当たり | 2,800円 |
|        |                 |                          |                     | 上記以外の場合         | 1人1回当たり  | 280円   |
| テニスコート |                 | 児童生徒等のみが使用する場合           |                     |                 | 1面1時間当たり | 250円   |
|        |                 | 上記以外の場合                  |                     |                 | 1面1時間当たり | 500円   |
| 屋外プール  | レクリエーション<br>プール | 児童生徒等が使用する<br>場合         | 20人以上の団体で使用する<br>場合 |                 | 1人1回当たり  | 240円   |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1人1回当たり  | 300円   |
|        |                 | 上記以外<br>の場合              | 20人以上の団体で使用する<br>場合 |                 | 1人1回当たり  | 480円   |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1人1回当たり  | 600円   |
|        | 50メートル<br>プール   | 全部を単<br>独で使<br>用する<br>場合 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合  |                 | 1時間当たり   | 1,750円 |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1時間当たり   | 3,500円 |
|        |                 | 上記以外<br>の場合              | 児童生徒等が使用する<br>場合    |                 | 1人1回当たり  | 100円   |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1人1回当たり  | 200円   |
| サッカー場  |                 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合       |                     |                 | 1時間当たり   | 510円   |
|        |                 | 上記以外の場合                  |                     |                 | 1時間当たり   | 1,020円 |
| ラグビー場  |                 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合       |                     |                 | 1時間当たり   | 510円   |
|        |                 | 上記以外の場合                  |                     |                 | 1時間当たり   | 1,020円 |
| 野球場    |                 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合       |                     |                 | 1時間当たり   | 510円   |
|        |                 | 上記以外の場合                  |                     |                 | 1時間当たり   | 1,020円 |
| 運動広場   |                 | 全部を使<br>用する<br>場合        | 児童生徒等のみが使用する<br>場合  |                 | 1時間当たり   | 360円   |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1時間当たり   | 720円   |
|        |                 | 半面を使<br>用する<br>場合        | 児童生徒等のみが使用する<br>場合  |                 | 1時間当たり   | 180円   |
|        |                 |                          | 上記以外の場合             |                 | 1時間当たり   | 360円   |
| 第2運動広場 |                 | 全部を使<br>用する<br>場合        | 児童生徒等のみが使用する<br>場合  |                 | 1時間当たり   | 500円   |

|          |                 |                       |              |                |          |         |
|----------|-----------------|-----------------------|--------------|----------------|----------|---------|
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 1,000円  |
|          | 半面を使用する場合       | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 250円    |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 500円    |
| 屋内多目的コート | 全部を単独で使用する場合    | アマチュアスポーツに使用する場合      | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 1,840円  |
|          |                 |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 3,680円  |
|          |                 |                       | 入場料金を領収する場合  | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり   | 3,680円  |
|          |                 |                       |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり   | 7,360円  |
|          |                 | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 |                | 1時間当たり   | 18,400円 |
|          |                 |                       | 入場料金を領収する場合  |                | 1時間当たり   | 73,600円 |
|          | 4分の3面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 1,380円  |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 2,760円  |
|          | 3分の2面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 1,220円  |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 2,440円  |
|          | 半面を単独で使用する場合    | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 920円    |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 1,840円  |
|          | 3分の1面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 610円    |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 1,220円  |
|          | 4分の1面を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合        |              |                | 1時間当たり   | 460円    |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1時間当たり   | 920円    |
|          | 上記以外の場合         | 児童生徒が使用する場合           |              |                | 1人1時間当たり | 40円     |
|          |                 | 上記以外の場合               |              |                | 1人1時間当たり | 80円     |

□ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分   |                  | 単 位              | 利 用 料 金               |                               |          |
|-------|------------------|------------------|-----------------------|-------------------------------|----------|
|       |                  |                  | アマチュアスポーツに使用する<br>場合  | アマチュアスポーツ以外の<br>用途に使用する<br>場合 |          |
| 陸上競技場 | トレーニング室          | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 1人                    | 50円                           |          |
|       |                  | 上記以外の場合          | 1時間につき                | 100円                          |          |
|       | 雨天走路             | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 1人                    | 40円                           |          |
|       |                  | 上記以外の場合          | 1時間につき                | 90円                           |          |
|       | 会議室 1            |                  | 1室<br>1時間につき          | 130円                          | 250円     |
|       | 会議室 2            |                  | 1室<br>1時間につき          | 250円                          | 500円     |
|       | 温水シャワー           |                  | 1回につき                 | 110円                          |          |
|       | 放送設備             |                  | 1時間につき                | 410円                          | 820円     |
|       | 運動用具(陸上競技用具を除く。) |                  | 1競技一式<br>1時間につき       | 100円                          |          |
|       | 陸上競技用具           |                  | 1品<br>1時間につき          | 20円                           |          |
|       |                  |                  | 一式<br>1時間につき          | 1,760円                        |          |
|       | 夜間照明施設           |                  | 1,500ルクスの照明<br>1時間につき | 30,500円                       | 152,500円 |
|       |                  |                  | 1,000ルクスの照明<br>1時間につき | 20,330円                       | 101,650円 |
|       |                  |                  | 750ルクスの照明<br>1時間につき   | 15,250円                       | 76,250円  |
|       |                  |                  | 300ルクスの照明<br>1時間につき   | 6,100円                        | 30,500円  |
|       |                  |                  | 150ルクスの照明<br>1時間につき   | 3,050円                        | 15,250円  |
| 電光掲示板 |                  | 入場料金を領収しない場合     | 1時間につき                | 5,690円                        | 9,440円   |
|       |                  | 入場料金を領収する場合      |                       | 9,440円                        | 16,940円  |

|           |                 |              |                  |                 |             |      |
|-----------|-----------------|--------------|------------------|-----------------|-------------|------|
| サブグラウンド   |                 |              | 運動用具(陸上競技用具を除く。) | 1競技一式<br>1時間につき | 100円        |      |
|           |                 |              | 陸上競技用具           | 1品<br>1時間につき    | 20円         |      |
|           |                 |              |                  | 一式<br>1時間につき    | 1,430円      |      |
| 総合体育館     | トレーニング室         | 児童生徒等が使用する場合 | 回数券による使用の場合      | 1人<br>11時間につき   | 500円        |      |
|           |                 |              | 上記以外の場合          | 1人<br>1時間につき    | 50円         |      |
|           |                 | 上記以外の場合      | 回数券による使用の場合      | 1人<br>11時間につき   | 1,000円      |      |
|           |                 |              | 上記以外の場合          | 1人<br>1時間につき    | 100円        |      |
|           | 体力測定            | 児童生徒等が使用する場合 |                  | 1人<br>1回につき     | 60円         |      |
|           |                 | 上記以外の場合      |                  |                 | 110円        |      |
|           | 合宿所             | 児童生徒等が使用する場合 |                  | 1人<br>1泊につき     | 440円        |      |
|           |                 | 上記以外の場合      |                  |                 | 890円        |      |
|           | 浴室              | 回数券による使用の場合  |                  | 1人<br>11回につき    | 1,100円      |      |
|           |                 | 上記以外の場合      |                  |                 | 1人<br>1回につき | 110円 |
|           | 温水シャワー          |              |                  | 1回につき           | 110円        |      |
|           | 洗濯機             |              |                  | 1回につき           | 100円        |      |
| 衣類乾燥機     |                 |              | 1回につき            | 100円            |             |      |
| 大会議室      | 1室を単独で使用する場合    |              | 1時間につき           | 310円            | 620円        |      |
|           | 2分の1室を単独で使用する場合 |              |                  | 160円            | 310円        |      |
| 会議室       |                 |              | 1室<br>1時間につき     | 140円            | 280円        |      |
| 和会議室      |                 |              | 1室<br>1時間につき     | 150円            | 300円        |      |
| 大会議室の放送設備 |                 |              | 1時間につき           | 30円             | 60円         |      |
| アリーナ      | 展示ロビー           | 入場料金を領収しない場合 | 1時間につき           |                 | 140円        |      |
|           |                 | 入場料金を領収する場合  |                  |                 | 560円        |      |



|                   |              |                 |      |        |
|-------------------|--------------|-----------------|------|--------|
| ホワイエ              | 入場料金を領収しない場合 | 1時間につき          |      | 370円   |
|                   | 入場料金を領収する場合  |                 |      | 1,480円 |
| 会議室A1             |              | 1室<br>1時間につき    | 140円 | 280円   |
| 会議室A2             |              | 1室<br>1時間につき    | 140円 | 280円   |
| 会議室A3             |              | 1室<br>1時間につき    | 60円  | 120円   |
| 会議室A4             |              | 1室<br>1時間につき    | 120円 | 240円   |
| 舞台音響設備            |              | 1時間につき          | 980円 | 1,960円 |
| 放送設備              |              | 1時間につき          | 410円 | 820円   |
| 得点表示板             |              | 1時間につき          | 250円 |        |
| バスケットボール用具        |              | 一式<br>1時間につき    | 140円 |        |
| バレーボール用具          |              | 一式<br>1時間につき    | 50円  |        |
| バレーボール用タラフレックスコート |              | 1枚<br>1時間につき    | 210円 |        |
| テニス用具             | シートを使用する場合   | 一式<br>1時間につき    | 160円 |        |
|                   | 上記以外の場合      | 一式<br>1時間につき    | 50円  |        |
| バドミントン用具          | シートを使用する場合   | 一式<br>1時間につき    | 140円 |        |
|                   | 上記以外の場合      | 一式<br>1時間につき    | 30円  |        |
| 卓球用具              |              | 一式<br>1時間につき    | 30円  |        |
| ハンドボール用具          |              | 一式<br>1時間につき    | 50円  |        |
| 体操競技用具            | 平行棒          | 一式<br>1時間につき    | 40円  |        |
|                   | ゆか           | 一式<br>1時間につき    | 130円 |        |
|                   | 平均台          | 一式<br>1時間につき    | 50円  |        |
|                   | 新体操          | 一式<br>1時間につき    | 260円 |        |
|                   | 上記以外の種目      | 1種目一式<br>1時間につき | 30円  |        |
|                   | 全種目          | 一式<br>1時間につき    | 810円 |        |

|        |            |            |              |        |        |
|--------|------------|------------|--------------|--------|--------|
|        |            | トランポリン用具   | 一式<br>1時間につき | 100円   |        |
|        |            | レスリング用具    | 一式<br>1時間につき | 200円   |        |
|        |            | つなひき用具     | 一式<br>1時間につき | 200円   |        |
|        |            | ポータブルステージ  | 一式<br>1時間につき | 620円   | 1,240円 |
|        |            |            | 1台<br>1時間につき | 10円    | 20円    |
|        |            | スタッキングチェア  | 一脚<br>1日につき  | 10円    | 20円    |
|        |            | フロアシート     | 一枚<br>1日につき  | 50円    | 100円   |
| サブアリーナ |            | 舞台音響設備     | 1時間につき       | 190円   | 380円   |
|        |            | 放送設備       | 1時間につき       | 110円   | 220円   |
|        |            | バスケットボール用具 | 一式<br>1時間につき | 140円   |        |
|        |            | バレーボール用具   | 一式<br>1時間につき | 50円    |        |
|        |            | バドミントン用具   | 一式<br>1時間につき | 30円    |        |
|        |            | 卓球用具       | 一式<br>1時間につき | 30円    |        |
|        |            | トランポリン用具   | 一式<br>1時間につき | 100円   |        |
|        |            | 低式平均台用具    | 一式<br>1時間につき | 30円    |        |
|        |            | とび箱用具      | 一式<br>1時間につき | 30円    |        |
|        | 柔道場<br>剣道場 |            | 放送設備         | 1時間につき | 30円    |
|        |            | 柔道用具       | 一式<br>1時間につき | 30円    |        |
|        |            | 空手用具       | 一式<br>1時間につき | 160円   |        |
| 屋内プール  |            | 放送設備       | 1時間につき       | 40円    | 80円    |
|        |            | 会議室 P 1    | 1室<br>1時間につき | 250円   | 500円   |
|        |            | 会議室 P 2    | 1室<br>1時間につき | 60円    | 120円   |
| テニスコート |            | 温水シャワー     | 1回につき        |        | 100円   |
|        |            | 会議室        | 1室<br>1時間につき |        | 610円   |

|          |          |                           |        |      |
|----------|----------|---------------------------|--------|------|
|          | 放送設備     | 1時間につき                    | 70円    |      |
|          | 夜間照明施設   | テニスコート<br>1面の照明<br>1時間につき | 720円   |      |
| 屋外プール    | 会議室      | 1室<br>1時間につき              |        | 650円 |
| サッカー場    | 温水シャワー   | 1回につき                     |        | 100円 |
|          | 放送設備     | 1時間につき                    | 50円    |      |
| 野球場      | スコアボード   | 1時間につき                    | 540円   |      |
|          | 放送設備     | 1時間につき                    | 50円    |      |
| 運動広場     | 運動用具     | 1競技一式<br>1時間につき           | 100円   |      |
| 第2運動広場   | 夜間照明施設   | 全灯使用<br>1時間につき            | 3,460円 |      |
|          |          | 1/2灯使用<br>1時間につき          | 1,730円 |      |
| 屋内多目的コート | 会議室      | 1室<br>1時間につき              | 120円   | 240円 |
|          | 放送設備     | 1時間につき                    | 50円    | 100円 |
|          | テニス用具    | 一式<br>1時間につき              | 50円    |      |
|          | ミニサッカー用具 | 一式<br>1時間につき              | 100円   |      |
|          | ゲートボール用具 | 一式<br>1時間につき              | 50円    |      |
|          | ハンドボール用具 | 一式<br>1時間につき              | 50円    |      |

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第314号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                 |
|-----------|--------------|---------------------|
| 野球場       | 午前9時から午後9時まで | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 第2野球場     | 午前5時から午後8時まで |                     |
| 運動広場      | 午前5時から午後8時まで | 12月1日から翌年の3月31日までの日 |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第315号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分                   | 単 位                                    | 利用料金                           |                                 |
|-----------------------|----------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為     | 1人1日につき                                | 700円                           |                                 |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為     | 1平方メートル1日につき                           | 70円                            |                                 |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為     | 1人1日につき                                | 700円                           |                                 |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為     | 写真撮影                                   | 1人1日につき<br>700円                |                                 |
|                       | 映画撮影                                   | 1日につき<br>14,000円               |                                 |
| 条例第5条第1項第5号<br>に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル<br>1日につき<br>1,690円 |                                 |
|                       | 野球場に常時広告物を表示する場合                       | 外野フェンス                         | 1広告物1平方メートル<br>1年につき<br>50,000円 |
|                       |                                        | 内野フェンス                         | 1広告物1平方メートル<br>1年につき<br>40,000円 |

備考 1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

備考 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生ずるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算(1月未満の端数は、1月とする。)により算出した額とする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

## イ 主要施設の利用料金

| 施設      | 区分                                                                 |                          | 利用料金                                                   |                                                        |                          |                          |                      |                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|
|         |                                                                    |                          | 午前9時<br>前の時間                                           | 午前9時<br>から正午<br>まで                                     | 午後1時<br>から<br>午後5時<br>まで | 午前9時<br>から<br>午後5時<br>まで | 午後5時<br>以降の時<br>間    |                       |
| 野球場     | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合                                       | 入場料<br>金を領<br>収しな<br>い場合 | 児童生徒等のみが<br>使用する場合                                     | 1時間<br>当たり<br>1,000円                                   | 3,100円                   | 4,050円                   | 8,200円               | 1時間<br>当たり<br>1,000円  |
|         |                                                                    |                          | 上記以外の場合                                                | 1時間<br>当たり<br>2,000円                                   | 6,200円                   | 8,100円                   | 16,400円              | 1時間<br>当たり<br>2,000円  |
|         |                                                                    | 入場料<br>金を領<br>収する<br>場合  | 児童生徒等のみが<br>使用する場合                                     | 1時間<br>当たり<br>2,000円                                   | 6,200円                   | 8,100円                   | 16,400円              | 1時間<br>当たり<br>2,000円  |
|         |                                                                    |                          | 上記以外の場合                                                | 1時間<br>当たり<br>4,000円                                   | 12,400円                  | 16,200円                  | 32,800円              | 1時間<br>当たり<br>4,000円  |
|         | アマチュ<br>アスポー<br>ツ以外の<br>用途に使用<br>する場合(職業<br>野球に使用<br>する場合を除<br>く。) | 入場料<br>金を領<br>収しな<br>い場合 | 平日の場合                                                  | 1時間<br>当たり<br>3,100円                                   | 6,900円                   | 10,200円                  | 18,300円              | 1時間<br>当たり<br>4,600円  |
|         |                                                                    |                          | 土曜日等の場合                                                | 1時間<br>当たり<br>3,800円                                   | 8,200円                   | 12,100円                  | 21,850円              | 1時間<br>当たり<br>5,400円  |
|         |                                                                    | 入場料<br>金を領<br>収する<br>場合  | 平日の場合                                                  | 1時間<br>当たり<br>12,400円                                  | 27,600円                  | 40,800円                  | 73,200円              | 1時間<br>当たり<br>18,400円 |
|         |                                                                    |                          | 土曜日等の場合                                                | 1時間<br>当たり<br>15,200円                                  | 32,800円                  | 48,400円                  | 87,400円              | 1時間<br>当たり<br>21,600円 |
|         | 職業野球<br>に使用す<br>る場合                                                | 入場料金を領収しない場合             |                                                        | 1時間<br>当たり<br>18,500円                                  | 41,300円                  | 61,100円                  | 109,000<br>円         | 1時間<br>当たり<br>27,400円 |
|         |                                                                    | 入場料<br>金を領<br>収する<br>場合  | 平日の場合                                                  | 1日当たり最高入場料金の300人分に相当する額(その額が322,000円に満たない場合は、322,000円) |                          |                          |                      |                       |
| 土曜日等の場合 |                                                                    |                          | 1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額(その額が425,000円に満たない場合は、425,000円) |                                                        |                          |                          |                      |                       |
| 第2野球場   | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合                                       | 児童生徒等のみが使用する<br>場合       | 1時間<br>当たり<br>410円                                     | 1,280円                                                 | 1,690円                   | 3,380円                   | 1時間<br>当たり<br>410円   |                       |
|         |                                                                    | 上記以外の場合                  | 1時間<br>当たり<br>820円                                     | 2,560円                                                 | 3,380円                   | 6,760円                   | 1時間<br>当たり<br>820円   |                       |
|         | アマチュ<br>アスポー<br>ツ以外の<br>用途に使用<br>する場合                              | 平日の場合                    | 1時間<br>当たり<br>1,590円                                   | 3,450円                                                 | 5,090円                   | 9,130円                   | 1時間<br>当たり<br>2,260円 |                       |
|         |                                                                    | 土曜日等の場合                  | 1時間<br>当たり<br>1,860円                                   | 4,090円                                                 | 6,080円                   | 10,870円                  | 1時間<br>当たり<br>2,690円 |                       |

|      |                               |                    |                      |                    |        |        |                      |                    |
|------|-------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------|--------|----------------------|--------------------|
| 運動広場 | アマチュアスポーツに使用する<br>場合          | 全部を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合   | 1時間<br>当たり<br>340円 | 1,020円 | 1,360円 | 2,720円               | 1時間<br>当たり<br>340円 |
|      |                               |                    | 上記以外の場合              | 1時間<br>当たり<br>680円 | 2,040円 | 2,720円 | 5,440円               | 1時間<br>当たり<br>680円 |
|      | 半面を使用する場合                     | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間<br>当たり<br>170円   | 510円               | 680円   | 1,360円 | 1時間<br>当たり<br>170円   |                    |
|      |                               | 上記以外の場合            | 1時間<br>当たり<br>340円   | 1,020円             | 1,360円 | 2,720円 | 1時間<br>当たり<br>340円   |                    |
|      | アマチュアスポーツ以外の<br>用途に使用する<br>場合 | 平日の場合              | 1時間<br>当たり<br>1,020円 | 2,400円             | 3,530円 | 6,390円 | 1時間<br>当たり<br>1,590円 |                    |
|      |                               | 土曜日等の場合            | 1時間<br>当たり<br>1,280円 | 2,940円             | 4,340円 | 7,860円 | 1時間<br>当たり<br>1,990円 |                    |

(注) 野球場を職業野球に使用する場合(入場料金を領収しない場合に限る。)の利用料金については、この表により算出した額が1日につき140,000円を超える場合には、140,000円とする。

□ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分                  |         |                                              |                                                   | 利 用 料 金              |                               |        |
|----------------------|---------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------|--------|
|                      |         |                                              |                                                   | アマチュアスポーツに使用する<br>場合 | アマチュアスポーツ以外の<br>用途に使用する<br>場合 |        |
| 野球場                  | 室内練習場   | 1室を単独で使用する<br>場合                             | 児童生徒等のみが使用する<br>場合                                | 1時間につき               | 420円                          | 1,380円 |
|                      |         |                                              | 上記以外の場合                                           |                      | 690円                          |        |
|                      | 上記以外の場合 | 幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する<br>場合 | 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき | 50円                  |                               |        |
|                      |         | 高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する<br>場合                  |                                                   | 70円                  |                               |        |
| 児童生徒等以外の者が使用する<br>場合 | 130円    |                                              |                                                   |                      |                               |        |

|           |              |                  |                                                   |                                                     |
|-----------|--------------|------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 合宿所       | 児童生徒等が使用する場合 | 1人<br>1泊につき      | 350円                                              | /                                                   |
|           | 上記以外の場合      |                  | 470円                                              |                                                     |
| 会議室       |              | 1室<br>1時間につき     | 280円                                              | 560円                                                |
| 浴室        |              | 1回               | 1,670円                                            | 2,080円                                              |
| 温水シャワー    |              | 1回               | 1,400円                                            | 1,680円                                              |
| 食堂        |              | 1時間につき           | 280円                                              | 560円                                                |
| ちゅう<br>厨房 |              | 1賄いにつき           | 550円(1賄い<br>日につき<br>1,110円を超<br>える場合は、<br>1,110円) | 1,100円(1賄<br>い日につき<br>2,220円を超<br>える場合は、<br>2,220円) |
| スコアボード    |              | 1時間につき           | 550円                                              | 1,100円                                              |
| 放送設備      |              | 1時間につき           | 420円                                              | 840円                                                |
| 録画装置      |              | 1組<br>1時間につき     | 690円                                              | /                                                   |
| ピッチングマシン  |              | 1台<br>1時間につき     | 420円                                              | /                                                   |
| 夜間照明施設    |              | 全灯使用<br>1時間につき   | 23,000円                                           | 148,000円                                            |
|           |              | 2/3灯使用<br>1時間につき | 15,200円                                           | /                                                   |
|           |              | 1/2灯使用<br>1時間につき | 11,500円                                           | /                                                   |
|           |              | 1/3灯使用<br>1時間につき | 7,600円                                            | /                                                   |
| 第2野球場     | スコアボード       | 1時間につき           | 210円                                              | 420円                                                |
|           | 放送設備         | 1時間につき           | 210円                                              | 420円                                                |

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。  
備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第316号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市公園の名称  
弓張平公園
- 2 公園施設の名称  
園路
- 3 公園施設の位置  
西村山郡西川町大字月山沢字大平294 - 3、342 - 9及び大字志津字姥ヶ嶽164 - 10、236並びに町有地の一部
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 西川町  
住 所 西村山郡西川町大字海味510番地  
代表者の氏名 西川町長 近松 捷一
- 5 管理の内容  
兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。)改築、維持、修繕及び災害復旧
- 6 管理の期間  
平成16年12月10日以降道路の存続する期間

## 山形県告示第317号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市公園の名称  
弓張平公園
- 2 公園施設の名称  
園路
- 3 公園施設の位置  
西村山郡西川町大字月山沢字大平342 - 1の一部
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 西川町  
住 所 西村山郡西川町大字海味510番地  
代表者の氏名 西川町長 近松 捷一
- 5 管理の内容  
兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。)改築、維持、修繕及び災害復旧
- 6 管理の期間  
平成18年4月1日以降道路の存続する期間

## 山形県告示第318号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘



## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                                                                                           |
|-----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後9時まで | 1 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日においてその日に最も近い休日でない日)。ただし4月29日から5月5日まで、6月の第2日曜日から7月の第2日曜日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第319号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位                                    | 利用料金                       |
|-------------------|----------------------------------------|----------------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき                                | 700円                       |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき                           | 70円                        |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき                                | 700円                       |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき<br>700円            |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき<br>14,000円           |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき<br>1,690円 |

備考 使用面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げる。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 有料公園施設の名称   |       | 区 分                     | 利 用 料 金          |
|-------------|-------|-------------------------|------------------|
| 展 示 研 修 施 設 | 企画展示室 | 入 場 料 金 を 徴 収 し な い 場 合 | 1 時 間 当 たり 120 円 |
|             |       | 入 場 料 金 を 徴 収 す る 場 合   | 1 時 間 当 たり 480 円 |
|             | 研 修 室 | 1 時 間 当 たり 660 円        |                  |

## 備考

- この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
  - この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 適用期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第320号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                                                     | 使 用 時 間                                                 | 休 業 日                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オ ー ト キ ャ ン プ 場                                               | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月1日から翌年の5月31日まで                                                                                                                                 |
| テ ニ ス コ ー ト<br>陸 上 競 技 場<br>野 球 場<br>運 動 広 場<br>パ タ ー ゴ ル フ 場 |                                                         | 11月1日から翌年の5月31日まで                                                                                                                                 |
| 体 育 館<br>屋 根 付 広 場                                            | 午前9時から午後5時まで                                            | 1 11月1日から翌年の5月31日まで(4月29日から5月5日までを除く。)の火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)。<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第321号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

## (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               |                                        | 単 位              | 利用料金    |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |                                        | 1平方メートル1日につき     | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき          | 700円    |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき            | 14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき | 1,690円  |

備考 使用面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げる。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

## イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分            |                            | 利 用 料 金                |
|-----------|----------------|----------------------------|------------------------|
| オートキャンプ場  | 入場             | 児童生徒等(幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。) | 閑散期平日<br>1人1回当たり 125円  |
|           |                |                            | 上記以外の日<br>1人1回当たり 250円 |
|           | 児童生徒等以外の者      | 閑散期平日                      | 1人1回当たり 250円           |
|           |                | 上記以外の日                     | 1人1回当たり 500円           |
| テントサイトの使用 | 駐車場を併設するものの使用  | 宿泊を伴わない使用                  | 1区画1回当たり 2,000円        |
|           |                | 宿泊を伴う使用                    | 1区画1泊当たり 4,000円        |
|           | 駐車場を併設しないものの使用 | 宿泊を伴わない使用                  | 1区画1回当たり 1,500円        |
|           |                | 宿泊を伴う使用                    | 1区画1泊当たり 3,000円        |
| コテージの使用   | 宿泊を伴わない使用      | 1棟1回当たり 5,000円             |                        |
|           | 宿泊を伴う使用        | 1棟1泊当たり 10,000円            |                        |

|             |                      |                      |                      |                |          |        |      |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------|----------|--------|------|
| テニスコート      |                      | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      | 1面1時間当たり       | 230円     |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1面1時間当たり       | 460円     |        |      |
| 陸上競技場       | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      | 1時間当たり         | 470円     |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1時間当たり         | 940円     |        |      |
|             | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                      | 1人1時間当たり       | 50円      |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1人1時間当たり       | 100円     |        |      |
| 野球場         |                      | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      | 1時間当たり         | 290円     |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1時間当たり         | 580円     |        |      |
| 運動広場        |                      | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      | 1時間当たり         | 230円     |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1時間当たり         | 460円     |        |      |
| パターゴルフ<br>場 |                      | 児童生徒等が使用する場合         |                      | 1人1回当たり        | 250円     |        |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                      | 1人1回当たり        | 500円     |        |      |
| 体<br>育<br>館 | ア<br>リ<br>ナ          | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合       |                | 1時間当たり   | 240円   |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1時間当たり   | 480円   |      |
|             |                      | 半面を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合       |                | 1時間当たり   | 120円   |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1時間当たり   | 240円   |      |
|             |                      | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1人1時間当たり | 60円    |      |
|             | 軽<br>運<br>動<br>室     | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合       |                | 1時間当たり   | 240円   |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1時間当たり   | 480円   |      |
|             |                      | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1人1時間当たり | 60円    |      |
|             | 屋根付広場                |                      | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 |          | 1時間当たり | 240円 |
|             |                      |                      |                      | 上記以外の場合        |          | 1時間当たり | 480円 |
| 上記以外<br>の場合 |                      |                      | 児童生徒等が使用する場合         |                | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|             |                      |                      | 上記以外の場合              |                | 1人1時間当たり | 60円    |      |

## □ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分      | 単 位    | 利 用 料 金  |      |
|----------|--------|----------|------|
| オートキャンプ場 | 温水シャワー | 1回につき    | 100円 |
|          | 洗濯機    | 1回につき    | 100円 |
|          | 衣類乾燥機  | 1回につき    | 100円 |
|          | ガスコンロ  | 1回につき    | 10円  |
| 体育館      | 温水シャワー | 1回につき    | 100円 |
|          | 和会議室   | 1室1時間につき | 380円 |
|          | 会議室1   | 1室1時間につき | 240円 |
|          | 会議室2   | 1室1時間につき | 120円 |

## 備考

- この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第322号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第48号）による改正後の山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間          | 休業日                                                                                                          |
|-----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋内多目的施設   | 午前9時から午後10時まで | 1 12月29日から翌年の1月3日まで<br>2 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日） |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第323号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、最上川中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 利用料金    |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 700円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,000円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設<br>の名称        | 区 分                                |                              | 利 用 料 金            |                    |               |
|----------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 屋内多目的施設              | 全部を単<br>独で使用<br>する場合               | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合 | 入場料金を領収し<br>ない場合   | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり 860円   |
|                      |                                    |                              |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり 1,720円 |
|                      |                                    | 入場料金を領収す<br>る場合              | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり 1,720円      |               |
|                      |                                    |                              | 上記以外の場合            | 1時間当たり 3,440円      |               |
|                      | アマチュ<br>アスポー<br>ツ以外に<br>使用する<br>場合 | 入場料金を領収しない場合                 |                    | 1時間当たり 8,600円      |               |
|                      |                                    | 入場料金を領収する場合                  |                    | 1時間当たり 34,400円     |               |
| 半面を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合                 |                              |                    | 1時間当たり 430円        |               |
|                      | 上記以外の場合                            |                              |                    | 1時間当たり 860円        |               |

## □ 附属設備及び器具利用料金

| 区 分     | 単 位  | 金 額                  |                            |      |
|---------|------|----------------------|----------------------------|------|
|         |      | アマチュアスポーツに使用する<br>場合 | アマチュアスポーツ以外の用途に<br>使用しない場合 |      |
| 屋内多目的施設 | 会議室  | 1時間につき               | 200円                       | 400円 |
|         | 放送設備 | 1時間につき               | 50円                        | 100円 |
|         | 運動用具 | 1競技一式<br>1時間につき      | 100円                       |      |

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第324号

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第51号）による改正後の山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により、山形県ふるさと交流広場の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 名 称   | 区 分                | 単 位                | 利用料金     |      |
|-------|--------------------|--------------------|----------|------|
| 多目的広場 | 全部を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 350円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 710円 |
|       | 半面を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 200円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 450円 |
|       | 1/4面を使用する場合        | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 100円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 200円 |
| 庭球場   | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 |                    | 1面1時間当たり | 350円 |
|       | 上記以外の場合            |                    | 1面1時間当たり | 710円 |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長         |
|---------------------------|---|------|------------------------|------------|
| 山形市西崎17番1から<br>同 黄金44番3まで |   | 旧    | 390.8メートル<br>↓<br>32.0 | メートル<br>18 |
| 同                         | 上 | 新    | 65.1メートル<br>↓<br>31.0  | 同上         |

## 山形県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長         |
|----------------------------|---|------|------------------------|------------|
| 山形市天神台16番1から<br>同 平田25番1まで |   | 旧    | 252.2メートル<br>↓<br>32.0 | メートル<br>17 |
| 同                          | 上 | 新    | 63.7メートル<br>↓<br>31.0  | 同上         |

## 山形県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長            |
|--------------------------------------|---|------|------------------------|---------------|
| 天童市大字清池字西側32番から<br>同 大字高掬字松葉1600番4まで |   | 旧    | 201.0メートル<br>?<br>40.8 | メートル<br>2,027 |
| 同                                    | 上 | 新    | 62.3メートル<br>?<br>16.0  | 同上            |

## 山形県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 上山市榎下字三蔵河原2780番1から<br>同 字届橋1323番3まで |   | 旧    | 34.0メートル<br>?<br>5.5  | メートル<br>2,110 |
| 同                                   | 上 |      | 99.0メートル<br>?<br>13.0 | メートル<br>2,760 |
| 同                                   | 上 | 新    | 99.0メートル<br>?<br>13.0 | 同上            |

## 山形県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|----------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 山形市大字山寺字南院4284番1から<br>同 4284番3まで |   | 旧    | 12.7メートル<br>?<br>8.0 | メートル<br>16 |
| 同                                | 上 | 新    | 18.0メートル<br>?<br>8.0 | 同上         |

## 山形県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延長         |
|--------------------|---|------|---------|------------|
| 山形市大字山寺字南院4285番5から |   | 旧    | 8.4メートル | メートル<br>21 |
| 同 4285番8まで         |   |      | 8.1     |            |
| 同                  | 上 | 新    | 8.4メートル | メートル<br>16 |
|                    |   |      | 8.1     |            |

## 山形県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北山形停車場大野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-------------|---|------|----------|------------|
| 山形市浜崎83番2から |   | 旧    | 40.2メートル | メートル<br>28 |
| 同 83番1まで    |   |      | 27.2     |            |
| 同           | 上 | 新    | 40.2メートル | 同上         |
|             |   |      | 27.2     |            |

## 山形県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楢下高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|------------------|---|------|----------|-------------|
| 上山市楢下字赤山1353番5から |   | 旧    | 24.5メートル | メートル<br>712 |
| 同 字赤山裏1509番5まで   |   |      | 5.6      |             |
| 同                | 上 | 新    | 27.4メートル | メートル<br>660 |
|                  |   |      | 13.0     |             |
| 同                | 上 | 新    | 27.4メートル | 同上          |
|                  |   |      | 13.0     |             |

## 山形県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺字南院4284番1から  
同 4284番3まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 北山形停車場大野目線
- 2 供用開始の区間 山形市浜崎83番2から  
同 83番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 2 供用開始の区間 山形市大字片谷地字蔵屋敷412番3から  
同 大字松原字東谷地15番17まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第336号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の場号 私道村総西建第210号
- 2 指定の場所 寒河江市大字高屋字北江69-13、69-14、125-6
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長82.88メートル
- 4 指定年月日 平成18年3月22日

## 山形県告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------------|---|------|----------|---------|
| 西村山郡朝日町大字杉山字横々折1309番1から |   | 旧    | 28.6メートル | 688メートル |
| 同 字須合田南81番まで            |   |      | 8.4      |         |
| 同                       | 上 | 新    | 51.7メートル | 同上      |
|                         |   |      | 18.8     |         |

## 山形県告示第338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------------|---|------|----------|---------|
| 西村山郡朝日町大字松程字セキヤ1392番3から |   | 旧    | 9.2メートル  | 140メートル |
| 同 1085番4まで              |   |      | 4.3      |         |
| 同                       | 上 | 新    | 20.0メートル | 同上      |
|                         |   |      | 4.6      |         |

## 山形県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---|------|----------|---------|
| 寒河江市元町四丁目7番3から |   | 旧    | 25.7メートル | 243メートル |
| 同 11番25まで      |   |      | 11.9     |         |
| 同              | 上 | 新    | 34.8メートル | 同上      |
|                |   |      | 16.8     |         |

## 山形県告示第340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|---------------------------|---|------|------------------|------------|
| 寒河江市元町三丁目4番8から<br>同 4番7まで |   | 旧    | 16.0メートル<br>16.0 | メートル<br>20 |
| 同                         | 上 | 新    | 18.0メートル<br>17.0 | メートル<br>14 |

## 山形県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 元町高屋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|-----------------------------|---|------|------------------|------------|
| 寒河江市元町二丁目14番6から<br>同 14番5まで |   | 旧    | 16.0メートル<br>16.0 | メートル<br>16 |
| 同                           | 上 | 新    | 18.0メートル<br>17.0 | メートル<br>12 |

## 山形県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市元町四丁目7番3から  
同 11番25まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 寒河江市元町三丁目4番8から  
同 4番7まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

山形県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 元町高屋線
- 2 供用開始の区間 寒河江市元町二丁目14番6から  
同 14番5まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

山形県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------|------|------------------|-------------|
| 最上郡舟形町堀内字瀬脇403番から<br>同 440番3まで | 旧    | 37.5メートル<br>12.0 | メートル<br>328 |
| 同 上                            | 新    | 33.0メートル<br>12.0 | 同 上         |

山形県告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄次年年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 最上郡舟形町富田字富田140番から<br>同 字根渡1005番3まで | 旧    | 28.8メートル<br>7.8 | メートル<br>503 |
| 同 上                                | 新    | 28.8メートル<br>7.8 | 同 上         |

山形県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|---------------------|---|------|----------|-----------|
| 最上郡戸沢村大字神田字新町906番から |   | 旧    | 25.0メートル | 1,020メートル |
| 同 字濁沢641番2まで        |   |      | 7.4      |           |
| 同                   | 上 | 新    | 30.4メートル | 同上        |
|                     |   |      | 7.4      |           |

山形県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 南陽市西落合字屋敷563番から |   | 旧    | 16.6メートル | 944メートル |
| 同 池黒字前田571番1まで  |   |      | 8.4      |         |
| 同               | 上 | 新    | 16.6メートル | 同上      |
|                 |   |      | 8.4      |         |
| 同               | 上 | 新    | 34.2メートル | 950メートル |
|                 |   |      | 14.0     |         |

山形県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|--------|------|----------|---------|
| 西置賜郡飯豊町大字椿字鴨川原北592番4から |        | 旧    | 14.2メートル | 260メートル |
| 同                      | 581番まで |      | 20.3     |         |
| 同                      | 上      | 新    | 14.2メートル | 275     |
|                        |        |      | 50.6     |         |

## 山形県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字椿字鴨川原北592番4から  
同 581番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間             | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---------------|------|----------|---------|
| 酒田市入船町10番142から |               | 旧    | 87.7メートル | 560メートル |
| 同              | 山居町二丁目58番20まで |      | 11.3     |         |
| 同              | 上             | 新    | 87.7メートル | 同上      |
|                |               |      | 11.3     |         |

## 山形県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 面野山鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市覚岸寺字水上288番2から |   | 旧    | 18.4メートル | 331メートル |
| 同 大宝寺字日本国398番2   |   |      | 15.6     |         |
| 同                | 上 | 新    | 18.8メートル | 同上      |
|                  |   |      | 16.2     |         |

## 山形県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 円能寺砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 酒田市中野俣字笹下177番から |   | 旧    | 16.3メートル | 390メートル |
| 同 字備畑前46番1まで    |   |      | 5.5      |         |
| 同               | 上 | 新    | 20.0メートル | 420メートル |
|                 |   |      | 6.6      |         |
| 同               | 上 | 新    | 40.0メートル | 400メートル |
|                 |   |      | 11.5     |         |

## 山形県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市入船町10番142から  
同 山居町二丁目58番20まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

## 山形県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 面野山鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市覚岸寺字水上288番2から  
同 大宝寺字日本国398番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

山形県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市中野俣字笹下177番から  
同 字備畑前46番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

山形県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 安田砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市上興野字堰東35番5から  
同 漆首根字上田元207番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

山形県告示第358号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成17年7月県条例第83号)による改正後の山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

1 利用時間等

| 区 分            | 利 用 時 間 等                                                                           |                                                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台      | 午前10時から午後5時まで                                                                       |                                                |
| 山形県酒田海洋センター    | 午前10時から午後5時まで                                                                       |                                                |
| 酒田プレジャーボートスポット | 4月24日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) | 午前7時から午後5時30分まで                                |
|                | 6月1日から8月31日までの日曜日、土曜日及び休日                                                           | 午前6時から午後6時30分まで                                |
|                | 上記以外の日                                                                              | 午前8時から午後5時まで                                   |
| 鼠ヶ関マリーナ        | 4月1日から10月31日までの期間                                                                   | 午前8時から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後9時まで、研修ホールは終日とする。 |
|                | 上記以外の期間                                                                             | 午前8時30分から午後5時まで。ただし、研修ホールは終日とする。               |

## 2 休業日等

| 区 分            | 休 業 日                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台      | 1 5月の第1週及び第2週を除く毎週月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月31日から2月28日までの日                        |
| 山形県酒田海洋センター    | 1 5月の第1週及び第2週を除く毎週月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月31日及び翌年の1月1日                          |
| 酒田プレジャーボートスポット | 12月30日から翌年の1月5日までの日                                                                                      |
| 鼠ヶ関マリーナ        | 1 4月29日から5月7日まで及び7月20日から8月20日までの日を除く期間の火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第359号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第83号）による改正後の山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

## (1) 酒田プレジャーボートスポット

| 港湾施設名                      | 使 用 区 分        | 利 用 料 金                  | 備 考                                 |
|----------------------------|----------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 棧橋<br>物揚場<br>船揚場<br>船舶保管施設 | 1 使用期間が1月未満の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき 112円 | 船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |
|                            | 2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1月につき 545円 |                                     |

## (2) 鼠ヶ関マリーナ

| 港湾施設名                 | 使 用 区 分               | 利 用 料 金       | 備 考                                                   |
|-----------------------|-----------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 棧橋<br>浮棧橋<br>物揚場      | 1 ヨット                 |               | 県内に住所を有する者が利用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。 |
|                       | (1) ディンギー型ヨット         | 6時間までごとに 310円 |                                                       |
|                       | (2) ディンギー型ヨット以外のヨット   |               |                                                       |
|                       | イ 長さ5メートル未満のもの        | 6時間までごとに 630円 |                                                       |
|                       | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの | 6時間までごとに 780円 |                                                       |
| ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの | 6時間までごとに 890円         |               |                                                       |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの | 6時間までごとに 1,020円       |               |                                                       |



|                       |                       |                                        |                                         |                   |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------|
| 船舶保管施設                | (ロ) 使用期間が1月以上の場合      |                                        |                                         | い場合は、その単位まで引き上げる。 |
|                       | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの | 1月につき                                  | 14,240円                                 |                   |
|                       | (イ) 使用期間が1月未満の場合      |                                        |                                         |                   |
|                       | (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1日につき                                  | 3,320円                                  |                   |
|                       | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの | 1月につき                                  | 16,620円                                 |                   |
|                       | (イ) 使用期間が1月未満の場合      |                                        |                                         |                   |
|                       | (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1日につき                                  | 3,790円                                  |                   |
|                       | ホ 長さ8メートル以上のもの        | 1月につき                                  | 18,990円                                 |                   |
|                       | (イ) 使用期間が1月未満の場合      |                                        |                                         |                   |
|                       |                       | 1日につき                                  | 3,790円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,180円を加えた額  |                   |
|                       | (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1日につき                                  | 18,990円に長さが7メートルを超える1メートルごとに5,930円を加えた額 |                   |
|                       | 2 モーターボート             |                                        |                                         |                   |
|                       | (1) 和船型モーターボート        |                                        |                                         |                   |
|                       | イ 長さ5メートル未満のもの        |                                        |                                         |                   |
|                       | (イ) 使用期間が1月未満の場合      | 1日につき                                  | 2,360円                                  |                   |
|                       | (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1月につき                                  | 12,350円                                 |                   |
|                       | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの |                                        |                                         |                   |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合      | 1日につき                 | 3,080円                                 |                                         |                   |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1月につき                 | 14,840円                                |                                         |                   |
| ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの |                       |                                        |                                         |                   |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合      | 1日につき                 | 3,550円                                 |                                         |                   |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1月につき                 | 17,340円                                |                                         |                   |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの |                       |                                        |                                         |                   |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合      | 1日につき                 | 4,030円                                 |                                         |                   |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合      | 1月につき                 | 19,830円                                |                                         |                   |
| ホ 長さ8メートル以上のもの        |                       |                                        |                                         |                   |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合      | 1日につき                 | 4,030円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,300円を加えた額 |                                         |                   |

|            |                          |            |                                                                 |
|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 19,830円に<br>長さが7<br>メートルを<br>超える1<br>メートルご<br>とに6,170円<br>を加えた額 |
|            | (2) 和船型モーターボート以外のモーターボート |            |                                                                 |
|            | イ 長さ5メートル未満のもの           |            |                                                                 |
|            | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき      | 2,990円                                                          |
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 15,000円                                                         |
|            | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    |            |                                                                 |
|            | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき      | 3,690円                                                          |
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 18,010円                                                         |
|            | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |            |                                                                 |
|            | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき      | 4,270円                                                          |
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 21,020円                                                         |
|            | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |            |                                                                 |
|            | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき      | 4,840円                                                          |
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 24,010円                                                         |
|            | ホ 長さ8メートル以上のもの           |            |                                                                 |
|            | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき      | 4,840円に長<br>さが7メー<br>トルを超え<br>る1メート<br>ルごとに<br>1,490円を加<br>えた額  |
|            | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき      | 24,010円に<br>長さが7<br>メートルを<br>超える1<br>メートルご<br>とに7,500円<br>を加えた額 |
| 給水施設       |                          | 1基30分までごとに | 220円                                                            |
| 給電施設       |                          | 1基30分までごとに | 330円                                                            |
| けん引<br>運搬車 |                          | 1回につき      | 120円                                                            |
| 駐車場        | 1 原動機付自転車及び自動<br>二輪車     | 1日につき      | 170円                                                            |

|                             |         |                                |        |        |
|-----------------------------|---------|--------------------------------|--------|--------|
|                             |         | 2 普通自動車及び小型特殊自動車               | 1日につき  | 340円   |
|                             |         | 3 大型自動車及び大型特殊自動車               | 1日につき  | 1,180円 |
| 船揚場                         | ウインチ    | ヨット及びモーターボート<br>1 長さ5メートル未満のもの | 1回につき  | 590円   |
|                             |         | 2 長さ5メートル以上のもの                 | 1回につき  | 890円   |
|                             | 上下架クレーン | ヨット及びモーターボート<br>1 長さ5メートル未満のもの | 1回につき  | 1,060円 |
|                             |         | 2 長さ5メートル以上のもの                 | 1回につき  | 1,280円 |
| 港湾管理事務所                     | 会議室     | 1 使用時間が午前9時から正午までの間の場合         |        | 1,100円 |
|                             |         | 2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合       |        | 1,640円 |
|                             |         | 3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合       |        | 2,300円 |
|                             | 研修ホール   | 1 使用時間が午前9時から正午までの間の場合         |        | 3,300円 |
|                             |         | 2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合       |        | 4,940円 |
|                             |         | 3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合       |        | 7,700円 |
|                             |         | 4 使用時間が午後6時から午後9時までの間の場合       |        | 6,600円 |
| 5 使用時間が午後9時から翌日の午前9時までの間の場合 |         | 1時間までごとに                       | 3,300円 |        |
| シャワー                        |         | 1回につき                          | 220円   |        |

(注)この表において「ディンギー型ヨット」とはセンターボートの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第360号

山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

(1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分                     |                   | 単 位           | 利用料金 |
|-------------------------|-------------------|---------------|------|
| 加茂レインボービーチ<br>マリンパーク鼠ヶ関 | 条例第3条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき       | 700円 |
|                         | 条例第3条第1項第2号に掲げる行為 | 1人平方メートル1日につき | 70円  |

(2) 次の施設を利用する場合の利用料金

| 施 設        | 期 間 等                          | 単 位     | 利用料金            |
|------------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 加茂レインボービーチ | 7月16日から8月16日までの午前8時30分から午後5時まで | マイクロバス  | 800円            |
|            |                                | 普通自動車   | 1日1回につき<br>700円 |
|            |                                | 自動二輪車   | 300円            |
|            | シャワー                           | 1回につき   | 100円            |
| マリンパーク鼠ヶ関  | 7月20日から8月20日までの午前8時から午後4時まで    | 1日1回につき | 700円            |
|            |                                | 1回につき   | 200円            |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第361号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称        | 使 用 時 間                                                 | 休 業 日                    |
|------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------|
| オートキャンプ場         | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月の第2月曜日から翌年の4月の第3金曜日まで |
| テニスコート           | 午前9時から午後6時(9月1日から11月30日までの間にあつては、午後4時30分)まで             | 12月1日から翌年の3月31日まで        |
| 多目的広場<br>アーチェリー場 | 午前9時から午後4時30分(4月1日から8月31日までの間にあつては、午後6時)まで              | 12月29日から翌年の1月3日まで        |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで



## 山形県告示第362号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第48号)による改正後の山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

## (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,000円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

## イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分            | 利 用 料 金                    |                    |
|-----------|----------------|----------------------------|--------------------|
| オートキャンプ場  | 入 場            | 児童生徒等(幼稚園の園児及びこれに準ずる者を除く。) | 1人1回当たり<br>200円    |
|           |                | 児童生徒等以外の者                  | 1人1回当たり<br>400円    |
|           | テントサイトの使用      | 宿泊を伴わない使用                  | 1区画1回当たり<br>1,100円 |
|           |                | 宿泊を伴う使用                    | 1区画1泊当たり<br>3,100円 |
| テニスコート    | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1面1時間当たり<br>250円           |                    |
|           | 上記以外の場合        | 1面1時間当たり<br>500円           |                    |
| 多目的広場     | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>250円             |                    |
|           | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>500円             |                    |
| アーチェリー場   | 全部を単独で使用する場合   | 児童生徒等のみが使用する場合             | 1時間当たり<br>1,270円   |
|           |                | 上記以外の場合                    | 1時間当たり<br>2,540円   |
|           | 上記以外の場合        | 児童生徒等のみが使用する場合             | 1人1回当たり<br>200円    |
|           |                | 上記以外の場合                    | 1人1回当たり<br>400円    |

□ 附属施設及び器具の利用料金

| 区        | 分      | 単 位    | 利 用 料 金 |
|----------|--------|--------|---------|
| オートキャンプ場 | 温水シャワー | 1回につき  | 100円    |
|          | 洗濯機    | 1回につき  | 100円    |
|          | 衣類乾燥機  | 1回につき  | 100円    |
| テニスコート   | 温水シャワー | 1回につき  | 100円    |
|          | 会議室    | 1時間につき | 300円    |

備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第363号

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程

山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程(平成13年10月県告示第850号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「山形県すまい情報センター条例施行規則(平成12年12月県規則第132号)第3条に掲げる」を「月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの」に改め、同条第2項中「午前9時30分(山形県すまい情報センター内に置く閲覧所にあつては、午前10時)から午後4時まで」を「午前9時から午後5時まで(山形県すまい情報センター内に置く閲覧所にあつては、午前10時から午後6時まで)」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

山形県告示第364号

平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

|                        |       |                         |       |        |     |        |
|------------------------|-------|-------------------------|-------|--------|-----|--------|
| 「特定優良賃貸<br>小白川アパー<br>ト | 平成8年度 | 山形市小白川<br>町一丁目19番<br>9号 | 65.03 | 80,000 | (1) | 53,300 |
|                        |       |                         |       |        | (2) | 78,000 |
|                        |       |                         |       |        | (3) | 80,000 |
| 特定優良賃貸<br>桜田西アパー<br>ト  | "     | 山形市桜田西<br>二丁目9番3<br>号   | 65.74 | 81,000 | (1) | 58,800 |
|                        |       |                         |       |        | (2) | 86,200 |
|                        |       |                         |       |        | (3) | 89,500 |
| 「特定優良賃貸                | 平成8年度 | 山形市桜田西                  | 65.74 | 81,000 | (1) | 54,200 |

桜田西アパー ト 二丁目9番3号 (2) 79,500 に改める。  
(3) 81,000」

山形県告示第365号

山形県すまい情報センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第56号）による改正後の山形県すまい情報センター条例（平成12年10月県条例第76号）第3条第2項の規定により、山形県すまい情報センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 開館時間  
午前10時から午後6時まで
- 2 休館日  
(1) 月曜日  
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、建築協定を次のとおり認可した。  
なお、建築協定書は、南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 代表者の住所及び氏名 南陽市若狭郷屋485番地 相澤 雅彦
- 2 建築協定の目的 南陽市若狭郷屋、郡山及び島貫地内において、住宅地としての環境を整備するため。
- 3 建築協定区域 南陽市若狭郷屋、郡山及び島貫地内
- 4 協定の有効期間 平成18年3月31日から平成28年3月30日

山形県告示第367号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第60号）による改正後の山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第7条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

| 区 分 |                                                                              | 利 用 料 金   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 個人  | 大学の学生及びこれに準ずる者                                                               | 100円      |
|     | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員                        | 無料        |
|     | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料        |
|     | 上記以外の者                                                                       | 200円      |
|     | 大学の学生及びこれに準ずる者                                                               | 1人につき 70円 |

|                  |                                                                              |            |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 団体(20人以上のものに限る。) | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員                        | 無料         |
|                  | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料         |
|                  | 上記以外の者                                                                       | 1人につき 150円 |

## 2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

議 会 関 係

## 告 示

## 山形県議会告示第1号

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成13年3月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第4条第4項第2号」を「第4条第4項第3号」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(不開示情報)

第4条の2 条例第34条の3の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項第2号口の規定により議長が定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会関係

## 規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

## 山形県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程(昭和29年8月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

行政職給料表の各級に相当する職務の級

| 行政職給料表<br>区分<br>給料表 | 9級<br>8級       | 7級<br>6級<br>5級<br>4級 | 3級                 | 2級                             | 1級                   |
|---------------------|----------------|----------------------|--------------------|--------------------------------|----------------------|
| 教育職給料表(2)           | 4級<br>3級17号給以上 | 3級16号給以下<br>2級45号給以上 | 2級37号給から<br>44号給まで | 2級21号給から<br>36号給まで<br>1級41号給以上 | 2級20号給以下<br>1級40号給以下 |
| 医療職給料表(2)           |                | 7級<br>6級<br>5級       | 4級<br>3級5号給以上      | 3級4号給以下<br>2級9号給以上             | 2級8号給以下<br>1級        |

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第7号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「免許法施行規則第14条の規定により免許法第6条別表第3備考第5号」を「免許法別表第3又は別表第6の規定により上級の免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定」に改め、同条に次の1項を加える。

- 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

| 第1欄  | 第2欄                                            |               |          | 第3欄     |
|------|------------------------------------------------|---------------|----------|---------|
| 在職年数 | 管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目 | 栄養に係る教育に関する科目 | 教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 3    | 32                                             | 2             | 6        | 40      |
| 4    | 28                                             | 2             | 5        | 35      |
| 5    | 23                                             | 2             | 5        | 30      |
| 6    | 19                                             | 2             | 4        | 25      |
| 7    | 15                                             | 2             | 3        | 20      |
| 8    | 11                                             | 2             | 2        | 15      |
| 9    | 6                                              | 2             | 2        | 10      |

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第8号

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年4月県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表口の項被評定者の欄中「、学校栄養職員」を「並びに栄養教諭及び学校給食栄養管理者」に、「規定する職員」を「規定する職員のうち栄養教諭以外の者」に、「学校栄養職員のうち」を「栄養教諭及び学校給食栄養管理者のうち」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第9号

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育職員の長期研修に関する規則(昭和53年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第10号

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「助教諭、養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭、助教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
県立学校その他の教育機関  
市町村教育委員会

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の一部を改正する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準（昭和35年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6号の2イ中「10級」を「8級」に改め、同号ロ中「9級」を「7級」に改め、同号ハ中「9級」を「7級」に、「10級」を「8級」に改め、第14号の3中「11級又は10級」を「9級又は8級」に、「9級」を「7級」に改める。

附 則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第6号の2イから八まで及び第14号の3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第60号）による改正後の山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 開館時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 休館日
  - 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定するみどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。）
  - 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日）
  - 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 適用期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

## 告 示

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政 党

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日          |
|--------------|---------|----------|----------------|----------------|
| 国民新党憲友会山形県支部 | 添 川 清 人 | 鈴 木 昭    | 東置賜郡高畠町下和田2135 | 平成<br>18. 3.15 |

## 山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年3月31日

## 山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 政 党

| 政治団体の名称       | 異動事項      | 内 容       |            | 届出年月日        |
|---------------|-----------|-----------|------------|--------------|
|               |           | 新         | 旧          |              |
| 自由民主党櫛引支部     | 政治団体の名称   | 自由民主党櫛引支部 | 自由民主党櫛引町支部 | 平成<br>18.3.3 |
|               | 代 表 者     | 遠 藤 純 夫   | 松 浦 安 雄    |              |
| 日本共産党置賜地区委員会  | 会 計 責 任 者 | 後 藤 美 千 代 | 斎 藤 祐 一    | 同<br>3.7     |
| 自由民主党温海支部     | 代 表 者     | 佐 藤 龍 夫   | 本 間 義 弥    | 同<br>3.10    |
| 自由民主党山形県医療会支部 | 会 計 責 任 者 | 有 海 躬 行   | 三 須 良 彦    | 同            |

## その他の団体

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容       |             | 届出年月日         |
|-----------------|------------|-----------|-------------|---------------|
|                 |            | 新         | 旧           |               |
| 小野田貞一後援会        | 代 表 者      | 高 橋 浩 市   | 中 川 陸 郎     | 平成<br>18.2.17 |
|                 | 会 計 責 任 者  | 米 秀 一     | 高 橋 浩 市     |               |
| めぐろ栄樹後援会        | 主たる事務所の所在地 | 長井市今泉23   | 長井市館町南3825  | 同<br>2.28     |
| 神尾こう後援会         | 代 表 者      | 佐 藤 久 浩   | 高 山 長 右 工 門 | 同<br>3.1      |
| 志田英紀温海後援会       | 政治団体の名称    | 志田英紀温海後援会 | 志田英紀温海町後援会  | 同             |
| テイク・オフ21        | 代 表 者      | 長 澤 利 晃   | 佐 藤 眞 一     | 同             |
|                 | 会 計 責 任 者  | 真 木 義 一   | 庄 司 慎 悦     |               |
| 小野寺喜一郎を励ます会     | 代 表 者      | 今 野 松 雄   | 服 部 砂 夫     | 同<br>3.3      |
| 鹿野道彦後援会         | 会 計 責 任 者  | 木 村 昌 夫   | 武 田 聡       | 同             |
|                 | 主たる事務所の所在地 | 山形市松見町9-8 | 山形市美畑町5-5   |               |
| 全国小売酒販政治連盟山形県支部 | 代 表 者      | 市 村 賢 治   | 濱 田 宏 輔     | 同             |



|             |            |                      |                  |           |
|-------------|------------|----------------------|------------------|-----------|
| 白根沢澄子後援会    | 会 計 責 任 者  | 後 藤 美 千 代            | 齋 藤 祐 一          | 同<br>3.7  |
| 交 仁 会       | 代 表 者      | 東 海 林 仁              | 今 野 正 雄          | 同<br>3.8  |
|             | 会 計 責 任 者  | 東 海 林 月 子            | 大 友 英 夫          |           |
| 岡崎りか後援会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町3丁目7番10号       | 酒田市亀ヶ崎4丁目15番地45号 | 同<br>3.10 |
| 草の根民主政治研究会  | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町3丁目7番10号       | 酒田市本町2丁目1番10号    | 同         |
| さかた夢未来      | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町3丁目7番10号       | 酒田市亀ヶ崎4丁目15番地45号 | 同         |
| 西島英利山形県後援会  | 会 計 責 任 者  | 有 海 躬 行              | 三 須 良 彦          | 同         |
| 山形県医師連盟     | 会 計 責 任 者  | 有 海 躬 行              | 三 須 良 彦          | 同         |
| 山形県獣医師政治連盟  | 主たる事務所の所在地 | 山形市吉原二丁目8番6号ヤマラク会館2F | 山形市柳原19番地の1      | 同         |
| ごとう誠一後援会    | 代 表 者      | 後 藤 誠 一              | 西 田 辰 男          | 同<br>3.14 |
| 国際勝共連合山形県本部 | 代 表 者      | 藤 井 宏 一 郎            | 高 橋 和 男          | 同<br>3.15 |
|             | 会 計 責 任 者  | 藤 井 万 里 子            | 高 橋 真 理 子        |           |
|             | 主たる事務所の所在地 | 上山市宮脇237番地           | 上山市宮脇237藤井方      |           |
| 富 弥 会       | 会 計 責 任 者  | 小 嶋 亜 紀              | 富 樫 輝 男          | 同<br>3.16 |

山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

政 党

| 政 治 団 体 の 名 称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------------|--------------|---------------|
| 自由民主党山形県米沢市第三支部 | 解 散          | 平成18. 3.15    |

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 佐藤主良後援会       | 解 散          | 平成17.12.11    |
| 松浦一雄後援会       | 解 散          | 同 12.15       |

|              |     |            |
|--------------|-----|------------|
| 寒河江英雄後援会     | 解 散 | 同 12.20    |
| 斎藤幸彦後援会      | 解 散 | 同 12.25    |
| 夢と希望の街酒田を創る会 | 解 散 | 同 12.25    |
| 荒沢憲後援会       | 解 散 | 同 12.31    |
| くまた洋勝後援会     | 解 散 | 同 12.31    |
| 佐藤栄一後援会      | 解 散 | 同 12.31    |
| なんば玉記後援会     | 解 散 | 平成18. 2.11 |
| 加藤寛英後援会      | 解 散 | 同 2.28     |
| 啓友会          | 解 散 | 同 3. 1     |
| 土田ひらく後援会     | 解 散 | 同 3. 1     |
| 若い力の会        | 解 散 | 同 3. 1     |

## 山形県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | 遠藤宏三後援会 |
|----------------------------------|---------|
| 報告年月日                            | 18.3.6  |
| 収入総額                             | 0       |
| 前年繰越額                            | 0       |
| 本年收入額                            | 0       |
| 支出総額                             | 0       |
| 本年收入の内訳                          |         |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |         |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0       |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |         |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |         |
| 政党匿名寄附                           |         |
| 事業収入(内訳別掲)                       |         |
| 交付金収入                            |         |
| 借入金(内訳別掲)                        |         |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |         |
| 支出の内訳                            |         |
| 経常経費                             | 0       |
| 人件費                              |         |
| 光熱水費                             |         |
| 備品・消耗品費                          |         |
| 事務所費                             |         |
| 政治活動費                            | 0       |
| 組織活動費                            |         |
| 選挙関係費                            |         |
| 事業費                              | 0       |
| 機関紙誌発行事業費                        |         |
| 宣伝事業費                            |         |
| パーティー事業費                         |         |
| その他の事業費                          |         |
| 調査研究費                            |         |
| 寄附・交付金                           |         |
| その他の経費                           |         |
| 資産等の有無                           | 無       |

山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

( 政党 ) ( 資金管理団体 )( その他の政治団体 ) 単位:円

| 政治団体の名称                          | 自由民主党山形県<br>米沢市第三支部 | 啓友会     | なんば玉記後援<br>会 | 加藤寛英後援会      |
|----------------------------------|---------------------|---------|--------------|--------------|
| 報告年月日                            | 18.3.15             | 18.3.14 | 18.3.1       | 18.3.8       |
| 収入総額                             | 7,436               | 403,545 | 84,981       | 253,875      |
| 前年繰越額                            | 7,436               | 403,545 | 84,981       | 103,875      |
| 本年収入額                            | 0                   | 0       | 0            | 150,000      |
| 支出総額                             | 0                   | 0       | 0            | 168,319      |
| 本年収入の内訳                          |                     |         |              |              |
| 個人の党費・会費<br>金額<br>員数(人)          |                     |         |              | 50,000<br>25 |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0                   | 0       | 0            | 100,000      |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                     |         |              | 100,000      |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                     |         |              |              |
| 政党匿名寄附                           |                     |         |              |              |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                     |         |              |              |
| 交付金収入                            |                     |         |              |              |
| 借入金(内訳別掲)                        |                     |         |              |              |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                     |         |              |              |
| 支出の内訳                            |                     |         |              |              |
| 経常経費                             | 0                   | 0       | 0            | 52,479       |
| 人件費                              |                     |         |              |              |
| 光熱水費                             |                     |         |              | 45,699       |
| 備品・消耗品費                          |                     |         |              |              |
| 事務所費                             |                     |         |              | 6,780        |
| 政治活動費                            | 0                   | 0       | 0            | 115,840      |
| 組織活動費                            |                     |         |              | 115,840      |
| 選挙関係費                            |                     |         |              |              |
| 事業費                              | 0                   | 0       | 0            | 0            |
| 機関紙発行事業費                         |                     |         |              |              |
| 宣伝事業費                            |                     |         |              |              |
| パーティー事業費                         |                     |         |              |              |
| その他の事業費                          |                     |         |              |              |
| 調査研究費                            |                     |         |              |              |
| 寄附・交付金                           |                     |         |              |              |
| その他の経費                           |                     |         |              |              |
| 資産等の有無                           | 無                   | 無       | 無            | 無            |

単位：円

| 政治団体の名称                     | 土田ひらく後援会 | 若い力の会   |
|-----------------------------|----------|---------|
| 報告年月日                       | 18.3.20  | 18.3.20 |
| 収入総額                        | 7,109    | 41,705  |
| 前年繰越額                       | 7,109    | 41,705  |
| 本年収入額                       | 0        | 0       |
| 支出総額                        | 0        | 0       |
| 本年収入の内訳                     |          |         |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |         |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        | 0       |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |         |
| 団体分                         |          |         |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |         |
| 政党匿名寄附                      |          |         |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |         |
| 交付金収入                       |          |         |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |         |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |         |
| 支出の内訳                       |          |         |
| 経常経費                        | 0        | 0       |
| 人件費                         |          |         |
| 光熱水費                        |          |         |
| 備品・消耗品費                     |          |         |
| 事務所費                        |          |         |
| 政治活動費                       | 0        | 0       |
| 組織活動費                       |          |         |
| 選挙関係費                       |          |         |
| 事業費                         | 0        | 0       |
| 機関紙発行事業費                    |          |         |
| 宣伝事業費                       |          |         |
| パーティー事業費                    |          |         |
| その他の事業費                     |          |         |
| 調査研究費                       |          |         |
| 寄附・交付金                      |          |         |
| その他の経費                      |          |         |
| 資産等の有無                      | 無        | 無       |

## 加藤寛英後援会

○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金 額      | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 加 藤 寛 英   | 100,000円 | 酒田市    |

## 山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                   | 榎本五郎治(ごろちゃん)後援会 | 松浦一雄後援会  | くまた洋勝後援会 | 佐藤栄一後援会  |
|---------------------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                     | 18. 1.23        | 18. 2.28 | 18. 3. 3 | 18. 3. 3 |
| 収入総額                      | 297,402         | 0        | 0        | 0        |
| 前年繰越額                     | 297,381         | 0        | 0        | 0        |
| 本年收入額                     | 21              | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                      | 297,402         | 0        | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                   |                 |          |          |          |
| 個人の党費・会費<br>金額<br>員数(人)   |                 |          |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                  | 0               | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)           |                 |          |          |          |
| 団体分                       |                 |          |          |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                 |          |          |          |
| 政党匿名寄附                    |                 |          |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                |                 |          |          |          |
| 交付金収入                     |                 |          |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                 |                 |          |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)              | 21              |          |          |          |
| 1件10万円未満のもの               | 21              |          |          |          |
| 支出の内訳                     |                 |          |          |          |
| 経常経費                      | 297,402         | 0        | 0        | 0        |
| 人件費                       |                 |          |          |          |
| 光熱水費                      |                 |          |          |          |
| 備品・消耗品費                   | 297,402         |          |          |          |
| 事務所費                      |                 |          |          |          |
| 政治活動費                     | 0               | 0        | 0        | 0        |
| 組織活動費                     |                 |          |          |          |
| 選挙関係費                     |                 |          |          |          |
| 事業費                       | 0               | 0        | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                  |                 |          |          |          |
| 宣伝事業費                     |                 |          |          |          |
| パーティー事業費                  |                 |          |          |          |
| その他の事業費                   |                 |          |          |          |
| 調査研究費                     |                 |          |          |          |
| 寄附・交付金                    |                 |          |          |          |
| その他の経費                    |                 |          |          |          |
| 資産等の有無                    | 無               | 無        | 無        | 無        |

単位:円

| 政治団体の名称                          | 荒沢憲後援会   | 寒河江英雄後援会 | 斎藤幸彦後援会  | 夢と希望の街酒田を創る会 |
|----------------------------------|----------|----------|----------|--------------|
| 報告年月日                            | 18. 3. 6 | 18. 3. 7 | 18. 3.10 | 18. 3.10     |
| 収入総額                             | 0        | 30,337   | 0        | 0            |
| 前年繰越額                            | 0        | 30,337   | 0        | 0            |
| 本年收入額                            | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 支出総額                             | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 本年收入の内訳                          |          |          |          |              |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |          |          |              |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |          |          |              |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |          |          |              |
| 政党匿名寄附                           |          |          |          |              |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |          |          |              |
| 交付金収入                            |          |          |          |              |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |          |          |              |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |          |          |              |
| 支出の内訳                            |          |          |          |              |
| 経常経費                             | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 人件費                              |          |          |          |              |
| 光熱水費                             |          |          |          |              |
| 備品・消耗品費                          |          |          |          |              |
| 事務所費                             |          |          |          |              |
| 政治活動費                            | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 組織活動費                            |          |          |          |              |
| 選挙関係費                            |          |          |          |              |
| 事業費                              | 0        | 0        | 0        | 0            |
| 機関紙発行事業費                         |          |          |          |              |
| 宣伝事業費                            |          |          |          |              |
| パーティー事業費                         |          |          |          |              |
| その他の事業費                          |          |          |          |              |
| 調査研究費                            |          |          |          |              |
| 寄附・交付金                           |          |          |          |              |
| その他の経費                           |          |          |          |              |
| 資産等の有無                           | 無        | 無        | 無        | 無            |

単位：円

| 政治団体の名称                     | 佐藤主良後援会 |
|-----------------------------|---------|
| 報告年月日                       | 18.3.15 |
| 収入総額                        | 45,000  |
| 前年繰越額                       | 0       |
| 本年収入額                       | 45,000  |
| 支出総額                        | 45,000  |
| 本年収入の内訳                     |         |
| 個人の党費・会費 金額                 | 45,000  |
| 員数(人)                       | 45      |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0       |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |         |
| 団体分                         |         |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |         |
| 政党匿名寄附                      |         |
| 事業収入(内訳別掲)                  |         |
| 交付金収入                       |         |
| 借入金(内訳別掲)                   |         |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |         |
| 支出の内訳                       |         |
| 経常経費                        | 8,410   |
| 人件費                         |         |
| 光熱水費                        | 3,400   |
| 備品・消耗品費                     | 3,010   |
| 事務所費                        | 2,000   |
| 政治活動費                       | 36,590  |
| 組織活動費                       | 36,590  |
| 選挙関係費                       |         |
| 事業費                         | 0       |
| 機関紙発行事業費                    |         |
| 宣伝事業費                       |         |
| パーティー事業費                    |         |
| その他の事業費                     |         |
| 調査研究費                       |         |
| 寄附・交付金                      |         |
| その他の経費                      |         |
| 資産等の有無                      | 無       |

## 山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠



(政党) (資金管理団体)(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 自由民主党山形県<br>米沢市第三支部 | 啓友会      | なんば玉記後援<br>会 | 加藤寛英後援会        |
|------------------------------------------|---------------------|----------|--------------|----------------|
| 報告年月日                                    | 18. 3.15            | 18. 3.14 | 18. 3. 1     | 18. 3. 9       |
| 収入総額                                     | 7,436               | 403,545  | 84,981       | 269,400        |
| 前年繰越額                                    | 7,436               | 403,545  | 84,981       | 85,556         |
| 本年収入額                                    | 0                   | 0        | 0            | 183,844        |
| 支出総額                                     | 0                   | 0        | 0            | 269,400        |
| 本年収入の内訳                                  |                     |          |              |                |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |                     |          |              | 141,000<br>161 |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0                   | 0        | 0            | 42,844         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |                     |          |              | 42,844         |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |                     |          |              |                |
| 政党匿名寄附                                   |                     |          |              |                |
| 事業収入(内訳別掲)                               |                     |          |              |                |
| 交付金収入                                    |                     |          |              |                |
| 借入金(内訳別掲)                                |                     |          |              |                |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |                     |          |              |                |
| 支出の内訳                                    |                     |          |              |                |
| 経常経費                                     | 0                   | 0        | 0            | 1,155          |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |                     |          |              | 1,155          |
| 政治活動費                                    | 0                   | 0        | 0            | 268,245        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0                   | 0        | 0            | 268,245<br>0   |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |                     |          |              |                |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |                     |          |              |                |
| 資産等の有無                                   | 無                   | 無        | 無            | 無              |

単位:円

| 政治団体の名称                                  | 土田ひらく後援会 | 若い力の会   |
|------------------------------------------|----------|---------|
| 報告年月日                                    | 18.3.20  | 18.3.20 |
| 収入総額                                     | 7,109    | 41,705  |
| 前年繰越額                                    | 7,109    | 41,705  |
| 本年収入額                                    | 0        | 0       |
| 支出総額                                     | 0        | 0       |
| 本年収入の内訳                                  |          |         |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |         |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0       |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |         |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |         |
| 政党匿名寄附                                   |          |         |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |         |
| 交付金収入                                    |          |         |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |         |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |         |
| 支出の内訳                                    |          |         |
| 経常経費                                     | 0        | 0       |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |         |
| 政治活動費                                    | 0        | 0       |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0       |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |         |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |         |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無       |

## 加藤寛英後援会

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額      | 住所・所在地 |
|-----------|---------|--------|
| 加藤寛英      | 42,844円 | 酒田市    |

## 山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 異動事項  | 内容           |                       |
|-----------|----------|-------|--------------|-----------------------|
|           |          |       | 新            | 旧                     |
| 新目弘樹      | 山辺町議会議員  | 公職の種類 | 山辺町議会議員(現職)  | 山辺町議会議員(候補者)          |
| 井上薫       | 真室川町長    | 公職の種類 | 真室川町長(現職)    | 真室川町議会議員(候補者)         |
| 小松伸也      | 真室川町議会議員 | 公職の種類 | 真室川町議会議員(現職) | 真室川町議会議員(候補者となろうとする者) |
| 中村博信      | 羽黒町長     | 公職の種類 | 羽黒町長(現職)     | 羽黒町長(候補者)             |

## 山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日  |
|-----------|-----------|----------|
| 土田 啓      | 啓友会       | 平成18.3.1 |

## 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 届出年月日    |
|-----------|-----------|----------|
| 中村博信      | 博和会       | 平成18.3.9 |

## 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成16年10月27日付け山形県選挙管理委員会告示第194号にて公表した平成15年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(政党)単位:円

|                                          |                     |
|------------------------------------------|---------------------|
| 政治団体の名称                                  | 自由民主党山形県<br>山形市第三支部 |
| 報告年月日                                    | 16.3.1              |
| 収入総額                                     | 2,643,572           |
| 前年繰越額                                    | 11,572              |
| 本年収入額                                    | 2,632,000           |
| 支出総額                                     | 2,390,678           |
| 本年収入の内訳                                  |                     |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |                     |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 240,000             |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          | 150,000             |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         | 90,000              |
| 政党匿名寄附                                   |                     |
| 事業収入(内訳別掲)                               | 1,792,000           |
| 交付金収入                                    | 600,000             |
| 借入金(内訳別掲)                                |                     |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |                     |
| 支出の内訳                                    |                     |
| 経常経費                                     | 395,585             |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           | 395,585             |
| 政治活動費                                    | 1,995,093           |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 1,995,093<br>0      |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |                     |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |                     |
| 資産等の有無                                   | 無                   |
| 訂正年月日                                    | 18.3.10             |

## 自由民主党山形県山形市第三支部

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 収入金額     |
|-------------------|------------|----------|
| 自由民主党山形県支部連合会     | 山形市        | 100,000円 |
| 自由民主党山形県第一選挙区支部   | 山形市        | 500,000円 |

事業収入の内訳

| 事業の種類 | 金額         |
|-------|------------|
| 総会    | 1,434,000円 |
| 県政報告会 | 260,000円   |
| 県政報告会 | 98,000円    |

寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 清野伸昭      | 150,000円 | 上山市    |

(法人その他の団体分)

| 寄附者の氏名・名称   | 金額      | 住所・所在地 |
|-------------|---------|--------|
| 日本地下水開発株式会社 | 90,000円 | 山形市    |

## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成17年10月26日付け山形県選挙管理委員会告示第151号にて公表した平成16年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(政党)単位:円

| 政治団体の名称                                             | 自由民主党山形県<br>山形市第三支部 |
|-----------------------------------------------------|---------------------|
| 報告年月日                                               | 17.2.21             |
| 収入総額                                                | 2,835,894           |
| 前年繰越額                                               | 252,894             |
| 本年収入額                                               | 2,583,000           |
| 支出総額                                                | 2,555,301           |
| 本年収入の内訳                                             |                     |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                                |                     |
| 寄附(内訳別掲)                                            | 200,000             |
| 個人分<br>(うち特定寄附)<br>団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 200,000             |
| 政党匿名寄附                                              |                     |
| 事業収入(内訳別掲)                                          | 1,623,000           |
| 交付金収入                                               | 760,000             |
| 借入金(内訳別掲)                                           |                     |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの                         |                     |
| 支出の内訳                                               |                     |
| 経常経費                                                | 479,832             |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費                      | 479,832             |
| 政治活動費                                               | 2,075,469           |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                               | 2,075,469<br>0      |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費            |                     |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                           |                     |
| 資産等の有無                                              | 無                   |
| 訂正年月日                                               | 18.3.10             |

## 自由民主党山形県山形市第三支部

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

|                   |            |          |
|-------------------|------------|----------|
| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 収入金額     |
| 自由民主党山形県支部連合会     | 山形市        | 760,000円 |

事業収入の内訳

|       |            |
|-------|------------|
| 事業の種類 | 金額         |
| 総会    | 1,623,000円 |

寄附の内訳

（政治団体分）

寄附者の氏名・名称

金額

住所・所在地

高志会

200,000円

東京都千代田区

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成18年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会

会長 設 楽 作 巳

#### 1 指示の内容

##### (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの上上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

##### (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

#### 2 指示の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第2条の3に次の1項を加える。

3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額（以下「給料月額等」という。）とする。

第2条の4の見出しを「（地域手当）」に改める。

第5条の3第1項第1号中「100分の12」を「100分の6」に改め、同項第2号中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第7条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する第4項及び第5項の規定の適用については、第4項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額等及び扶養手当の月額」と、第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額等」とする。

第8条第1項第1号及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する第2項の規定の適用については、「給料の月額」とあるのは「給料月額等」とする。

第9条第3号中「第7条第6項及び第8条第4項」を「第7条第7項及び第8条第5項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

行政職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                                                                               |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級   | 定型的な業務を行う職務                                                                          |
| 2級   | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                                                             |
| 3級   | 1 本局の係長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                        |
| 4級   | 1 本局の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を分掌する係長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務 |
| 5級   | 1 課長補佐の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                         |
| 6級   | 1 本局の課長、主幹又は副主幹の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                    |
| 7級   | 1 総務企画課長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                           |
| 8級   | 1 局次長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                              |
| 9級   | 局長の職務                                                                                |

別表第2イ職員の区分及び加算割合の項の表中「11級又は10級」を「9級又は8級」に、「9級又は8級」を「7級又は6級」に、「7級又は6級」を「5級又は4級」に、「5級又は4級」を「3級」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程(昭和54年4月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(株式会社殖産銀行新庄支店舟形出張所を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。



告 示

山形県企業告示第2号

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

2 収納取扱金融機関の表中

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 株式会社 荘内銀行<br>酒田中央支店    | 酒田市中町二丁目5番10号 |
| 株式会社 殖産銀行<br>新庄支店舟形出張所 | 最上郡舟形町舟形108番地 |

を

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 株式会社 荘内銀行<br>酒田中央支店 | 酒田市中町二丁目5番10号 |
|---------------------|---------------|

に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規定の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規定(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第6条第3項第4号の表中

|       |
|-------|
| 1級4号給 |
| 1級2号給 |

を

|        |
|--------|
| 1級11号給 |
| 1級1号給  |

に改める。

第7条第2項中「(技能労務職員にあつては、当該職員が受けている号給)」を削り、「特定看護職員」を「その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。なお、特定看護職員に、「13,400円」を「12,600円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規程による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25を」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規程による給料の額との合計額(以下「給料月額等」という。)の100分の25を」と、「給料月額100分の25に」とあるのは「給料月額等の100分の25に」とする。

第8条第1項の表本局の項中「4種(管理者が別に定めるものにあつては3種)」を「4種」に改め、同条に次の1項を加える。

3 平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規程による給料を支給される職員に関する前項の規程の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額等」とする。

第9条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の10」を「100分の15」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第6項中「特定看護職員」を「その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、特定看護職員」に、「13,400円」を「12,600円」に改める。

別表第1イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                                                                               |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級   | 定型的な業務を行う職務                                                                          |
| 2級   | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                                                             |
| 3級   | 1 本局の係長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                        |
| 4級   | 1 本局の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を分掌する係長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務 |
| 5級   | 1 本局の課長補佐の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                      |
| 6級   | 1 本局の課長、主幹又は副主幹の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同様と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                    |
| 7級   | 1 本局の困難な業務を所掌する課長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                  |
| 8級   | 1 局次長の職務<br>2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務                              |
| 9級   | 局長の職務                                                                                |

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規程により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年3月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 やまがたクリーンセンター
  - (2) 代表者の氏名  
板 垣 啓 二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市上桜田151番地の1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、蔵王山麓地域において、地域の環境保全と住みよい「まち」づくりの推進に関する事業を行い、優れた景観と豊かな自然と共生する生活環境の推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月31日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為山形県立河北病院清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院総務課 電話番号0237(73)3131
- 3 落札決定をした日 平成18年2月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 東武 福島県南相馬市原町区下北高平字堂下242番地の3
- 5 落札金額 56,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年1月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月31日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為山形県立河北病院基準寝具、病衣及び新生児衣類賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院総務課 電話番号0237(73)3131
- 3 落札決定をした日 平成18年2月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 蔵王サプライズ 山形市蔵王松ヶ丘一丁目1番11
- 5 落札金額
 

|          |         |      |
|----------|---------|------|
| 基準寝具賃貸借  | 1組1日当たり | 92円  |
| 病衣賃貸借    | 1組1日当たり | 42円  |
| 新生児衣類賃貸借 | 1組1日当たり | 350円 |
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年1月10日

平成18年3月31日印刷  
平成18年3月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056